

令和3年9月定例会

浪江町議会会議録

令和3年 9月 7日 開会

令和3年 9月16日 閉会

浪 江 町 議 会

令和3年浪江町議会9月定例会会議録目次

| | |
|----------|---|
| 招集告示 | 1 |
| 応招・不応招議員 | 2 |

第 1 号 (9月7日)

| | |
|--------------------------------|----|
| 議事日程 | 3 |
| 出席議員 | 4 |
| 欠席議員 | 4 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 4 |
| 開会の宣告 | 6 |
| 開議の宣告 | 6 |
| 議事日程の報告 | 6 |
| 会議録署名議員の指名 | 6 |
| 会期の決定 | 6 |
| 諸般の報告 | 7 |
| 行政報告 | 7 |
| 一般質問 | 13 |
| 山崎博文君 | 13 |
| 佐々木勇治君 | 29 |
| 佐々木茂君 | 40 |
| 紺野 豊君 | 56 |
| 渡邊泰彦君 | 63 |
| 散会の宣告 | 78 |

第 2 号 (9月8日)

| | |
|--------------------------------|-----|
| 議事日程 | 79 |
| 出席議員 | 82 |
| 欠席議員 | 82 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 82 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 82 |
| 開議の宣告 | 84 |
| 議事日程の報告 | 84 |
| 請願・陳情の付託 | 84 |
| 認定第1号から報告第9号の一括上程、説明 | 84 |
| 延会について | 135 |

| | |
|-------|-----|
| 延会の宣告 | 135 |
|-------|-----|

第 3 号 (9月15日)

| | |
|--------------------------------|-----|
| 議事日程 | 137 |
| 出席議員 | 139 |
| 欠席議員 | 139 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 139 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 139 |
| 開議の宣告 | 141 |
| 議事日程の報告 | 141 |
| 認定第1号の質疑、討論、採決 | 141 |
| 認定第2号の質疑、討論、採決 | 158 |
| 議案第89号の質疑、討論、採決 | 159 |
| 議案第90号の質疑、討論、採決 | 159 |
| 議案第91号の質疑、討論、採決 | 160 |
| 議案第92号の質疑、討論、採決 | 160 |
| 議案第93号の質疑、討論、採決 | 161 |
| 議案第94号の質疑、討論、採決 | 161 |
| 議案第95号の質疑、討論、採決 | 162 |
| 議案第96号の質疑、討論、採決 | 162 |
| 議案第97号の質疑、討論、採決 | 163 |
| 議案第98号の質疑、討論、採決 | 164 |
| 議案第99号の質疑、討論、採決 | 164 |
| 議案第100号の質疑、討論、採決 | 166 |
| 議案第101号の質疑、討論、採決 | 169 |
| 議案第102号の質疑、討論、採決 | 169 |
| 議案第103号の質疑、討論、採決 | 170 |
| 議案第104号の質疑、討論、採決 | 170 |
| 議案第105号の質疑、討論、採決 | 173 |
| 議案第106号の質疑、討論、採決 | 173 |
| 議案第107号の質疑、討論、採決 | 174 |
| 議案第108号の質疑、討論、採決 | 175 |
| 議案第109号の質疑、討論、採決 | 176 |
| 延会の宣告 | 176 |

第 4 号 (9月16日)

| | |
|------|-----|
| 議事日程 | 177 |
| 出席議員 | 178 |

| | |
|--------------------------------|-----|
| 欠席議員 | 178 |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 178 |
| 職務のため出席した者の職氏名 | 179 |
| 開議の宣告 | 180 |
| 議事日程の報告 | 180 |
| 発言の訂正 | 180 |
| 議案第110号の質疑、討論、採決 | 180 |
| 議案第111号の質疑、討論、採決 | 182 |
| 議案第112号の質疑、討論、採決 | 182 |
| 議案第113号の質疑、討論、採決 | 183 |
| 議案第114号の質疑、討論、採決 | 183 |
| 議案第115号の質疑、討論、採決 | 184 |
| 議案第116号の質疑、討論、採決 | 184 |
| 議案第117号の質疑、討論、採決 | 185 |
| 同意第6号の質疑、採決 | 185 |
| 報告第7号の質疑 | 186 |
| 報告第8号の質疑 | 186 |
| 報告第9号の質疑 | 187 |
| 発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決 | 188 |
| 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について | 189 |
| 町長挨拶 | 189 |
| 閉会の宣告 | 190 |

浪江町告示第 86 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 101 条第 1 項の規定により、令和 3 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 3 年 8 月 6 日

浪江町長 吉 田 数 博

1 日 時 令和 3 年 9 月 7 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 武藤晴男君 | 2番 | 紺野豊君 |
| 3番 | 吉田邦弘君 | 4番 | 佐々木恵寿君 |
| 5番 | 小澤英之君 | 6番 | 半谷正夫君 |
| 7番 | 紺野則夫君 | 8番 | 佐々木茂君 |
| 9番 | 山本幸一郎君 | 10番 | 高野武君 |
| 11番 | 渡邊泰彦君 | 12番 | 松田孝司君 |
| 13番 | 平本佳司君 | 14番 | 佐々木勇治君 |
| 15番 | 山崎博文君 | 16番 | 紺野榮重君 |

不応招議員（なし）

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和3年浪江町議会9月定例会

議事日程（第1号）

令和3年9月7日（火曜日）午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問

出席議員（15名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 武藤晴男君 | 2番 | 紺野豊君 |
| 3番 | 吉田邦弘君 | 4番 | 佐々木恵寿君 |
| 5番 | 小澤英之君 | 6番 | 半谷正夫君 |
| 8番 | 佐々木茂君 | 9番 | 山本幸一郎君 |
| 10番 | 高野武君 | 11番 | 渡邊泰彦君 |
| 12番 | 松田孝司君 | 13番 | 平本佳司君 |
| 14番 | 佐々木勇治君 | 15番 | 山崎博文君 |
| 16番 | 紺野榮重君 | | |

欠席議員（1名）

7番 紺野則夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | | |
|-----|-----|----|-----|---|
| 町 | 長 | 副 | 町 | 長 |
| 吉田 | 数博君 | 佐藤 | 良樹君 | |
| 副 | 町 | 教 | 育 | 長 |
| 小林 | 弘典君 | 笠井 | 淳一君 | |
| 代表 | 監査 | 総 | 務 | 課 |
| 山本 | 邦一君 | 横山 | 秀樹君 | |
| 企画 | 財政 | 産 | 業 | 振 |
| 西 | 健一君 | 清 | 水 | 中 |
| 農 | 林 | 住 | 宅 | 水 |
| 農業 | 水産 | 道 | 課 | 長 |
| 委員会 | 事務 | 木 | 村 | 順 |
| 金 | 山 | 教 | 育 | 次 |
| 信 | 一 | 浪 | 江 | 町 |
| | | 津 | 島 | 公 |
| | | 浪 | 江 | 町 |
| | | 函 | 書 | 館 |
| 建 | 設 | 蒲 | 原 | 文 |
| 戸 | 浪 | | | |
| 義 | 勝 | | | |
| 君 | | | | |
| 会 | 計 | 住 | 民 | 課 |
| 管 | 理 | 柴 | 野 | 一 |
| 理 | 者 | 志 | 君 | |
| 兼 | | | | |
| 出 | 納 | | | |
| 室 | 長 | | | |
| 中 | 野 | | | |
| 隆 | 幸 | | | |
| 君 | | | | |
| 健 | 康 | 介 | 護 | 福 |
| 浪 | 江 | 社 | 課 | 長 |
| 診 | 療 | 松 | 本 | 幸 |
| 所 | 事 | 夫 | 君 | |
| 務 | 長 | | | |
| 兼 | | | | |
| 仮 | 設 | | | |
| 津 | 島 | | | |
| 診 | 療 | | | |
| 所 | 事 | | | |
| 務 | 長 | | | |
| 関 | 久 | | | |
| 君 | | | | |

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 吉田厚志 君
書記 田典太郎 君

次長 兼 係野 長 夕華子 君

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和3年浪江町議会9月定例会に先立ち東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙禱をささげたいと思います。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いします。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影いたしますので、ご了承ください。

傍聴される方に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、令和3年浪江町議会9月定例会を開会します。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、12番、松田孝司君、13番、平本佳司君、14番、佐々木勇治君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、配付のとおり、本日から16日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から16日までの10日間とします。

会期中の会議についてお諮りします。7日、8日、15日及び16日を本会議とし、9日から14日までは委員会等のため休会としたいと思いを思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、行政報告を行います。

行政報告は、町長からお願いします。

町長。

〔町長 吉田数博君登壇〕

○町長（吉田数博君） おはようございます。

本日ここに、令和3年浪江町議会9月定例会を招集しましたところ、議員各位におかれましては、ご多用の折にもかかわらず、ご参集を賜りありがとうございます。

東日本大震災及び原子力災害発生から10年5か月、一部地域の避難指示解除から4年5か月が経過をいたしました。改めて東日本大震災によりお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

行政報告に先立ちまして、新型コロナウイルス感染症の第5波により全国的に感染者がこれまでをはるかに凌ぐスピードで増加し、町内においても20例目を数えるなど、町民の皆様におかれましては不自由な日々をお過ごしのことと存じます。そういった中ではありますが、浪江町の明るい未来に向けた喜ばしいニュースをご報告させていただきます。

9月5日に、株式会社隈研吾建築都市設計事務所、伊東順二事務所及び住友商事株式会社とデザインの力による浪江町の復興まちづくりに関する連携協定を締結いたしました。

本協定は、世界的建築家である隈研吾先生と長年限先生と仕事を共にされている東京藝術大学特任教授の伊東順二先生、さらには両先生と多くのプロジェクトを進めてきた住友商事様と共に本町の様々な取組を推進し、復興の加速化を図るものです。特に、浪江駅周辺を核とする中心市街地整備においては、両先生に建物や町並みをデザイン、プロデュースしていただき、さらには水素や再生可能エネルギーに精通した住友商事様にその積極的な利活用のアイデアをいただいて、住んでいる方々には誇りに思っていただけ、また多くの方々に住んでみたいと思っていただけの魅力的な空間にしてみたいと思います。

それでは、6月定例会以降の行政執行の主なものについてご報告いたします。

まず、令和2年度決算についてご報告いたします。

令和2年度は、東日本大震災及び原発事故から10年の節目を迎え、浪江町復興計画第二次に位置づける本格復興期が最終年度を迎える中、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により様々な取り組みが縮小、延期を余儀なくされるなど、世の中全体が停滞モードに包まれた1年となりました。

このような状況下ではありますが、これまで進めてきた町のこの集大成として、満を持して交流・情報発信拠点施設道の駅なみえのグランドオープンを迎え、また請戸地区の高台に整備を進めてきた請戸住宅団地が供用開始となりました。

また、医療介護環境や子育て環境改善への取組では、旧ふれあいセンターなみえ周辺敷地への介護関連施設、屋内アスレチック施設等の整備に着手しました。

雇用の場の確保に向けた取組では、引き続き南産業団地の整備を進めるとともに、RE100産業団地整備に向けた測量設計に着手しました。

また、あわせまして、既に供用を開始している藤橋産業団地、北産業団地及び棚塩産業団地への企業誘致を進め、新たな企業の進出につなげてまいりました。さらには、棚塩産業団地への木材製品生産拠点施設の整備を進めました。

継続事業として、農業の再興を目的とした乾燥調製貯蔵施設の整備、被災の記憶を後世に伝える請戸小学校の震災遺構の整備、地域の防災強化に向けた室原地区への防災拠点施設や浪江、幾世橋、荻野、大堀地区への防災コミュニティセンターの整備を進めました。

さらには、町の顔である浪江駅周辺の中心市街地再生について、具体的な整備に向けた事業計画案の策定を行いました。

一方、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に対する経済対策として、1人当たり10万円を支給する特別定額給付金の給付や、町単独の取組として新生児を対象とした特別定額給付金の給付及び町民に浪江町の産品をお贈りするふるさと産品事業などを展開いたしました。

これらの結果、令和2年度の一般会計決算額は、歳入総額343億246万7,000円、前年度比11.3%の減、歳出総額315億1,243万3,000円、前年度比13.5%の減であり、前年比では減となったものの、引き続き大規模な決算となりました。歳入歳出決算額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は2億126万7,000円の黒字となりました。

決算状況を歳入歳出別に見ますと、歳入は43億8,192万円の減となりました。これは、道路整備事業、交流・情報発信拠点施設整備事業、南産業団地整備事業及び農業水利施設等保全再生事業などの財源となっている浪江町復旧・復興基金や浪江町帰還環境整備交付金基金などからの繰入金が増額となった一方、福島再生加速化交付金における基金型事業の減少により国庫支出金が減額となったことが主な理由で、歳入全体で減となったものです。

歳出では、産業団地、木材製品生産拠点施設、交流・情報発信拠点施設、水産共同利用施設及び乾燥調製貯蔵施設などの整備を進めた一方、福島再生加速化交付金における基金型事業の減少に伴う浪江町帰還環境整備交付金基金積立金の減などが主な理由となりまして、歳出全体では49億2,606万2,000円の減となりました。

財政の健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標につきましては、いずれも早期健全化基準以下となりましたが、今後も健全財政の維持に努めていきたいと考えております。

次に、9つの特別会計についてですが、全てにおいて黒字決算となっております。

令和2年度においても引き続き大規模な決算となりましたが、一方で町の財政状況は財源の多くを国・県等に依存した状態が続き、厳しいものとなっております。新型コロナウイルス感染症などの新たな課題にもしっかりと対応しつつ、財政健全化や人口増加などに向けた取組により持続可能なまちづくりを進め、全ての町民が生活できる環境の再生を目指してまいります。

次に、令和3年7月27日から28日にかけての台風8号への対応についてご報告いたします。

台風8号は、福島県沖を通過する経路を取っていましたことから、

27日午後3時に災害対策本部を設置し、対応に当たりました。

災害対策本部の設置と同時に高齢者等避難を発令するとともに、大堀防災コミュニティセンター、いこいの村なみえ、地域スポーツセンターの3施設に避難所を開設いたしました。合計17世帯、22の方が避難をされましたが、幸いにも大きな被害はありませんでした。引き続き、災害時の円滑な対応に努めてまいります。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種についてご報告いたします。

町内のワクチンの接種状況につきましては、7月5日から8月6日にかけて65歳以上の方、基礎疾患のある方を優先の上、64歳以下の方を中心に第2クルの集団接種を実施しました。あわせて1,326名の方に2回目までの接種を行い、町内に居住し接種を希望された町民の接種率は95%となっております。集団接種を受けられなかった方につきましては、浪江診療所において個別接種を進めておりますが、ワクチンの使用期限等を踏まえた上限枠いっぱいの予約状況となっております。

また、町民全体の接種状況につきましては、国の導入している接種記録システムによりますと、12歳以上の方の2回目までの接種率は9月1日現在で55.3%となっております。特に人口の多い自治体では接種の予約に苦労されていることと存じますが、新聞報道などにもあるように、全国的なワクチン不足が要因のため、国によるワクチン供給が加速することを切に望んでいるところであります。

次に、医療費等一部負担金免除の継続についてご報告いたします。

国民健康保険、後期高齢者医療保険及び介護保険の一部負担金等の免除措置が、避難指示解除区域の上位所得世帯を除き、令和4年2月28日まで延長されたことを受け、7月中旬に対象者に対し免除証明書を送付いたしました。

次に、町外の復興公営住宅の入居状況についてご報告いたします。

6月30日現在、県営及び市町村営合わせ1,358世帯、2,362名の方が町外の復興公営住宅への入居決定を受け、新たな住環境での生活を送っております。

次に、いこいの村なみえのグランドオープンについてご報告いたします。

昨年度より整備を進めてまいりましたいこいの村ですが、レストランを含む新たな管理棟が完成し、8月8日にグランドオープン式典を開催しました。式典には、施設建設にご支援をいただきました国・県、福島相双官民合同チームなど関係者25名に出席をいただきました。宿泊から大浴場での入浴、レストランでの食事と、ゆっく

りとくつろげる施設となりましたので、今後町民の集いの場として、また交流人口拡大の拠点として当施設を活用いただけるようPRを進めてまいりますので、議員各位もご協力をよろしくお願いいたします。

次に、脱炭素社会の実現に向けた取組についてご報告いたします。

7月2日、株式会社丸紅、株式会社日立製作所、株式会社パナソニック、みやぎ生活協同組合を事業共同体とする脱炭素社会の実現に向けた事業連携協定を締結いたしました。

本協定では、水素エネルギーの社会実装に向けた様々な実証事業の展開や産業振興以外の分野でもソリューションの提供など連携して行うこととなっております。

また、8月22日には、道の駅なみえにおいてなみえ水素祭りを開催いたしました。イベントでは、トヨタ自動車の協力により水素を使った子供向けのカートの乗車体験や水素自動車の展示、なみえ創成小・中学校の児童を対象とした水素教室を開催し、理解を深めていただきました。

このように、3月の豊田章男社長来町以来、トヨタ自動車の水素を活用したモビリティに関する様々な提案がなされております。今後も様々な事業者と連携しながら町内での水素エネルギーの利活用を推進し、脱炭素社会の実現に向け積極的に取り組んでまいります。

次に、企業誘致の取組についてご報告いたします。

8月24日、南産業団地で初の立地となる會澤高圧コンクリート株式会社との工場立地に関する基本協定の締結式を執り行いました。

御社は、コンクリート製品を中心に、コンクリートのクラックを自己修復させる自己治癒コンクリートという画期的な製品を手がけるほか、多面的なドローンの開発や活用など幅広く事業を展開しながら脱炭素を強く意識した事業者で、今回当町に立地する工場は研究施設と製造工場を兼ね備えたものを整備いただくこととなっております。

今後もあらゆる機会を捉え、整備する団地全てにおいて企業が立地できますよう、私自身も積極的に誘致活動に努めてまいります。

次に、東京オリンピック、パラリンピックの副賞についてご報告いたします。

先日閉会した東京オリンピック及びパラリンピックの表彰式において選手に贈られた副賞の花束、ビクトリーブーケに福島県内で生産された花が使用され、町内において生産されたトルコギキョウも使用されました。震災復興や支援への感謝を世界の人々に届けるとともに、浪江町の農産物を世界にアピールできました。これまで

の生産者の努力が実を結び、大変うれしく思っております。あわせて、生産に関わった関係者の皆様にも敬意を表するとともに、深く感謝を申し上げます。

これを機会にさらなる品質向上を目指し、生産者と共に浪江町の農水産物のPRに努めてまいります。

次に、町内生産の蜂蜜の出荷自粛についてご報告いたします。

7月21日に福島県が行った食品衛生法に基づく収去検査において、浪江町内で採蜜された蜂蜜から食品衛生法に定める基準値を超過する放射性セシウムが検出され、7月29日付で対象品目の出荷について、県が町、生産者等に出荷自粛を要請しました。

今後は、県と協力し超過要因の特定を進めるとともに、県の指導を仰ぎながら、再発防止に向けて必要な対策を講じてまいります。

町としても、自主検査の徹底や関係者に対する講習会を実施し、町内で生産された農産物の安全安心の確保に努めてまいります。

次に、農業委員の改選についてご報告いたします。

7月8日、新制度に移行後2回目の農業委員の改選が行われ、12名の農業委員を任命いたしました。また、18名の農地利用最適化推進員も農業委員会により選任され、今後は新体制のもと農業振興の取組を進めてまいります。

次に、新規就農者確保の取組についてご報告いたします。

8月21日、マイナビの主催により仙台市で開催されましたマイナビ就農フェスにオンラインで出展をいたしました。本来ならばPRブースを設けた上での開催であります。開催地域がまん延防止等重点措置の適用地域となり、急遽オンラインでの出展開催となりました。当日は、農業に興味のある方2名に対し当町の魅力や農業の状況、新規就農者に対する支援策の説明を行いました。

今後も就農イベントへの出展などに積極的に取り組んでまいります。

また、今年度において8月末までに3名の新規就農者が町内で営農を開始いたしました。新規就農者の経営安定に向け、関係機関と連携し、引き続き支援をしてまいります。

町としても、さらなる農業再生に向け、引き続き新規就農者を含めた担い手の確保に取り組んでまいります。

次に、農業担い手座談会についてご報告いたします。

8月17日から19日の3日間、浪江町スポーツセンターにおいて地域の担い手の方々による営農に向けた座談会を開催いたしました。

座談会では、営農者の皆様の感染リスク軽減と安全確保を行った上で、町内の農地への通水状況、管理耕作支援について、13集落の

営農者54名に対し説明を行い、農地所有者の耕作意向の確認を行ったところです。

引き続き、新規就農者や農業法人といった新たな担い手の確保も視野に入れ、各地域において営農再開の実現に向け全力で取り組んでまいります。

次に、教育行政関連についてご報告いたします。

勤労観、職業観の育成の取組の一つとして、7月12日と13日になみえ創成中学校の生徒が無印良品なみえ道の駅店、浪江にじいろこども園、イオン浪江店、ファミリーマート浪江きらめき店で職場体験を行いました。

7月31日には、子ども週末チャレンジを相馬市で行い、16名の園児や児童と15名の保護者が参加し、カニ釣りやサンドアート、海水浴などを楽しみました。

8月6日には、東京2020パラリンピック聖火の種火起こしを道の駅なみえにて行いました。道の駅内の大堀相馬焼の窯の初めての火を採火ランタンに灯し、8月12日にJヴィレッジにて各市町村で起こした種火と合わせる採火式が行われました。

以上、6月定例会以降、現在までの取組についてご報告をさせていただきました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、決算の認定案件2件、計画の策定案件1件、条例の制定及び改正案件7件、町道の認定及び廃止案件1件、契約の締結及び変更案件12件、令和3年度の補正予算案件8件、同意案件1件、報告案件3件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認をいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、私からの行政報告とさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。質問は自席で行います。

なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

◇ 山 崎 博 文 君

○議長（佐々木恵寿君） それでは、15番、山崎博文君の質問を許可します。

15番、山崎博文君。

[15番 山崎博文君登壇]

○15番（山崎博文君） おはようございます。15番、山崎博文です。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。なお、質問方式は一括質問方式でお願いいたします。

昨年開催予定だった東京2020オリンピック、パラリンピック競技大会が新型コロナウイルスの感染拡大により1年延期となり、オリンピック競技が先々月の7月23日から8月8日まで、そしてパラリンピック競技が先月25日からおとといの5日日曜日まで開催されました。両競技とも胸を打つ戦いが連日繰り広げられ、私たちに感動を与えてくれました。大会では、メダリストに贈るビクトリーブーケに町内生産農家が栽培したトルコギキョウが使われ、また大会史上初めて聖火台と一部の聖火リレートーチの燃料に福島水素エネルギー研究フィールドで製造された水素も利用されました。東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の被災自治体である当町の復興をアピールするいい機会ではなかったかと思えます。

しかし、大会期間中の8月は感染力の強いデルタ株の広がりで見込め感染者数が急激に増加し、現在医療崩壊が懸念されています。県内では、いわき、郡山、そして福島の3市にまん延防止等重点措置が5日後の12日まで適用され、町内においては20人の感染者が確認されているところです。どうか、町民の皆さんにおかれましては、一人一人が慎重な行動をとることで、自分だけでなく、家族や友人の健康を守ることにもつながりますので、感染予防の徹底をお願い申し上げます、質問に入ります。

それでは、まず初めに、質問事項1、町内生産蜂蜜の出荷自粛の検証及び今回の事例を踏まえた農産物出荷における今後の対策について、この件については町長から行政報告にもありましたが、改めて質問いたします。

町内生産蜂蜜の出荷自粛の検証について質問いたします。

先々月の7月、町内生産蜂蜜から食品衛生法に定める基準値100ベクレルを超過する130から160ベクレルの放射性セシウムが検出され、当該業者は現在出荷自粛を行っているところです。非常に残念であり、なぜこのような事例が発生してしまったか町としてしっかり検証し、教訓として再発防止など今後にかかすことが重要であると考えます。

そこで、本事例の検証はどのようにされているかお伺いします。

次に、出荷自粛に係るふるさと産品事業の対応についてです。

県から検査結果の報告を受けた後、町の対応ではふるさと産品である蜂蜜の申込者に対する自主回収のお知らせ文や代替産品申込書の発送など追加的費用が発生しています。

そこで、現在の追加費用は幾らになっているか、またどこがこの追加費用を負担されるのかお伺いします。

さらに、ふるさと産品事業において、参加事業者との万一に備えた保険の加入義務や追加費用の負担等に関する条項を記した契約等は事前に交わされていたのかお伺いします。

今回の事例を踏まえた農産物出荷における今後の対策についてに移ります。

まず、町内の農林水産物の出荷前の放射性セシウム検査体制についてです。

道の駅なみえに出荷する前の農産物の放射性セシウム検査は行われているか。また、出荷前検査はされているものと思いますが、どこが検査を行い、その方法は全量それとも抽出かなど今まで放射性セシウム検査体制はどのように行われているかお伺いします。

次に、今ほどふるさと産品事業でも質問いたしました、契約等は交わされているかという点の質問です。

道の駅なみえを管理、運営する一般社団法人まちづくりなみえと農産物等を生産する個人もしくは法人等との間で放射性セシウム検査結果報告義務や万が一発生した場合の自主回収、費用負担等に関する条項を記した契約等を交わすよう町は指導しているかお伺いします。

質問事項1の最後になりますが、本事例をしっかりと検証し、教訓として再発防止など今後に生かすことの必要性を申し上げました。

そこで、今回の事例を踏まえた農産物の出荷における今後の対策についてお伺いします。

次に、質問事項2、国際教育研究拠点誘致について質問いたします。

昨年6月8日、福島浜通り地域の国際教育研究拠点に関する有識者会議において最終報告がまとめられました。報告では、浜通りの国際教育研究拠点のスケジュールを2023年春の一部開所、2024年度の全面開所を目指すべきと明記されています。人員規模では、研究員、大学院生、産学官連携・管理運営スタッフ等を含め拠点の人員は約600人、既存機関の約400人と合わせ福島浜通り地域のイノベーション・コースト構想関係機関全体の人員規模として約1,000人、産学官連携による地域への関連雇用波及効果で約5,000人規模を目

指すイメージとしています。また、福島イノベーション・コースト構想のハブ機能を果たす観点から、分散ではなく集約が重要と強調しています。さらに、立地地域の検討に際しては県が市町村と連携し、中心的な役割を果たすべきであるとも促しています。

そこで、改めて国際教育研究拠点整備誘致についてのお考えと決意をお聞かせいただきたいと思えます。

次の（２）、（３）に関しては一括質問方式ですので、町長が国際教育研究拠点を積極的に誘致したいとお考えであることを前提に質問をいたしたいと思えます。

県は、昨年秋、市町村から誘致の意向などを聞き取り、政府に立地地域を提案する予定でしたが、復興庁の幹部は、運営組織として国立研究開発法人の新設を調整している中で、新法人が拠点でどのような研究や人材育成に取り組むかによって規模や立地条件は変わる。その中身を詰めなければ立地条件を県に示すのは難しいとして政府が年内の立地地域の決定を見送ることとしたため聞き取りを延期しました。そこで、この延期は当町にとってどのような影響があるとお考えかお伺いします。

また、昨年12月18日の復興推進会議において、令和3年度に新拠点に関する基本構想を策定することが決定されています。国の2022年度予算の復興庁概算要求では、国際教育研究拠点の関連事業費は内容等が決定していない事項であるため金額を示さない、いわゆる事項要求となっています。町として情報把握に努めていると思えますが、国際教育研究拠点に関する国からの最新情報についてお伺いします。

質問事項2の最後になりますが、町長が目指す町のこしから持続可能な町づくりへ移行するためにも国際教育研究拠点の誘致は当町にとって最重要課題の一つと考えます。昨年12月に決定した政府案の中では、立地地域は既存施設との連携、生活環境、交通アクセスや、参加する大学、企業等の意向等を踏まえるとともに、地元自治体の意見を尊重して、避難指示が出ていた地域への立地を基本として選定するとなっています。当町の近隣自治体では、誘致に名のりを上げている自治体もあります。誘致を実現するためには、県の聞き取りには最良のプレゼンテーションが求められます。そこで、当町の優位性についてはどのように整理されているかお伺いします。ただし、誘致に動いている他自治体にも非常に関心がある点であり、公開の場でもありますので、慎重を期したお答えでも結構です。

次に、質問事項3、ゼロカーボンシティ実現に向けての取組について質問いたします。

町では、今年3月、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指しゼロカーボン宣言を表明しました。原発事故の被災自治体である当町の宣言表明は、原子力や化石燃料に頼らないという立場を明確にし、非常に意義深いものと考えます。この件についても町長からの行政報告にもありましたが、改めてこの宣言実現のための取組についてお聞かせいただきたいと思います。

次に、具体的な取組についての質問になりますが、今年1月開催された国会の施政方針演説にて、菅義偉総理大臣は2035年までに新車販売で電動車100%を実現することを表明しました。この表明を受け、ゼロカーボン宣言した当町では具体的取組の一つとして公用車の電動車化について検討すべきと考えます。

そこで、保有する公用車の実態はどうかという点で、現在の公用車の総台数と電気自動車や燃料電池車等の電動車の占める割合をお示しいただきたいと思います。また、今後の電動車導入についてのお考えについてお伺いします。

次に、質問事項4、教育行政について質問いたします。

まず、新型コロナウイルス感染拡大防止の取組について質問いたします。

新型コロナウイルス感染症のN501Y型という変異種が猛威を振るい、感染者の低年齢化、重症化傾向にあります。萩生田光一文部科学大臣は、先月20日、感染拡大を受けての学校対応について、地域の事情に合わせて判断を変えていくということで、国としての一斉休校は行わないと説明したため、夏休みの延長や新学期の短縮授業、分散登校、オンライン授業など自治体の判断が分かれました。浪江にじいろこども園及びみなみえ創成小・中学校の園児、児童生徒は少人数のため感染リスクは低いものとは考えますが、予断を許さない状況にあります。

そこで、教育現場では新型コロナウイルス感染拡大防止にどのように取り組んでいるかお伺いします。

次に、GIGAスクール構想の実現に向けたICT環境整備（端末）及びICT教育について質問いたします。

今年5月の文部科学省初等中等教育局情報教育外国語教育課の資料においてGIGAスクール構想の実現に向けたICT環境整備、いわゆる端末の進捗状況の記載があり、当町の端末の調達納品完了予定が令和3年度1学期となっています。

そこで、整備の現状はどうなっているか。また、感染の収束が見通せず授業への影響が懸念され、オンライン教育の充実が求められますが、学校教育分野の情報化推進を目的としたICT教育について

て現在どのように取り組んでいるか併せてお伺いします。

質問事項4の最後の質問になります。なみえ創成小・中学校の魅力ある、特色ある学校づくりについて質問いたします。

魅力ある、そして特色ある学校として、なみえ創成小・中学校に小中一貫教育を導入してはどうかと私は以前から考えています。この点については、前教育長とは議論をさせていただいたところです。近隣自治体の小中一貫校に関する状況ですが、飯舘村は、昨年4月、小中9年間を一貫教育する義務教育学校いいたて希望の里学園が開校しました。川内村は、今年4月、川内中学校と川内小学校が統合し、義務教育学校として川内小中学園を開校、大熊町では来年4月、義務教育学校学び舎ゆめの森を開校します。参考までに義務教育学校とは、小学校6年間、中学校3年間の義務教育を9年間の一貫したカリキュラムで運営する新たな学校です。学校教育法の改正で2016年度から市町村の判断で設置できるようになりました。現在6、3制となっている学年の区割りは、学校が柔軟に設定することができるようになり、4、3、2制や5、4制などの多様な区切りが可能となっています。

そこで、魅力ある、そして特色ある学校として、なみえ創成小・中学校に小中一貫教育を導入してはどうかと考えますが、導入についてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上、1回目の質問とさせていただきます。なお、答弁によっては再質問、再々質問を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、答弁。
町長。

○町長（吉田数博君） それでは、まず私からゼロカーボン宣言実現のための取組についておただしがございましたので、お答えをいたします。

ゼロカーボンシティ実現のための取組につきましては、政府の掲げる2050年カーボンニュートラルに先駆けて、他地域のロールモデルとなるような取組を先行的に実施していくことが重要だとの認識をしております。世界の脱炭素の大きな潮流の中で、世界への発信につながるものであり、浪江の復興まちづくりにも大きく寄与するものだと考えております。

具体的には、再生可能エネルギーの導入拡大と地産地消の仕組みづくり、スマートコミュニティなどのエネルギーの効率的利用、究極のエネルギーといわれる水素エネルギーの積極的な利活用などの取組を通してゼロカーボンシティを実現していきたいと考えており

ます。

令和2年3月にゼロカーボンシティを宣言し、昨年度は浪江町環境基本条例を制定いたしました。今年度はゼロカーボンシティ実現のための目標及びロードマップ作成を進めておりますので、より具体的な道筋や各種取組について今後しっかりとお示しさせていただきたいと考えております。

他の項目につきましては担当課長より答弁をいたさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 1、町内生産蜂蜜の出荷自粛の検証及び今回の事例を踏まえた農産物出荷に対する今後の対策についての①町内生産蜂蜜から食品衛生法に定める基準の値100ベクレルを超過する放射性セシウムが検出されたことに対する町としての検証についてお答えいたします。

今回町内で生産された蜂蜜は、複数以上の花の蜜から採取された百花蜜であり、県の緊急時環境放射線モニタリングの対象となっておりません。製造者が、出荷に当たり、道の駅の自主検査用検査機器により出荷前の自主検査を実施して、食品衛生法に定められた基準値以下であることを確認してから出荷しておりました。今般の事例につきましては、百花蜜の蜜源の特定が難しいという特性から、現時点ではその原因が特定できておりません。今後、県の担当部局により超過要因の解明が進められますので、町としても生産者、製造者と共に協力してまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 続きまして、②のふるさと産品事業の現在の追加費用についてお答えいたします。

ふるさと産品事業における蜂蜜の代替産品申込みに関しまして、カタログの印刷費や郵送料として現時点で発生している経費は約96万3,000円となっております。また、この費用に関しまして、コロナ対策事業として町民と町産品事業者の双方の支援という事業の趣旨を踏まえまして、町が負担したいと考えてございます。

続きまして、③事業者との万が一に備えた契約等についてお答えいたします。

本事業の委託先でございます（株）JTBふるさと開発事業部がそれぞれの産品事業者と契約を取り交わしてございます。その契約の中では、事業者側が商品の品質を保証するよう求めております。保険の加入義務はございませんでした。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） （2）の今回の事例を踏まえた農産物出荷における今後の対策について。①町内の農林水産物の出荷前の放射性セシウム検査体制についてお答えいたします。

国のガイドラインに基づく県による緊急モニタリングの対象となっている農林水産物については、品目別に定められている基準に基づき県が検査を実施した上で出荷されることになっています。

主な品目の検査についてご説明いたします。

米については、出荷時期に毎日検査を行う全量全袋検査を実施しております。野菜類、果実類等については、出荷の3日前に検体を採取し、市町村当たり原則3点以上検査が必要となっております。ただし、前年度のモニタリング検査において放射性セシウムが検出しなかった品目については、1点以上の検査とすることができます。

モニタリング対象となっている単花蜜については、出荷時期に必要な応じて検査を行い、蜜蜂を飼育している市町村ごとに1点以上採取することになっています。

このほかに、浪江の恵み安全対策協議会が事業実施主体となり、県事業を活用し、園芸品目等の安全確保のため令和2年7月に非破壊式の検査機器1台を道の駅に導入しており、生産者が出荷前の自主検査を実施し、基準値を超過していないことを確認した上で出荷、販売を行っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 次に、道の駅なみえにおける農産物の販売契約についてお答えいたします。

道の駅なみえにおきましての農産物の委託販売に当たりましては、出荷規約を定めておりまして、その中で消費者から損害賠償請求があった場合の処理方法、放射能測定の提出について求め、生産者にそのような内容であると説明をしております。

また、販売に適さない商品であると判断した場合は販売の中止や停止ができるという規定もされております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ③の今回の事例を踏まえた農産物の出荷における今後の対策についてお答えいたします。

農林水産物の出荷、販売に当たっては、関係機関と連携し、県が実施する放射性物質の緊急モニタリング制度の周知と確実な実施に努めてまいります。また、県のモニタリング調査範囲外の生産物に

対しては、町として生産者や販売者に対して適切な自主検査の実施に向けた指導及び実施状況の確認を行い、農林水産物の安全安心の確保に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 続きまして、2番の国際教育研究拠点のご質問でございます。

（1）の国際教育研究拠点の誘致についてのお考えのご質問でございます。ご質問にお答えいたします。

国際教育研究拠点は、福島イノベーション・コースト構想において整備されている拠点間の連携を深め、その役割を最大化する本構想の司令塔となる施設と考えてございます。令和2年12月に国の復興推進会議におきまして、いわゆる政府成案が決定されまして、復興庁を中心に関係省庁と検討を行い、令和3年秋までに新法人の形態を決定すること及び令和3年度に基本構想を策定することが記載されておりますが、その必要面積や建物の規模などにつきましては示されていないところでございます。

国際教育研究拠点につきましては、有識者会議におきまして6つの視点が示されてございます。1つ目は福島イノベーション・コースト構想の既存施設や福島第一原発との連携、2つ目は生活環境、3つ目は交通アクセス、4つ目は参加される大学や企業等の意向、5つ目は避難指示が出ていた地域であること、6つ目は分散型ではなく集約型であることとされております。福島イノベーション・コースト構想の効果を最大化することができるよう、これらの視点を踏まえた提案ができるようしっかりと検討してまいります。

まずは、町村会において要望している双葉地方への誘致の実現を目指すとともに、県による意向調査においてしっかりと提案できるように検討を進めてまいります。

続きまして、（2）の立地地域決定の延期とその影響、また最新情報のご質問についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、有識者会議の報告書におきまして2023年春（令和5年春）の一部開所、2024年度（令和6年度）の全面開所とされてございます。立地地域の決定が遅れば、整備期間が短くなり、工事等への影響が懸念されると考えております。

最新情報につきましては、町としても議員のご認識と同じでございます。追加的な情報は特にございませぬ。令和3年8月31日に開催されました国の復興推進会議におきましても、復興大臣の説明において、今年秋までに新法人の形態を決定、今年度中に拠点の基本構想を策定するとの内容にとどまっております。

引き続き、国及び県の動きを注視してまいります。

続きまして、（３）立地地域の優位性についての整理でございます。

今ほどお答えしましたとおり、面積などの諸条件が示されておられませんので、立地について詳細に検討できる状況にございませんが、国及び県の動きを注視しつつ、当町における農林水産業や製造業の復興状況、水素をはじめとする新産業の動向、今後のまちづくりの方向性など当町の強みをしっかりと整理し準備してまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 大きな質問のゼロカーボン関係の中の（２）公用車の総台数、電気自動車、燃料電池自動車の占める割合などについてのご質問についてお答えいたします。

現在、公用車保有台数は118台となっております。そのうちEV、すなわち電気自動車は13台、FCV、すなわち水素燃料電池自動車は1台となっております、そのパーセンテージは12%となっております。また、今年度はFCV1台ないし2台の購入を予定しております。

今後につきましては、ガソリン車を最終的にはゼロにしていく目標に向かっていくこととなりますが、現在保有している自動車の更新に合わせて、段階的かつ積極的にEV、FCVなどの導入を進めてまいります。また、将来的には水素内燃エンジン車両などの開発も期待されておりますので、そのようなものの開発動向も注視してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 大きな4番、教育行政について、（１）新型コロナウイルス感染拡大防止の取組について、浪江にじいろこども園、なみえ創成小・中学校においてどのように取り組んでいるかのご質問にお答えいたします。

まず、浪江にじいろこども園のコロナ感染拡大防止対策についてでございますが、登園前の家庭での検温、登園後の園での検温、さらには昼食後、お昼寝の後などにも検温を行っております。また、おやつや給食前、外遊びの後などに手洗いや手指消毒の徹底をしております。

給食の際にはテーブルを増やし、園児同士の間隔を空けて昼食を取っているところであります。施設内についても、毎日の消毒液での拭き取り、小まめな換気を行うなどの対策を講じております。

また、入園式や進級式、生活発表会など保護者も参加する行事に

つきましては、2部構成にし、参加者の入れ替えをすることで密にならないよう工夫をいたしております。

続いて、なみえ創成小・中学校での感染拡大防止の取組についてでございますが、登校前の家庭での検温、体調チェック、登校後の昇降口での検温、またマスク着用、手洗い、手指消毒の徹底を指導しております。給食の際は、中学校教室では対面での食事にならないよう座席の配置に注意しております。小学校では、全学年合同で多目的ホールにて給食を食べておりますが、アクリル板を設置し、飛沫感染防止対策を講じております。校舎についても定期的な消毒液での拭き取りや二酸化炭素濃度測定器により換気タイミングを計り、小まめな換気に努めております。2学期からは消毒等の作業を行う県費職員のスクールサポートスタッフが配置され、さらなる感染症対策に努めていくこととしております。

また、こども園、小・中学校共町内で新型コロナウイルス陽性者が確認された場合、園や学校から各保護者への連絡メールシステムにより町内居住者において感染者が確認されたことの報告とともに、家庭内での感染拡大防止対策のさらなる取組の徹底もお願いするなど注意喚起を行っております。

続いて、(2) G I G Aスクール構想の実現に向けた I C T環境整備についてのご質問でございます。

私からは、タブレット端末などの機器の配備状況についてお答えいたします。

G I G Aスクールを推進するための児童生徒全員分のタブレット端末について、1学期中に機器の納品が完了しております。夏休み中に各端末の設定作業や教職員への活用推進のための研修を行ったところであります。タブレット端末については、児童生徒に貸与をし、各家庭での自宅学習時の調べものやオンライン学習に活用いただくことを想定しておりますが、インターネット環境がない家庭についてはモバイルルーターの貸与も行っていくこととしております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 私のほうからは、I C T教育の取組についてのご質問にお答えいたします。

小・中学校においては、コンピューターやタブレット端末などの使い方について、児童生徒の発達段階に応じた指導を行っております。また、教科や総合的な学習の時間において、情報収集のためにインターネットを活用するとともに、他町村の学校との合同授業、双葉郡内全体で取り組む生徒会活動や行事等についての話し合い等

ンラインによる交流活動も取り組んでおります。

また、今日、インターネット使用による被害も増加していることから、その危険性も含め、インターネットの適切な使用について指導する中、中学校においては保護者を交えながらの授業も行っております。

今後は、学校でのICT機器の円滑な活用やオンラインによる授業なども含めまして、学校と家庭の連携を推進するため、教職員の研修とともにICT支援員の配置なども進めてまいりたいと考えております。

続いて、3つ目のなみえ創成小・中学校における魅力ある、特色ある学校づくりに関しまして、小中一貫教育の導入についてのご質問にお答えいたします。

小中一貫教育の中では、1つの学校で取り組みすることもありますが、また小学校、中学校別々、併設という形での一貫という形もございます。なみえ創成小・中学校においては、同一校舎内での教育環境の下、基本となる学校の教育目標を共有しまして、9年間の連続性を考慮しながら小・中学校の教職員が連携して年間の教育計画を作成し、協働して児童生徒の教育に当たるとともに、ふるさと浪江を題材にしました学習など小・中学校一貫した取組を行っております。

また、学年段階の区切りや中学校への学習への円滑なつながり、そういったことの観点からも、小学校6年生の教科の一部について専門性の高い中学校教員が中心となってチームティーチングを行うとともに学習内容、活動に応じて柔軟に学年構成を工夫し、小・中学校合同での演劇的手法を取り入れた表現力を高める活動や、エアレースパイロットの室屋義秀氏の民間教育支援団体との連携による空ラボという、上空から浪江町の状況を捉え、課題を設定し、様々な方法で調べ、まとめ、発表する活動など特色ある取組も行っております。

今後とも小・中学校一貫した教育目標と連携の下、特色ある、また魅力ある教育活動を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。再質問。

○15番（山崎博文君） それでは、質問事項ごとに再質問いたします。

まず、再質問1についての再質問です。

（1）の③の答弁では、ふるさと産品事業において、参加事業者との契約は事業委託先のJTBふるさと開発事業部と参加事業者間で結んでいると。ただし、保険の加入義務はないというような答弁

だったかと思えます。

そこで、ふるさと産品事業はふるさと納税制度を活用した事業でしたので、元となるふるさと納税制度の返礼品参加事業者に対する契約はどうなっているのかという疑問が生じます。ふるさと産品事業同様、ふるさと納税制度の返礼品参加事業者に対しても契約は交わされているのか。また、契約を結んでいる場合、ふるさと産品事業では加入義務はなかったとの答弁でしたが、保険加入の義務づけや追加費用の負担等に関する条項を記した契約になっているかお伺いします。

なお、私が言う保険とは、作ったものや仕事の結果に欠陥があったことによってお客様等に損害を与えてしまった場合の賠償責任をカバーしてくれる保険です。もし、加入義務が契約になかったらば、加入の推奨条項を入れるべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、(2)の③についてです。

検証の出荷前の抽出方法による自主検査を実施していると、また契約もまちづくりなみえと農産物生産者間で結んでいるということは理解、確認できました。

ここで2点ほど質問いたします。

1つ目は、せっかく検査しているにもかかわらず、検査結果がどうであったかを道の駅の来場者に周知していない点です。今回の事例を踏まえれば、食の安全に関する情報を正確に発信することが購入者への安心につながるのではないかと思います。そこで、産直いなほに基準値以下の産品であることを知らせる文書等の掲示を促すべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

2つ目は、まちづくりなみえと農産物生産者との契約についてです。条項の中で保険加入は義務づけられていると私は理解しました。それでは、義務づけられている保険の加入の有無について把握されていますか。もしされていないならば、町は実態調査を行うよう指導すべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、質問事項2についての再質問です。

国際教育研究拠点誘致には、町長はじめ執行部の皆さんは非常に慎重な発言になることは理解しています。優位性については、他自治体以上にしっかり整理できているものと思います。

そこで、優位性について、私なりの考えを提案いたします。

3月に示された駅周辺整備計画の中で、浪小跡地と中央公園が公共用地取得と位置づけられています。この用地は町有地なので、土地取得費がかからず、また平場なので造成工事も不必要です。つまり、国際教育研究拠点の整備費用の軽減化が図られ、国際教育研究

拠点の候補地として適地だと思います。また、適地を最適地にすべく、喫緊の対応として、両敷地間を南北に通る町道の一部を廃止し、公共用地取得の1区画にしてはどうかと考えます。さらに、基本構想が示されず必要な敷地面積はまだ分かりませんが、もし面積が不足する場合は、当然地権者のご理解をいただくことが大前提ですが、駅から国道114号までの南北を通る道路を挟んだ西側にある平場の病院跡地を取得し、公共用地ストックとその民有地を行き来できる歩道橋を整備すればかなりの面積を確保することができます。

もう一点、整備費用軽減の観点から申し上げれば、上下水道は約5,000人の居住人口をカバーできるキャパが既にありますので、新たな布設工事は要りません。有識者の最終報告にある国際教育研究拠点の在り方の研究分野においては、土木と農林水産業、エネルギーの新産業創出分野には既に取り組んでいますし、大学連携においても参加に意欲的な福島大学及び東北大学の当町との人、物の移動時間は同じ、約1時間半の位置にあります。

国際教育研究拠点誘致における県への当町の優位性では、まだまだ私の頭の中にはありますが、今申し上げた点をプレゼンテーションしてはどうかと提案いたしますが、いかがお考えでしょうか。お答えづらいでしょうが、もしお答えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

次に、質問事項3、ゼロカーボンシティ実現に向けての取組についての再質問です。

電動車の占める割合は現在12%、今後、町として公用車の電動車導入を進めていくとの答弁だったかと思っております。ゼロカーボンシティ実現には、電動車を町民に普及することも非常に有効だと思います。ただ、新車価格が高額であることが普及するためのハードルになっています。このハードルを緩和するためには、まずは補助金だと思います。

そこで、水素自動車及び電気自動車の購入に対する補助金を調査したところ、環境省が水素自動車上限250万円、電気自動車上限80万円、県が水素自動車上限100万円、ただしトヨタ自動車新型MIRAIは当面57万6,000円、電気自動車はちょっと不明でした。市町村では、郡山市が水素自動車1台25万円、いわき市が1台20万円、電気自動車は両市とも1台5万円となっています。

当町は、世界最大級の水素製造施設があり、供給地です。また、再エネの地産地消を目指しています。そういう当町だからこそ、電動車、特に水素自動車の購入に対する独自の補助金制度を創設してはどうかと考えます。あわせて、水素ステーションの整備も必要不

可欠だと思えます。その点について、どのようなお考えかお伺いします。

最後に、質問事項4、教育行政について再質問いたします。

保育現場では、新型コロナウイルス感染拡大防止に非常に苦勞されていると理解はしました。新型コロナウイルス感染拡大防止に関し、ちょっと気になるネットニュースがありましたので再質問いたします。

ニュースは、政府は先月25日、9月上旬から全国の小・中学校などに80万回程度の抗原検査の簡易キットを配布する方針を表明。文部科学省によると、保護者は仕事で帰宅できないといった場合に子供が保健室で検査を受けられるようにする。ただ、インターネット交流サイト上では、新学期を控えた教員から、もし検査で陽性が出たらどのように隔離すればいいのか、検査は誰が行うのかなどの不安の声が以前から続出と。現職教員らのグループは、キットだけ送られても対処の仕様がないと訴えているという内容でした。

そこで、抗原検査の簡易キットの配布に関しての事実関係とその対応についてお伺いします。

以上、簡潔に再質問したつもりです。再々質問がないよう、簡潔明瞭な答弁を求め、再質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） まず、再質問のふるさと産品事業において、ふるさと納税制度を参考にしているので、ふるさと納税の制度ではどうなっているかというご質問にお答えいたします。

ご指摘のとおり、ふるさと産品事業につきましてはふるさと納税制度の仕組み、既にある仕組みを活用して実施した事業でございました。納税の部分の仕組みがなくて、そこを、カタログを皆さんにお送りして、そこから産品を申し込んでいただいております、そういう仕組みでございました。その基となりましたふるさと納税につきましても、ふるさと納税ポータルサイト運営会社でございます（株）JTBふるさと開発事業部と返礼品事業者との契約となりますが、ご指摘の保険への加入につきましては、契約上、義務化はされてございません。

今後でございますが、事業者さんにおきまして、商品が数としてはあまり出ない事業者さんいらっしゃいますので、義務化というよりは、契約とは別に注意喚起のための保険への加入の推奨、あるいはアナウンス等をしていただけないか運営会社と協議してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 道の駅なみえとの出荷規約についての
中身につきましてでございますけれども、道の駅なみえと生産者との
出荷規約12条、そして17条において、賠償責任保険、イエロー保
険に加入をすることというふうになっておりまして、さらにこれに
同意したと署名、押印をいただいております。したがって、当然
そちらに加入していただいているものと考えております。さらに、
一人一人に説明し、入っているのか入っていないのかという確認は
しておりませんでしたけれども、今後、やはり事故に備えて、入っ
ているんですねということを確認するよう指導していくべきと考え
ます。

続きまして、道の駅なみえにおきましても、検査結果の表示、当
然何枚も何枚も貼ると逆に不安をあおるということもありますので、
効果的に、少ない数ではあっても的を捉えた形での検査結果の表示
は必要だと思います。そのように指導していきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 国際教育研究拠点について、中心市街
地への整備についてのご提案をいただきました。

貴重なご提案をありがとうございました。しかしながら、先ほど
来お答えしておりますとおり、面積などの諸条件が示されてござい
ませんので立地の可能性を検討できる状況にはないところでござい
ますので、引き続き国及び県の動きを注視してまいりたいと考えて
ございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ゼロカーボンシティに向けて、これら
のFCV車、EV車に対する補助金を創設してはどうかということ
でございます。

まず、やはり公用車においてEV、FCVを増やしていくという
努力と同時に、町民の皆さんにも増やしていただかなければならな
いということで、郡山市やいわき市の補助金の動向を調べておりま
して、やはり浪江町といたしましてもそういった市と同等の補助金
を創設するべく準備を進めるべきだと考えております。

次に、水素ステーションの整備。水素ステーションの整備につ
きましても、経費的に巨額な経費が必要であって、なおかつ台数が少
ないということで、当然そのステーションは赤字になってしまうとい
うリスクを背負っているものの、水素ステーションを段階的に、
いろんなタイプの水素ステーションを段階的に整備していくために

いろいろと今準備を進めております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 国から小・中学校への抗原検査簡易キットの配布についてのご質問にお答えいたします。

抗原検査簡易キットの配布につきましては、創成小・中学校は県教委経由で文科省より、こども園につきましては県子育て課経由で厚生労働省より配布についての照会が来ております。現在、両施設とも配布を受けることで回答しておりまして、9月中旬以降に配布をされる予定となっております。

配布される抗原検査簡易キットの使用については、教職員及び小学4年生以上の児童生徒が登校後に体調不良となった場合に検査を実施するものでありまして、検査に当たっては事前に保護者からの検査の同意取得、それから学校医への相談、検査措置を行う教職員には研修と理解度確認テストを受講するようなことも課せられております。現在、学校、こども園と体制整備の協議をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 再質問の答弁、非常に簡潔明瞭な答弁いただきました。したがって、再々質問はありません。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で15番、山崎博文君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時45分まで休憩します。

（午前10時24分）

○議長（佐々木恵寿君） それでは、再開します。

（午前10時45分）

◇ 佐々木 勇 治 君

○議長（佐々木恵寿君） 14番、佐々木勇治君の質問を許可します。

[14番 佐々木勇治君登壇]

○14番（佐々木勇治君） おはようございます。14番、佐々木勇治でございます。議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問を行います。今回の質問方式は一括方式です。

今回の質問ですが、1つ目に放射線について、2つ目に生活支援

について、3つ目に幾世橋住宅団地について、4つ目に復興牧場事業について、5つ目に津島復興住宅について、6つ目に有害鳥獣捕獲隊について、7つ目に新型コロナワクチンについての7項目です。

初めの質問に入りますが、なみえ西側に運動公園、まちづくり支援施設、介護施設、介護関連施設、屋内アスレチック施設等地域公共施設の建設が来春オープンに向けて進んでいます。多様な世代の町民が集い、利用すると思いますが、完成後、モニタリングポストの設置及び線量を測定して掲示する考えはあるのかお伺いします。

次の質問ですが、道の駅なみえにモニタリングポストが屋内外に各1台ずつ設置されています。放射線量を表示することによって、ここは安心ですよと来場者に知らせる意味も込めて重要だと思います。しかし、屋内のモニタリングポストが野馬追時期及びお盆の際に、ただいま点検校正中となっていました。点検校正は正確な数値を算出するためにも必要ですが、なぜ来場者が多い時期に点検しているかが理解できません。わざわざ来場者が多い時期に点検するのではなく、その前後に点検させるべきではありませんか、お伺いします。

次に、生活支援について伺います。

広野町では、平成27年2月から平成28年2月まで約1年間、町長との懇談の日を開催していました。この事業は、住民説明会など大勢の前で発言しにくい人に配慮し、個別面談方式で町長が直接対話をすることに特徴がありました。東日本大震災を忘れないという意味も込めて、毎月原則として11日に開催日を設けていました。現在は健康上の理由や遠方に居住しているなどの理由で来庁が困難な町民に配慮し、郵送による意見や質問ができる町長への手紙に切替えました。町長への手紙の様式については、毎月発行している広報ひろのに平成28年5月号から隔月で折り込みをしています。

ここで、配付してある資料をご覧ください。難しいことなど何もない、ごく普通の手紙です。

私たちの声なんてどうせ町長まで届かないとの町民の声も聞こえます。そんな声なき声を聞くためにも、広野町の手紙を参考に実践するべきではないかお伺いします。

次の質問ですが、幾世橋住宅団地85戸及び請戸住宅団地26戸に2LDKや3LDKの間取りの住宅は整備されていますが、子供を含め、大人数で居住する4LDK以上の住宅は1戸もありません。多感な年頃の子供に1人部屋を持たせてあげたいのが親の心情です。義務教育学校に子供を通わせる子育て世代が安心して生活できる環境を整備していくことも帰還移住促進及び移住定住につながります。

子供を含め、大人数でも居住できる家族向けの住宅を建築していくべきだと思いますが、考えをお聞かせください。

次の質問ですが、令和元年5月、滋賀県大津市の交差点で保育園児の列に車が突っ込み、園児2人が死亡、保育士を含む14人がけがをした事故がありました。事故後、滋賀県内では園児たちの散歩ルートなどの緊急点検が行われ、今年3月末までに車の侵入を防ぐ防護柵を整備するなど、対象の1,300か所近くのほとんどで対策工事が終了しました。また、事故をきっかけに、大津市では市内の幼稚園や保育園などの周辺に合わせて500か所近くで道路に緑や白の塗装をしてドライバーに注意を促すキッズゾーンが整備されました。

近隣町村では、広野町でこども園を中心とした教育の丘周辺の町道にキッズゾーンを設定しています。自動車の運転手等に対し注意喚起を促し、子供たちの園外活動の安全確保に取り組んでいます。

万が一にも、将来の宝である子供たちの命を亡くすわけにはいかないので、当町でもこども園及び小学校の付近くらいはキッズゾーンを設置するべきではありませんか、お伺いします。

次の質問ですが、町内外で孤独死が多発しています。理由としては、独り暮らしの高齢者が増えて、部屋の中で体調不良となり、場合によっては助けを呼びたくても呼ぶことが困難な場合があるからです。やはり、一番は周りが気づいてやるのが大事です。例えば、郵便物がポストのたまっている状態が続いている、同じ洗濯物が何日も干したままである、夜なのに室内の電灯がつかない日が続いている、日中なのに室内の電灯がついている日が続いている、天気に関係なく同じように窓が開いている日が続いている、いつも見かける時間帯なのに見かけない日が続いている、いつも使っている自転車などが使われない日が続いているなどです。今後、減少していくことはなく、さらに増加していくと思います。

町の出張所がある付近は見守り隊等も行っていますが、やはりそれだけでは足りないと感じるので、社会福祉協議会と連携しながら、町内外の町民に対して孤独死の対策をしていくべきではありませんか、お伺いします。

次の質問ですが、県外の復興支援員を3人雇用する予定ですが、いまだに何も決まっていません。支援員募集を待ち続けて定職にもつかない方もおりますが、県外の復興支援員事業の進捗状況をお伺いします。

次に、幾世橋住宅団地について伺います。

第1期分22戸を平成29年6月に入居を開始して、早いもので4年目を迎えています。東日本大震災復興特別区域法は、大震災及び原

発事故による未曾有の災害に対して復興を支援するために復興特別区域を認定し、この区域における円滑で迅速な推進を目指しています。そして、支援やその他の施策に関する基本方針、復興推進計画の認定に関する基本事項、復興特別区域における特別措置なども定めている法案です。これにより、復興を行うべき区域に限定して規制や手続、財政、金融、税制上の特別措置において、既存の枠組みに捉われずに復興の促進を促すことを目的としてつくられています。簡単に言えば、国は建設から5年が経過し、国の承認があれば災害公営住宅を払下げられるとしています。来年で5年経過しますので、第1期分22戸はもちろんのこと、第2期分63戸を含めた払下げの住民意向調査を行うべきではないか、お伺いします。

次に、復興牧場事業について伺います。

地域の皆様に対して、計画内容、目指す牧場の姿、復興牧場に対するご意見、今後の進め方等について、理解を得られるように令和元年9月から令和2年11月の間に18回の説明を行ってきました。持続可能なまちづくりのために必要な施設であること、臭気については町が責任を持って対応していくとの内容です。しかし、いまだに町民の方から臭気等で反対との声も聞こえてきますが、町民にどれほど理解されたと認識しているのかお伺いします。

次の質問ですが、敷地面積24ヘクタール、施設面積5ヘクタール、乳牛による生乳を年間1万トン生産の大規模な牧場です。飼育頭数等が、乳用経産牛1,300頭、搾乳素牛80頭、肥育素牛700頭です。合計すると2,080頭前後も飼育しますが、疫病になった場合にどのような対策をするのかお伺いします。

次に、津島復興住宅団地について伺います。

津島地区公営住宅等整備事業で特定復興再生拠点区域に指定されている津島活性化センター駐車場の西側部分に10戸建築予定していますが、当然、アンケートを基に住宅団地が10戸になったと思いますが、何世帯にアンケートを実施し、回収率がどの程度あり、入居希望者が何世帯いたのか。また、土地の広さや間取りについてお伺いします。

次に、有害鳥獣捕獲隊について伺います。

有害鳥獣捕獲隊9名が月曜日、木曜日で1班、火曜日、金曜日で1班の2班体制で捕獲に当たっています。そんな懸命に働いてくださる捕獲隊のメンバーも、本年度から年齢制限ができ、75歳未満と変更になって、現在60歳から74歳です。年齢だけ見れば高齢者に当たる方もいます。年齢制限ができたことと重なり捕獲隊が減少しているのです、将来を考慮すれば補助金を出して新たに狩猟免許取得者

を増やすべきですが、どのような対策をしていくのかお伺いします。
次に、コロナワクチンについて伺います。

新型コロナワクチンを接種するのに、町外に避難している方が町内及び町外どちらでも接種可能と認識している方が多いです。実際は、ワクチン供給量の問題もあり、町外に避難されている方については避難先で接種していただくことになってはいますが、町民に理解してもらうための広報や接種券発送時の案内が足りなかったのではないかと感じますので、もう少し理解しやすいホームページ及び広報の掲載をするべきではないのかお伺いします。

次の質問ですが、檜葉町では当初から町外避難者でも日時指定でワクチンを接種していました。富岡町でも、県内に避難している65歳以上の町民に対しては町内での接種枠を拡大しています。

本町でも、ワクチンの追加配分があれば、町外に居住していても基礎疾患がある方から優先に接種の対応をするべきではありませんかお伺いします。

以上ですが、再質問は必要に応じて行います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私より2番の生活支援についてお答えを申し上げます。

来庁の困難な町民が郵送で意見や質問ができる町長への手紙についてお答えをいたします。

町への意見や質問については、震災前においては町の施設に対するご意見箱を設置しておりました。その中で、年間約20件ほど投書がございました。震災後は、町のホームページに問合せフォームを設けて意見や質問等を受け付けておりました。また、年に30通ほど手紙でのご意見等もいただいている状況にございます。

町といたしましても、町民の皆様からのご意見、ご要望を町政に反映させることは非常に重要なことだと認識をしておりますので、町長への手紙については、先ほどお示しをいただきました広野町の例などを参考にしながら、実施をする方向で調整してまいりたいと考えております。なお、また町のホームページにある問合せフォームの活用についても、より一層周知を図って実施してまいりたい、そのように考えております。

他の項目につきましては、それぞれの担当より答弁をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 私からは、地域公共施設へのモニタリングポストの設置についてのご質問についてお答えいたします。

地域公共施設内へのモニタリングポストの設置につきましては、

関係部署からの設置希望もありますので、今後原子力規制庁との設置協議を進めてまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 道の駅なみえのモニタリングポストの点検時期につきましてお答えいたします。

道の駅なみえの屋内に設置しておりますエリアモニターにつきましては、東京電力の協力により設置いただいております。保守管理も行っていただいております。校正頻度を確認しましたところ、年1回の校正が必要となっており、1年前にオープンだったものですから、その1年後に回収し、校正に出したとなっております。

議員ご指摘のとおり、安全・安心をアピールする目的で設置しているモニタリングポストでありますので、今後の校正時期につきましては、時期をよく検討し、来客が特に多い時期を避けるように、1か月早めるとか3週間早めるとか、そのような形で今後は校正を行っていきたいと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 4LDK以上の住戸についてのご質問にお答えします。

公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することにより、生活の安定を図ることを目的としております。また、現在入居している世帯のほとんどが単身または2人世帯であり、現在の住宅規模で十分その目的を果たしていると考えられることから、今のところ公営住宅として4LDK以上の住宅を整備する考えはございません。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、（3）当町でもキッズゾーンを設置するべきではのご質問にお答えをいたします。

キッズゾーンにつきましては、保育園等の園児の散歩等の園外活動の安全を確保するために、周辺道路における自動車の運転手等に対する注意喚起を行うことを目的とされております。

浪江にじいろこども園前の一里檀大町線においては、道路も拡幅され、幾世橋住宅団地東側の工区については、今年度内に工事が完了の予定であり、車の通行量の増加が見込まれております。

また、こども園では、一里檀大町線周辺道路を園外活動で利用していることなども鑑みましてキッズゾーンの設置を検討したいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） （４）町内外の町民に対し、見守りなどの対策は、ご質問にお答えします。

緊急通報システムの設置のほか、生活支援相談員や社会福祉協議会、また民生委員や包括支援センターなどの訪問のほか、個人宅を訪問する事業・活動を実施している民間事業者7社と協定を締結しております。

主な協定の内容については、日頃の事業活動の中で見守りを行い、異常発見時には、町に、緊急の場合には、警察・消防に連絡することとなっております。

今後の取組として、浪江町社会福祉協議会では、福島県社会福祉協議会の受託事業ではありますが、生活支援相談員をいわき市に配置する予定でございます。

続きまして、（５）県外の復興支援事業の進捗状況は、ご質問にお答えします。

県外の復興支援員事業については、新型コロナウイルス感染症の蔓延に伴う移動の自粛要請等により、首都圏に設置予定の事務所については見合わせている状況です。首都圏での新型コロナウイルス感染症の状況等を考慮して、進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 大きい3番、幾世橋住宅団地についてのご質問にお答えいたします。

議員の言われましたとおり、特定帰還者向け公営住宅等の処分の特例の規定により、その耐用年数の6分の1を経過した場合において特別の事由があるときは、入居者等に譲渡することができるとされております。この特別の事由としましては、地方公共団体の区域内の住宅事情からこれを引き続いて管理する必要がないと認めるときや引き続き管理することが災害その他の事由により不相当となり、かつ、その敷地を公営住宅の敷地として保有する必要がない場合において、当該住宅の維持保全上適当であると認められるときと規定されております。

この規定によりますと、町内の公営住宅において空室が出ても応募する方もおらず一定の役割を果たしたと言える場合や、また、土地等を譲渡しても今後の町の事業や計画上、支障とならない場合などに該当すると考えております。

しかし、現在も空室においては、定期的な募集において、毎回入

居の応募があることから、今後も需要があると見込んでおります。

また、震災前にありました旧町営住宅は、御殿南住宅を除き全て解体していることから、特定帰還者の需要がなくなった場合でも入居対象者を広げて募集し、公営住宅として活用することとしております。

これらのことから現時点では払下げを検討する段階ではないと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 4、復興牧場事業について。

（1）いまだに反対の声も聞こえてくるが、町民にどの程度理解されたと認識しているのかについてお答えいたします。

一昨年秋に初めて地元関係団体に説明を行ってから、以降会を重ね、説明や類似酪農施設の見学を行ってきました。

この間、臭いや環境問題などに対するご不安が多かったことから、丁寧に時間をかけて説明を行い、昨年末には町長から耕畜連携、被災酪農家の営農再開など持続可能なまちづくりに必要な施設であり、環境対策は町が責任を持って行う旨の説明を行ってきました。

こうしたことから、一定のご理解が得られたものと考えています。

続きまして、（2）地域頭数が合計2,080頭にもなるが、疫病になった場合の対策についてお答えいたします。

日常から防疫エリアを設け、衛生管理を徹底し、伝染病の発生抑制に取り組んでまいりますが、万が一、国が指定する伝染病が発生した場合には、国・県の指示に従い、蔓延防止対策を実施していくこととなります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 大きい5番、津島復興住宅についてのご質問にお答えいたします。

津島拠点における町営住宅整備のための入居意向調査は、震災前の津島地区全508世帯に対して実施し、入居希望のある方のみ回答することとし、9世帯から入居希望の回答がありました。回収率は1.8%です。

土地全体の面積につきましては、分筆していない土地も含まれることから正確な数字は申し上げられませんが、約4,000平方メートルです。間取りは3LDKと2LDKでの整備を検討しております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 6、有害鳥獣捕獲隊について。

（1）捕獲隊が減少してきているので、将来を考慮すれば、補助金を出してでも新たに狩猟免許取得者を増やすべきだが、どのような対策をしていくのかについてお答えいたします。

浪江町有害鳥獣捕獲隊については、8月末現在で9名により組織され、2班体制で週4回活動を行っていただいているところです。捕獲隊の年齢構成は60代が6名、70代が3名となっており、令和3年度より満75歳の定年制を設けたところです。

狩猟免許に係る補助金については、福島県や県内市町村においても実施されているところであり、その内容は免許取得に係る費用の補助に限らず、免許更新費用の補助や射撃訓練に対する補助が対象となっています。

町といたしましても、狩猟従事者の確保については町民の安全確保・農業者の営農環境整備に直結する問題となりますので、制度構築に向けて検討を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） まず、7番のワクチンのご質問にお答えします。

まず、（1）町外に避難されている方への周知についてのご質問にお答えいたします。

ワクチン接種券を送付する際に町内居住者、町外居住者それぞれ別のお知らせを同封し、情報提供をしております。

また、町外居住者に対しては、居住地での予約方法や接種方法について、各自治体から情報が届き次第、個別に通知をし、情報提供を図っております。加えて、ホームページやメールマガジンを利用した情報提供も行っております。

今後も引き続き丁寧な情報提供を行ってまいります。

次に、（2）の町外居住者の町内でのワクチン接種についてのご質問にお答えいたします。

新型コロナウイルス感染拡大防止のためには、人流を抑制することが重要となります。県内でも人口の多い都市部で、ワクチン接種予約が困難な状況にあることは十分承知しておりますが、そのような都市部は感染も拡大傾向にあります。その感染拡大地域からの移動により、接種会場で感染を蔓延させてしまう危険性もありますので、町外居住者へのワクチン接種を行うことは難しいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、佐々木勇治君、再質問。

○14番（佐々木勇治君） 再質問を行います。

まず、放射線についての（1）地域公共施設のモニタリングポストについて再質問します。

子育て世代が一番気にしているのは、やはり屋内アスレチック施設です。ぜひそこには誰から見ても見やすい、放射線量を表示するべきですが、設置予定はあるのかなのか。分かれば、設置場所もお願いします。

続きまして、生活支援の（2）家族向けの住宅建築について再質問をします。

家族で居住する住環境を整えることで、子育て世代の帰還移住促進及び移住・定住につながっていきます。大熊町では、学校再開の令和5年4月に合わせて4LDKを8戸建築する予定です。人口増加のためにも整備は重要であることを再認識していただいて、検討するべきなので、検討できるか、お伺いします。

次に、津島復興住宅について再質問します。

入居希望者9世帯は理解しました。2LDKは何戸なのか、3LDKは何戸なのか、また、10戸全て埋まらなかった場合、町民なら誰でも入居可能になるのか、お伺いします。

次に、有害鳥獣捕獲隊について再質問します。

富岡町では、本年度から補助金を出しています。内容は、猟友会に入ることが条件で、初心者講習代4,000円、わな猟免許の申請手数料5,200円、第一種銃猟免許5,200円、第二種銃猟免許5,200円、最大でも上限1万4,400円までです。私は、町のための取得ならば、例えば10年やっていただけのなら全額出しますくらいでもよいと思いますので、そこも含めて検討できるのか、お伺いします。

以上で再質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 再質問1点目、公共施設内屋内アスレチック周辺へのモニタリングポストの設定についてでございますが、こちらについて、議員おただしのおり、皆さん利用者のほうに一番見えるところというのが一番最適な場所と考えております。

設置場所については、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 2番目の質問、4LDK設置の検討についてですが、私のほうで震災後町営住宅の申込み実績ということで、ちょっと数を確認してみました。そうすると、申込み件数全体

で254件ありました。このうち、4名世帯での申込みが7件、5名世帯での申込みが4件、6名世帯以上での申込みはゼロ件でした。大体パーセントにすると、4名、5名で11世帯で4.4%という数字が出ています。

あと、1回目の答弁でもしましたとおり、公営住宅は低額所得者向けの住宅となっておりますので、移住・定住促進という形での整備には向かないと考えております。

次の3つ目、3LDK、2LDKの何戸という形ですが、今現在基本設計を発注しておりますので、その中で10戸自体が、実際は設計が入り切れるのかという形のものも考えております。ただ一応私どものほうで考えていますのは、3LDKが8戸、2LDKが2戸、10戸を予定しています。ただ、今後この設計の内容によっては、変更することにもなると思っております。

あと、入居要件なんですが、今回の津島公営住宅は、災害公営住宅の要件ではなくて、再生賃貸住宅での要件で制度を利用することとしておりますので、転入者、新入者の世帯の方の募集を行っていききたいということでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 狩猟免許の取得に対する補助制度の構築についてお答えいたします。

ご紹介いただいた富岡町の事例なども参考にしながら、新規取得者の補助にとどまらず、既に免許を有している方にも裨益するような制度構築を検討してまいって、できるだけ早く制度スタートしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） すみません、先ほどご答弁をさせていただいた際に、ご質問の内容はアスレチック施設内への設置ということだったのを私、ちょっと別に捉えて答弁しておりました。申し訳ございませんでした。

屋内アスレチック施設内へのモニタリングポスト設置につきましては、先ほど答弁したとおり、施設外のほうに屋外のモニタリングポストを設置する予定でございますので、今のところ屋内には設定する予定はなかったというところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、佐々木勇治君、再々質問。

○14番（佐々木勇治君） 再々質問はありません。

私の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で14番、佐々木勇治君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで昼食のため午後1時まで休憩します。
(午前11時19分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午後1時00分)

◇ 佐々木 茂 君

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君の質問を許可します。

[8番 佐々木 茂登壇]

○8番（佐々木 茂君） 議長から許可をいただきましたので、一問一答方式で質問をさせていただきたいと思えます。

まず、第1には、7月30日に津島原発訴訟において判決が出ました。2015年5月に提訴され、約6年かけて裁判を通して国の責任と東京電力の責任の明確化、さらに、津島の住民の方々、原告団の方々は、ふるさと津島の原状回復を求めるということで、一日も早くふるさとに帰りたいとそういう大きな願いを持った裁判でもありました。

結果として、国は、長期評価をもとに、東京電力を指導していれば、事故を防げたのではないかということ、損害についても避難、被曝、ふるさと喪失についてのそれぞれの慰謝料は一括して根拠はあるものとして認めました。ただし、東京電力が主張していた過払い分、つまり弁済の抗弁というものは、一切認めないというような判決でもありました。

津島地区が一丁目一番地として求めた原状回復については、国と東京電力は、放射線物質を支配内に置き、除染、除去する権限を有していないなどと言って却下をされたわけであります。

判決の内容としては、慰謝料というのは、先ほど申し上げました3つ合わせて1人150万、さらに被曝慰謝料は求めないという方々には120万、結果的に津島に3月15日以降も含めてですが、いた人は30万という形であります。

大学や専門学校のほうに進学され、津島に住所は置いたんだけど、そういう先に行った人、学生、子供たちですが、6名ほどが却下という結論になりました。

私はこうした結果を踏まえて、町がこの裁判を一つの糧にして、裁判に参加されない方、さらに裁判から裁判を固唾をのんで見守っ

ていた方々がたくさんおりましたものですから、町としての今後この裁判と併せたご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

まず、町長、この判決に対してどのようなご感想をお持ちなのか、ちょっとお聞きをしたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

判決自体につきましては、原状回復請求は退けられましたけれども、国及び東京電力の責任を認めたということは、また双方に連帯して賠償金の支払いを命じたという点では、被災者のさらなる救済につながるものと捉えております。

しかしながら、この判決に対しては、原告、被告とも、これを不服として控訴し、結審に至っておりませんので、今後のその動向を注視したいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。

いまだに浪江町民の方々は、県内各地に避難を続けている方が約9割近くおります。それぞれ全国に散在しておりますものですから、各地の裁判に参加をしております。そして、国や東電を提訴しているということでもありますけれども、津島裁判が今後この判決が、国や東京電力に対しても、またほかの裁判の原告団に対しても大きな影響を及ぼすものだと私は考えております。

それで、町長が、判決を控訴中ということで、今お答えいただきましたので、町政運営の中にこうした判決内容を踏まえて、どう対応されていくのかもお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） この対応についてのおただしでございますが、先ほども申し上げましたとおり、当該判決につきましては、原告、被告双方が、不服として控訴されております。確定には至っておりませんので、特段の対応は考えていないと、今後の推移を見守りたいと思っております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ありがとうございます。

控訴中でございますから、判決が確定したわけではありません。しかし、現状としては、私なりの判断は正しいかどうか分かりませんが、高裁でも同様の結果が出るんじゃないかという大きな期待を私たちは持っています。

それで、帰還困難区域の中には、大堀地区、さらに荻野では、室

原地区というところを抱えております。津島だけではなくて、この地域に対しても津島同様の内容で賠償等が求められるものではないかと私自身は考えております。

町が直接裁判に関わることはできません。が、しかし、大堀や室原の方々に津島裁判に参加されたり、見に来たりそういう方もたくさんおりました。私たちも裁判はやりたかったという人もおられました。その中で、私は、こういう人たちが、裁判に参加できるのではないかと。参加するためには、どうしたらいいのかをやはり町ができなければ、町として情報の提供やこの人たちの何人でもいい、集めて提訴できるような環境をおつくりいただきたいなとこう思っています。

判決の内容を判決というのは、裁判の場合、原告しか勝っても負けても享受できません。賠償金ももらえません。これは皆さんお分かりだと思えますけれども。しかし、裁判にやむを得ず参加できなかった人も同様の権利を得られるためにはどうしたらいいのか、そのためにはやはり提訴が正しいのか正しくないのか、そういうこともしっかり考えていただいた上で、町としてそういう方々がいれば、直接関わることはできないにしてもその人たちを支援していくという考え方があるのかどうか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） ご質問にお答えいたします。

原発事故の原因者である東京電力はもちろんのこと、国策として原子力発電を推進してきた国にも重い責任があると認識しておりますが、議員ご指摘のとおり、訴訟に関しましては、町は代理人となることはできず、また、主導する立場にはないと考えております。

仮に、困難区域を抱えます大堀地区、それから荻野地区の皆さんが提訴するようなことがある場合には、今回の訴訟をはじめとします原発事故裁判に関する情報提供など可能な範囲での支援に努めてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） ありがとうございます。

私は、何でもこういう質問をせざるを得ないかというのと、やはり町民は一つであるという考えです。これは町長も常々言われていることでもあります。町の外に出ても町にいても、みんな町民は一つなんだという大きな考え方から、この問題について質問をさせていただいております。

それで、次に移ります。

6月の一般質問の中で、帰還困難区域の際除染について質問をさ

せていただきました。答弁では、国に働きがけるというお話でしたけれども、問題なのは、町道全ての際除染が完了しなければ、次の段階に進めないということなんです。この間の第10次提言と国の発表では、2020年代、30年にはかかるのかどうか、それは分かりませんが、帰還困難区域の住民に対して、意向調査を何度も繰り返しながら、帰るか帰らないかのこういうお話を聞くんだということで、帰還を凶ろうとしています。除染については、その帰る人だけの除染、でも、帰るにはその道を通らなくちゃいけない。際除染の判決がなければ、自由にふるさとであるこの帰還困難区域に出入りすることは不可能であります。

そこで、津島とか大堀というところは、道路から20メートル以上離れた地区がたくさんあるんです。家は庭木に飲み込まれたり、竹やぶが家のそばまで来てみたり、家がサルやイノシシ、ハクビシン、アライグマに荒らされている家がたくさんあります。そういう家を見たりしました。しかし、際除染の中で20メートル以上離れた家の方々は宅地の除染や家の解体等心から希望している方がたくさんいらっしゃいます。

その中でも、帰る帰らないは個人の自由なんですけれども、一日も早くそういう方々に手を差し伸べようとする努力もしていただかなければなりません。家を壊さなければ、被災者再建支援金はいただけません。除染するかしないかで、こうした格差、このままにして放置するわけにもいかないんだろうと思います。

町としては、こうした方々に対して、どのように対応するのか、ちょっとお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 際除染について、（6）のご質問かと思いますが、こちらのほうにお答えいたします。

際除染につきまして、基本的には、拠点の線量を下げするために、拠点に接する拠点外の部分を除染するものと認識してございます。道路でございましたらば、道路が線拠点となっておりまして、その道路の線量を下げするために、それに接する拠点外の部分を除染するもの、つまり拠点区域外であるというふうに認識してございますので、先月、8月31日に国におきまして、拠点区域外の方針が示されたところでございます。議員からご説明ありましたとおり、国は2020年代をかけて帰還意向のある住民が帰還できるよう避難指示解除の取組を進めていくということで、この中で、住民の帰還に関する意向を個別に丁寧に把握した上で、帰還に必要な箇所を除染し、避難指示解除を行うとされているところでございます。まずは、こ

れに基づきまして、帰還意思のある住民の方が帰還できるようにしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

また、帰還することができない方の土地や家屋につきましても、国が責任を持って除染、解体を実施していただくように引き続き要望してまいりたいと考えてございます。

また、家屋解体及び被災者生活再建支援金につきまして、国が責任を持って除染、解体を実施するように求めてまいりますとともに、被災者生活再建支援金制度の弾力的な運用について、これも併せて引き続き要望してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） それでは、あと10年後まで待たなくちゃならない家も私は出てくるのではないのかなと思っています。この期間、避難して既にもう10年半たっております。さらに10年だと帰りたくても帰れなくなる、そういう人たちが出てくるんだろうと思います。

ほとんど解体された方々には、この被災者再建支援金というのは、渡されているんだろうと、支払われているんだろうと私は思いますけれども、10年後に除染します、解体します。するかどうか分からない話じゃなくて、やはり国にどういう要望を上げるのか、どのようにして上げていくのか。今日なのか、あしたなのか。いつどこで、多分町長が先頭になって国に働きかけていくんだろうとは思いますが、そうしたロードマップみたいなものを町民の方々にやっぱり説明する責任は町としてもあるのではないかと私は考えております。それについてお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 被災者生活再建支援金制度等についてでございますが、まずは、正面から住宅を解体していただくように国に要望するのが1つ、もう一つ、2つ合わせて要望したいと考えておりますが、生活再建支援金制度を解体しなくても適用されるような柔軟な弾力的な運用、その2つのステップを合わせて要望してまいりたいと思います。要望の仕方としましては、浪江町と同じように帰還困難区域を抱えている町村がございまして、力を合わせて事あるごとに要望してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） よろしくお願いをしたいと思います。

今度住民説明会とかそういうことが予定されておりますので、そのときやっぱり同じような質問が住民の方々から出るのではないかとこう考えております。さらに際除染20メートル範囲だと言われて

おきながら、一部外れたところがあります。除染もなければ、道路の除染もないというところもあります。そうしたことをやっぱり頭に入れていただきながら、やっぱりこれは町民の格差やその是正するために、そして安心して生活していくためにも、そしていつか帰ってくるという人たちのためにもできることは一日も早く進めていただきたいというのが私のお願いであり考え方でありますので、ぜひとも強力に先頭になってお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、次に、長野県安曇野市の交流についてご質問をさせていただきます。

震災以降、私たちは仮設住宅に入りました。その中で、長野県の安曇野市のボランティア団体、さんろ一どといいます、その人や社会福祉協議会の方々が、浪江町の人たちと交流を持って支えていきたいという意思から、私たちに対しての支援やご協力をいただいております。これに対して、私は本当にありがたいと。長野県で観光旅行もさせていただきましたし、温泉に入ることもできました。あの当時訳も分からなく避難していた人たちには、本当に安曇野市の存在が大きな心の支えとなったわけでもあります。この安曇野市と私たち浪江町の避難されている方々の交流については、町長はご存じでしたか、お聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） ご質問にお答えします。

長野県安曇野市のボランティア団体については、承知しておりませんでした。今回過去の書類を確認したところ、平成23年7月の音楽による慰問を契機に交流が始まり、平成29年度、令和元年度に「なみえ絆フェスティバル」を安曇野市三郷公民館で開催され、浪江町からは、武扇会、浪江物語語り部を行いました。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 安曇野市だけではなく、町民の方々がほかの都市とも交流されているかもしれません。

それで、現在コロナのために去年と今年は交流会、予定しておったんですけども、なかなかできませんでした。そこで私たちが例えば安曇野市に行きますと、市長が私たちを大歓迎してくれます。玄関先で送り迎えまでしていただけるようなそうした交流を続けてまいりました。町長の地元の長岡先生が主催する武扇会の方々、この方々の私たちと一緒に踊りを通して安曇野市の皆さんと交流会も一緒に並行しております。あと、コスモス会、この方々も一緒に

ってまいりました。

こうした流れをくんで、私は、町長にお願いしたいんですが、機会があったらば、安曇野市長にご挨拶ということもぜひお願いしたいところでありますけれども、どんな交流しているんだろうということと時間で時間があれば、町長、参加されたらいかがかなと思ひまして、ご質問します。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 大変安曇野市の取組については感謝を申し上げます。ただ、このコロナ禍もございいますが、今まで震災以降様々な市町村にこういった活動を通じて浪江町民の支援をいただいております。そういった中で、できるだけ時間を割いて訪問できる部分については訪問をしてまいりましたが、いずれにしても、なかなか今その対応が非常に難しい状況にございましたので、何か機会を捉えてできるのであれば、この安曇野市に限らず、対応してまいりたいと思ひます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） ぜひとも町長は町の町民の代表でありますから、忙しいとは思ひますけれども、ぜひそうした活動もお願いしたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

そして、私は、こうした流れの中で交流をこれからも続けたいという安曇野市の意向を尊重して、私たちと友好都市、親善都市のようなものを構築できればありがたいと思ひますので、そうした考えができるのかどうか、お聞きしたいと思ひます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答ひいたします。

ご提案いただきました友好都市または親善都市でございいますが、町は復興に向けて、現在様々な困難な課題に取り組んでいるところでございまして、これまでのような交流を目的とした姉妹都市につきましても、検討してございませぬので、ご理解賜りますようお願ひ申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） 水素拠点、水素関係で、私の知らない都市、ランカスターというのかな、アメリカの。それと、水素関係で姉妹都市のようなものを結ぶという、私やら浪江町町民でランカスター知っているのは何人いるかといったら、今議場にいる議員と、あと、企画財政課を中心とした町の人、一部だろうと思ひます。あとは、ほかにもあるんでしょうけれども、仲よくできるのであれば、そういう機会を見て、前向きに検討していただければいいなとこう私は

思っておりますので、やっぱり町として交流を続ける、人の流動人口を増やすということにおいては、そういうこともやっぱり少しずつ考慮に入れて、姉妹都市の締結まではできないとしても、そういう交流を大事にして、町もただ見守るというのもいいか悪いかは別として、ぜひ町としてもどういう形でやっていくのかということと一緒にになって見に行っていたいただければと考えております。

時間がありませんから、3つ目の東京電力、第一原発の処理水の賠償について少しだけ質問させていただきます。

東京電力が8月25日に示した風評被害については、被害が生じた場合、被害者に負担をかけないように対応すると、こう言っておりました。しかし、蓋を開ければ、風評被害が生じた場合、損害の事実を提示する必要が出てきました。これでは今まで東京電力が私たちに対する賠償と同様にその枠を超えていないんじゃないか。被害者に再び立証責任を負わせかねないという懸念が生じています。

町としては、この風評被害対策に対して、被害を被った方々に対する賠償、どのように協力し、どのように支えていくのか、支援していくのか、それをお聞かせいただきたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） ご質問にお答えします。

東京電力のこれまでの賠償姿勢には問題があり、信頼は心もとないと言わざるを得ません。

今回、東京電力が示した計画では、被害者に極力負担をかけない柔軟な対応をするとあります。その具体的な方法も示しておりますが、国の責任の下、これが誠実かつ確実に実行されるよう国及び東京電力に強く求めてまいります。

なお、風評被害に対する賠償につきましては、事業者や事業主の方が主な対象になると思われれます。このため、漁協や農協、商工会などが中心となって賠償支援が進められることになるかとは思われれますが、町としましても、これらと連携を図りながら、必要な支援に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） それはそうなんでしょう。でも、私たちが今まで東京電力からどのような対応をされてきたかというのを少し申し上げたいと思えます。

原発の賠償というのは、無過失、無責任、でも無限の対象になるというふうに原賠法に書いております。これは昭和34年か35年に東京大学の先生、我妻栄先生という法学者がつくられた対処方針なん

です。しかし、当時中曽根康弘さんがこれを骨抜きにしていきました。ですから、いまだにはっきり賠償すると言っておきながらも、ぐだぐだやっているのが今の東京電力の姿であり、国の姿であるということは、私は承知をしております。

それで、今までの賠償の中で、なかなかこういうことは言いたくないんですけれども、不動産関係なんです、賠償を受けるのに当たり前だと思っていることに関しても、相続の登記だとか、これは未登記の物件であるとか、建物が建っているにもかかわらずですよ。でも、町としては一応不動産については固定資産税や町民税をもらっているわけですから、やはりそれは相続とは全く別問題だろうと。現実にそれを管理・維持をしている人に対しては、請求されたら賠償するだろうと。これは普通の考えです。

ある人は酒井の人なんですけれども、お墓があります。これがまだお墓の相続もされていないので、賠償金もらえないんだという人もいました。この間弁護士を紹介させていただきました。あと、未登記物件だから、登記してから持ってこいと。東京電力は嫌味たらしく言います。町は東京電力に情報提供しております。東京電力は自由に今度それを使って、相続したらお支払いしますと。けれども、それは別問題だろうと私は常々考えていました。

こうした姿勢云々のために、結構町民の中では、完全賠償終わったなんて人はほとんどいないんじゃないかと思えます。特に農家の方々が完全賠償に至っていない。それで泣き寝入りをしているというふうに考えております。ですから、この在り方を見ていると、先ほど申し上げました質問で、本当に東京電力が口で言っているように賠償してくれるのかどうか。だから、漁業者であり、観光業者であり、地域の商工業者もあまり信頼感というのはないんですよ。だから、そういう面でぜひともいろいろ考えていただきたいなと思っております。

さらに、帰還困難区域の中でこういう人もいらっしゃいました。職場の求めによって住所変更したと。住所を移したと。東京電力に定年を迎えたからふるさとに帰りたくても家がないんだと。要するに帰られるような家になっていないんだと。そういう人もおりました。この人たちが住宅確保資金を求めようとしても、あんたそこに住所がないんだから、アパートに仕事の関係で住んでいても、そういう人は賠償の対象にならなかったんです。私はちょっと理不尽さが過ぎるんじゃないかこのように考えています。

そうしたことをやはり東京電力や国の姿勢がほとんど前と同じ状況ではないかなという判断をしているので、風評被害に対しても相

当賠償に対してエネルギーが、町のエネルギーが必要ではないかと考えておりますので、頭の中にぜひ入れていただければと思います。よろしく申し上げます。

4番目に医療についてももう少し質問したいと思います。

まず、浪江町の診療所は2つあります。国保の津島診療所と浪江診療所です。全国的にも1つの町で2つも国保の診療所を持つというのは、ほとんどないんだろうと思っています。

それで、私に寄せられた声の中で、浪江診療所の件なんですけれども、11時半過ぎて行ったら断られたと。でもお客さんもいなかったから、12時まで診療時間だろうからということで診てもらえなかった。また、診てもらえないんじゃないかという不安になったという人がありました。

ですから、医師不足の中でお医者さんも大変なのは、私も承知をしております。でも、こうした避難生活が続き、町民が今少ない中であっても、医療というのはとても大切な問題だなどこう考えております。足のある人は、原町やいわきなど、そういうところに通うことはできますけれども、高齢者ばかり多くなっている町にとって、この医療の一つの大切な拠点が浪江診療所となっています。

ですから、こうした受付時間が過ぎたら診てもらえないんじゃないかと、必要であれば診ますよというような方向性で、町としては、指導監督というか、そういうのはちょっと先生方には失礼かもしれませんが、そういうお話をしっかりされてみたらいかがかなとこう思っていますので、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関久君） ご質問にお答えいたします。

浪江診療所の現在の診療受付時間は、議員おただしのとおり、午前中は8時半から11時半、午後は13時半から15時30分でございます。ただし、緊急時には、例外的に時間外診療も行っております。

また、月に一度、福島県立医科大学から来ていただいている整形外科の診療の場合、大変受診者が多く、診療終了が18時頃になる場合もございます。

浪江診療所でも時間外診療を必要に応じて行っておりますが、原則として、受診される方には、診療時間内での受診をお願いしております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木 茂君） そうした町民から指摘を受けられるようなことのないように、ぜひ医師の先生によく相談して、お話しされて、

11時31分に行ったらおまえ帰れとか、そういう話もされたようにも聞いています。そういうことのないように、しっかりと話ししていただきたいと、これは要望としてお願いしたいと思います。

医療の件について、それに付随していくんだろうと思いますが、次の質問をさせていただきます。

やはり町長が一生懸命、今、企業誘致や企業団地を造って、町の人口を増やさなくちゃならないというそういう行動で頑張っています。企画財政課では、この間の協議会でも2035年には8,000人の人口を確保したいとこう言っております。しかし、しかしというか、この町を本当に復興し、新たな道を進むためには、どうしても若い人の力が必要であることは、言うまでもありません。

この町では、専門学校や高校、大学への進学する際に、有償での奨学金の貸付制度があります。これは、私から言えば、サラ金だと。ていのいい学生ローンだというふうに感じております。でも、やはり生活が大変な家庭にとっては、大事な学資金でありますから、この存続は、大変ありがたいなと考えております。

実は、進学すればするほど、これだけの奨学金では足りないので、日本育英会だとかそういうところから奨学金は借りているわけなんです。そうすると、完全返済まで20年ぐらい、合わせるとかかってしまうという話も聞いています。

だから、この中で、私が考えて提案してみたいのは、奨学金の在り方をもう一度教育委員会を中心に町長先頭になって考えてみたらいかかなというお話です。

やはり将来も町外で就職されるという方であれば、有償の奨学金貸与はやむを得ないのではないかと思います。町へ帰るといふ学生がおりましたら、その中では、例えば5年から10年この町に住むんだと、住所を移してここに帰ってくるんだという意欲のある人、さらに町の企業に勤める人、自分で会社を起こして、この町で生活するんだという人であるならば、結果を見て、途中で返済を止めて無償にしてしまうという考え方。さらに、この町では、確かに先ほど医療の問題を取り上げましたけれども、お医者さんがいません。前はそれなりに整った町であったこともあります。今、お医者さんがいないから、県にお願いをする、派遣していただく、いつまでもそんなたちごっこをしていたんでは、この町の医療体制充実というものを図ることができないと私は思っています。これは昔から私は考えていました。

それよりも他市町村や他の病院でもやっておりますけれども、毎年1人の医者をつくるんだと。優秀な学生には医学部に入るんであ

れば、金は貸与しますよと。例えばの話ですよ。年間300万、どこでもやっていますけれども、年間300万の6年間ですから1,800万貸与しますよと。その代わり帰ってきたら、浪江で5年なり10年働いてくださいよというような、もう少し一歩進んで町をつくるという、町の医療体制を充実させるんだということで、私はぜひ検討を早急にすべきだと思っています。であれば、毎年1人ずつ医者がこの町に住むようになれば、将来8,000人の町をつくるということですから。それに今から備えていくことによって、頭下げて、町長自ら頭下げさせるんじゃないんですよ。頭下げさせて、お医者さんくださいとか、高額な給料払うから来てくださいと。魚釣りじゃあるまいし。そういうふうな状況に実はこの町が置かれているんだろうと思うっています。

それで、ぜひともこの問題は、この町の存続に関わる大きな問題です。今、避難している人たちがなぜ帰ってこられないのか。商業施設は何とか、町長苦勞されてできました。大したものではないけれども、でも、何とかなりました。ただ、医療について、避難先でもう医者にかかっているから、帰ってこられない理由がそこにあるんですよ。浪江に医者がないから。原町に行けば、また浪江がと、浪江に乗っ取られたと原町の市民からいつも言われていた。今でも言われている。

ですから、私は、この町では、目的に沿って、医者が欲しければ、自らの手で医者をつくっていく。奨学金で確保していくというような動きがあればいいなと思っています。原町の市立病院は、年に1名から2名、若干名となっていますけれども、そうした活動をしております。二本松病院も同じです。いわきにもあります。相馬も毎年1人、奨学金を出して、医師の安定的な確保に努めています。小さい町だからできないとか、そういうのは、私にとっては、言い訳に過ぎないとこのように考えておりますので、ぜひともこの奨学金制度の見直し等を検討すると。早急に検討するんだということで、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

他自治体の奨学資金制度の発展的取組の例を見ますと、議員おただしのように若者の定住や人材確保を図るためなどの地域課題の解決の取組の一つとして奨学金返還支援事業を行っている自治体がございます。内容的には、卒業後ふるさとに帰り、地元就職をした場合には奨学資金償還分の補助を受けられる。また医療・福祉産業に属する事業所等で保育士や看護師として働いた場合には、さらな

る支援金の支給を受けられるなどとなってございます。

浪江町においても若者の帰還や定住・移住の促進、また医療従事者や保育士などの専門職の確保が難しいなどの課題もございます。議員おただしのおり、様々な視点において人材確保を進めなければならないと考えており、この奨学資金返還支援制度についてもその一つであると認識しております。

一方で、町として同様な取組を行う上では様々な課題もあることから、関係課・関係機関と調整・協議しながら、また先行する自治体の例を参考にして、奨学資金制度の見直し等が必要か否かの検討をしてみたいと思っております。

以上でございます。

- 議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。
 - 8番（佐々木 茂君） これは確認する必要もないんだろうけれども、浪江町の診療所で働いている常勤のお医者さんに年間幾らぐらいお支払いしていますか、聞きたいと思えます。
 - 議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。
 - 浪江診療所事務長（掃部関久君） 常勤医師につきましては、年間およそ3,000万ほどを支払っております。
 - 議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。
 - 8番（佐々木 茂君） 例えば年間300万、6年間で1,800万、新人ですからそんな3,000万の年収を与えるというわけにはまいたらないんですが、2年分で1人の奨学金が回収できるだろうと思うんです。
- 国も今、総合診療に力を入れたいということで、総合診療科の学生を増やすんだという方針に少しずつ変わりつつあるようです。ですから、地域の医療体制を守っていくためには、そうすると、総合診療科の診療学生が主に地域で活躍できるんじゃないかと思えます。例えば2年で6,000万であれば、お支払いするのが6,000万であれば、そうした学生ですから、28や30の子供ですから、そんな高額な給料が欲しいというわけでもないんでしょうから、やはり2年間でそうした奨学金も吸収できるし、町のためには非常に定住していただければ、家族もできるだろうし、この町で活躍もしていただければ、そう考えれば、別に私は高いお金ではないようなそんな気はしています。
- ですから、先生との契約があるんでしょうけれども、やはりそうしたことを念頭に入れていただいて、大いに活躍をしていただきたいなところ思っていますので、よろしくお願ひします。

次に、移ります。

質問では、大野病院を浪江町に誘致したらどうかという考え方が

あります。これは大熊町の問題だから、我々にはあまり関係ないし、これは国の県の問題だから、私たちが触るべき問題ではないんだろうと思いますけれども、この医療ということで、浪江町が昔から総合病院はない。総合病院を持っていないという私はそういう思いからこういう質問をさせていただくのですが、大熊の大野病院は、存続というお話も聞いていますから、それはそれでいいと思います。でも、現にあそこ総合病院として存続できるというのはあり得ません。人口からしてあり得ないと思っています。であるならば、県に働きかけて双葉郡の総合病院の一つとして大野病院に代わる病院を浪江に誘致したらいかがかなと。それ、ちょっと遠大な構想を持ってお話しさせていただいています。

それは、町民の方皆さん大体お医者さんに一度ぐらいはかかっていますけれども、今まで南相馬の市立病院に行っていました。渡辺病院は新地のほうに引っ越しはしたけれども、私はこの町には総合病院があれば、将来の原発、そういう問題もあって、廃炉の問題もあるから、この町を大きくしていくためには、そうした病院もできれば欲しいなとそう考えております。いかがでしょうか、お聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） 町に総合病院ということでございますけれども、それはあるにこしたことはないと考えておりますが、現在のこの人口規模、それから医療人材の確保の困難さを考えますと、なかなか厳しいのが現実であろうと考えております。

また、南相馬市立病院、それから富岡町には県の医大の協力により、双葉医療センターができました。その中で、また浪江町に新たな総合病院を造るとなると、この福島県内は全国でも医療人材が枯渇した状態にありますので、そこを求めていくことはなかなか難しいのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） そういう回答が来るといのは大体想像はしておりましたし、検討したって大熊に県立病院があるんだから、何で浪江に必要なんだという話になるんだろうと思います。ただ、大熊は今の人口規模からいって、将来的にあそこに存続していいのかどうかという問題があります。帰還困難区域に位置していることも事実であろうと思います。

ですから、その基幹病院としての代替として、私はせっかくこの町から県会議員も出ていらっしゃるし、議長もされた方もいらっ

しゃいますから、やはり大熊に代わる一つの大きな基幹病院を浪江に誘致する、そうした形をとればよいなどそんなふうに考えております。これは答弁は要りません。ただ、私の思いから皆さんにお伝えしたいとそう考えたから、こういうお話をさせていただきました。

続いて、時間もありませんから早めにやりたいと思いますが、国際教育研究拠点の誘致に関して質問させていただきます。

先ほど山崎議員からもお話がありましたけれども、私としては別の角度から、2035年に人口8,000人を目指したいと。でも、今、一生懸命、工場誘致とか町長が奔走しています。1つずつその難題に、課題を解決するに走り回っておりますけれども、実は今の工場って人があまり要らない。オートメーション化、人工知能、またはパソコンとかそういうもので工場なんてあつという間に動かしてしまいます。そうすると、人口をいかにして確保するかという観点からすると、それはそれでいいと思います。なかなか8,000人を目指すというのは難しいなど、私は考えています。

でも、せっかく皆さんの英知を持って8,000人にするんだという意欲を買いますから、そのためにはどうしたらいいのかをよくご相談いただきたいと思います。

それで、私のこの夢みたいな提案をさせていただきたいと思っています。人口が減少していくというのは、日本全国どこでも一緒です。ただ、都市部だけは大都市圏だけは膨れ上がっています。それは便利だからです。衣食住全て足りるからです。娯楽もあります。地方には何もありません。何もありませんから、私は地方というのはこれから活躍できる場所じゃないのかなと、このように考えるから。

まず、東京都心にあつて、手狭で働く環境が確保できない。都市部になくてもよい。企業や施設を皆さんで一生懸命探したらいかかなと、こう思っています。さらに、日本全国、西にあつて東にないもの、中部にあつて東北にないもの、こうしたものを探すというのも一つの手かなと思っています。

実は、私、若い頃、訪問したことがあるんですが、岡崎市にある、昔は生命科学共同機構という文科省の直轄の研究所があつたんですね。今は、生命創生探求センターという名前を変えています。これは全国から自然科学を中心とした科学者が集まっております。先ほども話を聞きましたし、新聞記事からも見ましたけれども、この国際教育拠点の中に、医療関係が抜けている。一番大事なのは、工業化学ではなく、も大事なんでしょう、日本の将来のためには。でも、医療の国際的な研究の拠点になり得る可能性もあるわけですよ。

そうすると、復興庁は何を考えている。国は何を考えている。医療技術だけは手放さないぞというのは、医療に関しては人手が必要だと。学生も必要だし、人手が必要、研究者も必要。そういう観点から、私は、国立感染症研究所のようなものをこの町に、日本版CDCというんでしょうか、そういうものも誘致できる可能性があると思う。これは、町から言えば、聞く耳は国にもあると思う。

東京都新宿区の戸山というところに感染症研究所があるんです。そこで働く先生が約3,000人といいます。3,000人といいますけれども、その3,000人といっても、お医者さんが大半です。だから、そこには国際医療センターというのがあります。外国の要人や国の偉い人たちが利用する病院ですけども、そうした病院がありません。でも、この研究拠点を利用して、医療のこれを持ってくることによって分院を持ってくる。東村山にもあります、分院が。ここは老朽化しています。40年前に、私が東京にいるとき、新宿区長が言っていたんです。こういう施設は都市部にあるよりも地方にあったほうがいいんじゃないかと、女性区長でしたけれども、そういう話をされました。私はこれ、ずっと40年間、浪江に持ってきたらどうだろうと思っていました。

こういうものは、やっぱり発想からスタートして、持ってこられるんじゃないかと。そうすると、国際高度医療技術センターみたいなものに発展していくわけです。そうすると、海外から金持ちの人たちを浪江に呼んじゃおう、浪江で治療してもらおう。そして、国際交流にもつながるし、浪江の現状も理解してもらえらるし。こういうふうになれば、あつという間に500人のぐらいの人を剥がしてくれば、家族を含めると1,500人、2,000人になってしまいます。やっぱり人手がかかる、人が欲しい、高度技術者が欲しい。そういうまちづくりに一因になっていくのではないのかと。8,000人の町より1万人の町ができる可能性がある。

私は、何でこういうものを持ってきたいなと思っているのは、福島医大が原町の小さな掘っ建て小屋みたいところで製薬の研究に入りました。東北大も原町のほうには工業関係が来るんだろうと思います。東大も動いています。この浪江町にそうしたところを誘致したいと私は常々思っている。一挙に人口1,000人、2,000人になる。人が増える。流動人口が増えれば町がもうかる。やっぱりそういうような視点で、私は皆さんにも考えていただきたいし。

簡単なんです。できない理由をいろいろいろいろ考えて答えをいただくよりも、できる理由を若い力でぜひとも皆さんにお願いをしたいと思います。

以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁ないですね。

○8番（佐々木 茂君） 要らないです。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、8番佐々木茂君の一般質問を終わります。

◇ 紺 野 豊 君

○議長（佐々木恵寿君） 続いて、2番、紺野豊君の質問を許可します。
2番、紺野豊君。

[2番 紺野 豊君登壇]

○2番（紺野 豊君） 2番、紺野豊であります。

議長の許可をいただきましたので質問に入ります。

質問をする前に、一言だけ話しておきます。

本日は、質問の機会をいただき誠にありがとうございます。

5月に議員になったばかりなので、まだ相撲で申し上げれば序の口、まだ給料をもらう十両というか関取にまだなっていません。でありますので、初めての質問でありますので、お見苦しい点がありましたらご容赦お願い申し上げます。

それでは、始めさせていただきます。

質問につきましては、一問一答方式でお願いをいたします。

まず、質問につきましては2点ございますが、町政についてと、浪江町の再生についてであります。

まず、最初に、町政について伺います。

まず、町長に質問しますが、初めに、吉田町長におかれましては、平成30年8月6日に故馬場町長の後任として就任をなされました。町長就任に当たりましては、様々な困難な課題を抱えての復旧、復興の道のりではありますけれども、私たちは私たちの子供たちに浪江町を引き継ぐ責任があるとおっしゃられ、私はしっかりと町を再生し引き継いでいきたいと考えを述べられました。

これまで、故馬場町長が取り組んできた復旧、復興のための施策や事業を継続し、さらなる進展をするべく努力を重ね、どこに住んでも浪江町民の理念の下、町民の生活再建、生活支援等を維持し、絆を絶やすことのないよう努力をしていくと述べられました。

ここで質問になりますが、町残しのため、町政執行者としてかじ取りを3年間された自己評価点を伺いと思います。町長、よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ご質問にお答えをいたします。

就任以来、丸3年が経過いたしました。この間、浪江町の復興・再生を目指して全力で取り組んでまいりました。

まず、第一に帰還を考えている町民の方々の帰還阻害要因の解決を図るべく、生活環境の整備、医療・介護の問題、地場産業の再生を含めた働く場の確保等々に取り組んでまいりました。議会、町職員、町民の協力のもとに、確実に復興・再生を進めることができていると感じております。

ただ、一方で課題が山積みしていることも事実であります。町土の8割を超える帰還困難区域の解除、ALPS処理水の処分問題、中心市街地の再生、農林水産業の再生、移住・定住促進の取組、避難を継続せざるを得ない町民への支援等々、数限りなく課題があり、まさに復興は道半ばであります。

これらの対策を早急に進める必要性を考えると、今の時点で自己評価をする状況にはないと考えております。評価については、議会をはじめとして、町民の方々がされるものと理解しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 私も、これ今年5月に議員になりまして、町長さんが30年6月になられてずっと見てきましたけれども、雇用の場の創出、イノベーション構想、新エネルギー社会の構想、先端産業施設、加えて言えば、水素製造拠点、木材製品生産拠点施設、この辺は着々と進んでいるなと思っています。あと、道の駅関係もできた。

ただ、このほかに町の関係の中で、お酒売ったりとか大堀相馬焼とか道の駅にできたということは感謝しています。あとスーパーのほうも持ってこられた。そういう中なので、今、申し上げたいのは、将来、浪江町に若い人が町長もやられた生き生き生活できると。加えて高齢者の方々が安全安心して暮らせる社会をつくっていききたいというのは今の町長さんの考えという中で私もお見受けしていますが、そこら辺の中を推進してもらいたいと思います。その辺は回答要らないです。

議長、このまま、質問じゃなくて要望だけで、質問じゃなくて、今の話は要望で。

次の2番のほうの1期目の最終年度の意気込みのほうと併せて、新たな施策のほうの関係があれば町長のほうに伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） あと1年の任期でございますが、その間の最終年度への対応の仕方についてかと思えます。

今、復興を進めるという中で、コロナ感染症対策が大きな問題となっていることは皆さん方ご承知のとおりであります。今、非常に大事なことは、絆をつなぐためのイベントの開催状況が軒並み中止というような状況になっております。非常に残念であります。その中であってコロナ禍を理由として復興の歩みを止めるわけにはいかない。しっかりと対策を取りながら、今年度から実施しております復興計画第三次に基づいて、復興を進める責任があると考えております。

持続可能なまちづくりに向け、町の職員、あるいは遠くからの応援職員を含めた体制でしっかりと取り組んで、町民の付託に応えていきたいと考えております。復興・再生の取組に終わりはないんだらうと考えておりました、今後20年、30年と続くものと思われまので、近い将来、行われるであろう復興・再生の歴史の検証あるいは評価に耐えられるようにしっかりと努力を重ねて、職責を全うしたいと考えておるところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） ありがとうございます。

私も、今、町長さんがおっしゃられた町残しから持続可能なまちづくりという中の分の考え方は同じなので。8月6日から始まって来年まで1年間、4年目なのでその中でやってもらえれば助かりますので、よろしく願いいたします。町長に対しては質問を終わります。

2番のほうに進みたいと思います。

町の復興・再生について質問をさせていただきます。

まず最初に、移住・定住の推進についてお伺いをいたします。

町では、先ほど佐々木議員もおっしゃいましたけれども、将来の人口の目標を平成28年3月に策定した「まち・ひと・しごと再生浪江町ビジョン」にのっとりおいて、2035年、令和17年に8,000人程度の目標を掲げられました。あの一生忘れることのできない東日本大震災から10年と6月が経過し、平成29年3月31日に帰還困難区域を除き、避難指示解除がされた後の町内における居住人口につきましては、平成29年4月で195人、令和3年5月までは1,670人、今の現況は1,717人とお聞きしております。実態を見ますと目標には程遠い状況下でございます。

ここで質問をさせていただきます。

今、浪江町町民の帰還支援計画及び直近の他地域からの移住・定

住された方の実情と課題、今は人口どうして増えないのか、移住が増えないのかという問題点を伺いたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

議員おただしの帰還支援計画でございますが、帰還したくても様々な事情により帰還できない町民の方がいらっしゃることは認識しているところでございます。こうした方々が将来帰還できるようになったときに、帰りたいと思えるようなふるさとをしっかりと作って、そして、それが持続可能なものとして、帰れるようになるそのときまで保っていくこと、それが重要であろうと考えてございます。そうした観点から申し上げます、町の最上位計画である復興計画そのものを実現していくこと、それが大変肝要でございますので、そうした観点からもしっかりと復興を進めてまいりたいと考えてございます。

移住・定住に関しては一足飛びの施策はございませんで、まずは町を知ってもらう段階、訪れて体験してもらう段階、職に就いて移住・定住してもらう段階といったそれぞれの段階に対して、各種施策を提供する必要があると考えてございます。

この考え方のもと、福島再生加速化交付金などを財源として令和3年度当初予算において、情報発信事業、移住相談窓口業務、住宅支援、お試し宿泊事業などを計上し、運用をスタートしたところでございます。

また、県におきまして、本年7月1日にふくしま12市町村移住支援センターが設置されました。今後、同センターとの連携も図りながら、移住を推進してまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 今ほど企画財政課長のほうからお話がありましたけれども、町への帰還支援、これ個人住宅の再建、あと空き家対策等とか、空き家の適切な管理徹底させようですとか、移住・定住の相談窓口の強化とか、お試し宿泊、お試し就労の実施、これだけではまだ全然進まないとは思うんですよ。

今、ちょっと蛇足になりますが、お話ししますが、福島県というのは移住・定住関係で、今年の3月にランクでは47都道府県ありますが、福島県の移住先の14位です。東北で一番いいのが宮城県の5位、5番目ですね。移住したいという環境の中の住みたい田舎という部分の中でいうと、自給自足できる環境が一番いい。福島県、

本当、浪江なんかすごくいいと思うんですね。海あり山ありで。加えていえば、今、一生懸命イノベーションやっていますから。収入が下がっても仕事が地元にあると、安くても構わない、行きたい気になると、そういう方が多いみたいです。

そこで、今、移住先の話をしてしまいましたが、1番は静岡なんですよ、今年の3月で。2番が山梨県、3番目が長野県、4番目が福岡県、言った東北で1番が宮城県、あとは東北入ってませんから。20位というのは大体、南のほうが多いですね。そういう環境があるので、やっぱり発信というのはSNS発信というのが多いみたいです。なので、浪江でも今話があったけれども、やっぱり先進事例作って、やっぱり移住してもらってSNS載せて、やっぱり発信するとか、こういう浪江でもあるんだよとかというのでないと、人はついていけないと思うのね。そういう仕事も、やっぱりするべきじゃないかなと、私は思います。その辺どうでしょう。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 情報発信の在り方について、ご提案いただいたというふうに理解いたしました。

SNSなども利用して、現代風にマッチした情報発信の在り方をしっかりと先進事例を研究しまして実施してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 今、課長の話は分かりましたので、その部分を進めて。

2番目のほうに進みまして、今後の町の取組、実際の具体策というのか、今、話にもあったけれども、今進んでいる現状、やっている現況のほうというかな。今、実際取り組んでいる移住・定住関係の策を聞きたい。よろしくお願いします。今、進んでいる段階で。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

移住を検討されている方の相談等を受け入れるために必要な土台となるような施策につきましては、令和3年度当初予算のほうで、ある程度措置したものというふうに考えておりますが、一方で移住を検討されている方が移住を決断していただくための内容につきましては、働く場の確保、それから住まいの確保といったものが重要であると考えておまして、ここにもう一步踏み込んだ仕組みが必要ではないかというふうに考えているところでございます。

働く場の確保につきましては、人材募集を行っている町内事業者

や、新規企業などにおいて、いわゆる体験就労を行っていただいて、雇用マッチングにつなげる仕組みなどについて関係機関と協議をしながら検討を進めてまいりたいと考えてございます。

住まいの確保につきましては、物件数が少ない、家賃相場が高いなど、被災地特有の様々な課題があると認識しております。こうした課題について、国・県・市町村、関係機関の協議の場において、当町の実情を共有しますとともに、浪江駅周辺整備事業におきましても、居住機能を整備することとされておりますので、国・県・関係機関と連携を図りながら、引き続き、検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 今ほどのご回答ありがとうございます。

深くは申し上げませんが、徐々に上がって、徐々にやっていけばよろしいので、一個一個先ほど提案したことを踏まえながらやっていただければよろしいです。ありがとうございました。

次に進みます。

次の町の復興の関係の医療体制の充実確保対策の話に行きます。

浪江町におきましては、これ2017年3月27日に浪江診療所を開設され、早いもので4年経過している。その後、歯科医院が2つほど開所されました。いまだに、先ほど佐々木議員もおっしゃいましたが、個人病院がない。私も29年に5月に帰ってきたんだけど、病院なくても、自分で好きで来たんだからしょうがないと思っているから諦めて、やっぱり病院はなくても、この浪江町が好きだから、住んでいるのでありますが。

やっぱり、これ今、浪江の町には人口が1,717人いますけれども、先ほど言った佐々木議員の話なんですけれども。やっぱり病院がなくて一番困るわけですが、やっぱり。人口を増やすために、さっき2035年の話もしましたけれども、人口増えるためにはやっぱり帰って、病院なければ困りますよね。避難して10年たって、福島、郡山、東京だって、向こうに巣くってから、こちらにやっぱり、自分の住んでいる環境がよければ絶対帰ってきませんよね。だから、先ほど移住の話もしたんでありますが。

やっぱり町で、浪江町では確かに、昔、西病院とか、玉井さんとか眼科もあった。眼科2軒ぐらいありましたね。けども、実際、みんなかかりつけ医がないと困っているのが、今、私なんかも帰ってお聞きするんですよ。診療所の、さっき佐々木議員も話していたけれども、朝8時半から3時半まで受付、1時半から3時半、水曜

日には外来の先生が来る。整形外科来ている。けども、土日は確かにない。

やっぱり帰ってきていただくためには、移住していただくためには、やっぱりせめてかかりつけ医がないと、と私は思いますが、やっぱり今の実態の中では、病院が必要なわけですよ。そこで、町内における実情を鑑みて、今、何でこれ来ないんだという佐々木議員の話もあるけれども、課題と問題、せめて、やっぱり個人医院とかそういうのができるような体制づくりというのが、やっぱり町でも動かないと、診療所だけでは確かに、これ診療所の関係って、今、4年たつけれども、5年間で更新更新だと思っんですよ。どういうふうなのか分からないけれども。やっぱり病院が必要じゃないかなと思っんですよ。

そこで、今言った医療体制の実情をお話ししたっていいので、何で、今、歯科医院とか来てきますけれども、それ以外の医院が来ない。どういうふうに、町当局では皆さん帰ってこない分を捉えているのか、その部分の実情をお聞きしたいと思っんです。よろしく願っします。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関久君） ご質問にお答えします。

医療体制の実情については、議員おただしのとおり、現在、町内の医療施設は、浪江診療所及び2軒の歯科医院のみとなっております。問題点といたしましては、医科としては浪江診療所のみであり、議員おただしのとおり、夜間及び土日祝日の診療が町内ではできないことや、診療科目が内科、外科と限られていること等がございます。

医療体制の充実につきましては、町としても帰還環境整備の最重要課題であると認識しておりますが、町単独で行うには限界があるため、国・県に対して人材の確保、財源の支援など、引き続き要望してまいりたいと思っしております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） どうもありがとうございました。

そこで次の質問に変えます。今の感じで分かりましたので。

町内における医療体制の実際の町の確保具体策というのは、町でこれ、3月かな、4月かな、町では相双地域の医療機関や介護診療所と連携して、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制推進をしていくというような考え方のようなんですけれども、今どういう状況になっているのか、現状、状況をお伺いしたいと思っします。よろ

しくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） ご質問にお答えいたします。

現在、相双管内で浪江町内に居住する方に在宅医療を提供する施設としては訪問診療と訪問看護を行うふたば医療センター附属病院と、訪問看護を行う浜通り訪問看護ステーションの2つがございます。町では要介護認定を受け、訪問看護等が必要と判断された方にこれらの施設を紹介しておりますので、在宅医療と介護を一体的に提供できる体制は構築されていると考えております。

また、町では在宅医療介護連携推進事業として、相双地域の医療、介護の事業所と、定期的な会議や研修会を開催し、お互いの顔が見える関係づくりを行うとともに、情報共有ツールを利用した連携を行っております。町民の方にとっては、医療・介護サービスを受けずに元気に過ごすことがもっとも望ましいことと思いますので、引き続き、介護予防及び重症化予防にも努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） どうもありがとうございました。

端的に、今日、2つの質問をさせていただきましたけれども、今からの浪江町の人口を増やすとか、やっぱり医療体制がないと、一進一退と思うんですよ。そういう関係なので、この次も質問したいと思っておりますので、ここで終了します。ありがとうございました。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、2番紺野豊君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで14時45分まで休憩します。

（午後 2時26分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2時45分）

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君の質問を許可します。

[11番 渡邊泰彦君登壇]

○11番（渡邊泰彦君） 渡邊泰彦です。

議長より質問の許可が出ましたので、一問一答方式にのっとり質問させていただきます。

まず、質問の前に、世界的建築家隈研吾先生と浪江駅周辺整備事業でのデザインの力による浪江の復興まちづくりに関する連携協定を結んだと、町長の行政報告にありました。昨日の新聞の1面にも出ました。本当にご苦労さまです。隈先生といえば和の大家と呼ばれておりまして、その方が浪江町の周辺整備計画に協力していただけるということであれば、これすばらしい、このアドバンテージがもう最初から計画の中に入ったということで、本当に期待しております。どうか今後、建設課が中心になるんだと思いますが、先生と連携を取りながら開発をやっていただきたいと思います。

それでは質問に入ります。

今申したとおり、浪江町においては復興に向けたプロジェクトが急ピッチで進められていると。まあこれはもう目に見える形で我々も実感しているわけですが、ただ持続可能なまちづくりをつくるために、町にするために、最重要課題であります、避難指示が解除された地域の環境整備については、まだまだ町の施策が足りないなどという実感がありまして、今回質問をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

まず、除草問題についてですが、町内の国道、県道、町道、道路脇、それと河川敷の除草の状況について現況をお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

まず、国道6号につきましては、磐城国道事務所におきまして、8月中旬から道の駅なみえ周辺から作業を行っており、9月10日前後に終了すると聞いております。

続きまして、国道114号及び県道につきましては、富岡土木事務所において、7月から9月にかけて除草を実施しております。町道につきましては、年2回除草を行っておりまして、1回目は7月から8月にかけて道路わきの除草を実施いたしました。2回目につきましては、10月から実施をする予定でございます。

また、河川敷の除草につきましては、一部、県からの委託によりまして、町で堤防上の管理道路両脇について5メートルずつ実施しているところがございます。実施の時期は7月から10月で、範囲は高瀬川については大字小野田地内から大字幾世橋地内の約6.2キロメートル。請戸川につきましては大字室原地内から大字幾世橋地内の約6.78キロメートルの除草をしております。

また、県においては、現在、河川敷の除草は行っておりませんが、河道の掘削業務を発注しておりまして、この業務に伴いまして除草を一部実施しているところもございます。また、竹林伐採業務も行

っているところもありますので、こちらの竹林除去の準備段階で除草を実施していると聞いております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 現況よく分かりました。

ちょっと頭に浮かべながら聞いてほしいんですけども、浪江の新町通りがありまして、昔、旧国道と呼ばれて、今、県道になっていると思うんですが、あの地区を北に向かって、ずっと小高区方面に行って、いつも感じる、私はよく小高のほうに行くんですけども感じる事なんですが、浪江の境目に入るまで道路及び歩道に花木が覆いかぶさるまではないんですが、通行の邪魔になるような箇所がたくさん、実は見受けられまして、それが小高区に入っていきますと、管理がされているというのもあるかと思うんですが、非常に花木が覆いかぶさる状態が少なくなってくる。さらには桃内の前を通ると、帰ってきている方が多いというのももちろんあるかと思うんですが、桃内駅前には除草もきっちりされているし、当然そういった木の手入れもされていて、非常に通行がしやすいと。さらにもっと奥まで行って、小高駅の中心地に向かっていけば、途中の花壇にきれいな花なんかも植えてあったりして、本当によく管理が行き届いているんですね。もうちょっと余計なことを言えば、駅の前の道路に入って、駅前道路を北にずっと向かっていくと、これは本当にすばらしいまちづくりになっているところもあるんですが、全くそういった環境が破壊されているとか、そういうのが見受けられないと。

やっぱり、これは同じ市と町と違うのかも分からないんですが、やっぱり行政のあれによって、これだけの差ができていくということ、やっぱり町のこういった環境整備の施策が足りないのではないかなと思うんですけども、その辺、課長どんなふうに考えているか、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ただいまのお話をいただきましたのは、新町通りから小高に行く道路でありますので、県道の浪江鹿島線のことかと存じます。県としましては、先ほど申し上げましたが、7月から9月にかけて、県道につきまして除草をするというようなことも聞いておりますので、まず、この後、私も現場のほうを確認させていただいて、こういった指摘が来ているというようなことで県もお話をさせていただきたいと思っております。

また、景観の確保につきましては、新町通りのお話も出ましたの

で、その丁字路の草刈り以外にもやはり景観的にみすぼらしいようなというようなことにつきましては、随時、県のほうと協議をしながら除草をしていただくようなことで考えたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、課長のお答えになったとおりのことをまず実行していただきたいということなんですが。ちょっとこれ、見映えと言ったら、ちょっとどういう言葉が一番適当かは分からないですけれども、イメージなんですが、やはり今、その教育機関が誘致に一生懸命動かなきゃいけない、復興もしていかなくちゃいけない、移住・定住の方も増やさなくちゃいけないという中で、やっぱりその復興に向けたビッグプロジェクトだけが復興ではなくて、やはりその前の町並みに戻す、要は見映えのいい町にするというのもやっぱりこれ必要になってきていると思います。どうか、歩道と車道、その歩道にかかる草・花木等の管理はやはり小まめにやっていただきたいというふうに思っています。

ちょっと続けて同じような質問になってくるんですが、次に町有地、例を挙げれば学校跡地、防災集団移転事業で買い取った土地、または公園、さらには町の施設、丈六公園、道の駅なみえ、いこいの村等の管理とか、ちょっと除草一点集中で質問するのは申し訳ないんですが、この辺の状況が分かれば教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

中央公園、新町ふれあい広場及び大平山コミュニティ広場につきましては年2回の草刈りと、中央公園につきましては、年1回の樹木の剪定を行っております。状況に応じ追加で草刈りを行っております。丈六公園につきましては、昨年度及び今年度の2か年で工事を行っております。昨年度完了した第1期工事箇所については7月に除草を行っており、今後もまた除草をしてまいります。第2期工事箇所については現在工事中でございますので、この中で完了してまいります。防災集団移転元地につきましては、一部人家の周辺について除草をしておりますが、全体的な除草はできていないところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、課長が言ったことで、相当、回答には不満があるんですが、丈六公園をまず例にとると、1期工事が終わって2期工事ということで今やっているんですが、確かに今2期工事をやっているところは、今、盛んにきれいな除草をしたり手入れをし

たりしていますが、その前にあった1期工事、ここの部分がせっかくあれだけきれいにしても、昨日、おととい辺り行くと、もう草ぼうぼうになっている。結局2期工事が終わったら、今度は1期工事のほうもう目立ってくると。これ、本当に、何ていったらいいんですかね。やっぱり草との勝負になるのでどうしようもないところはありますが、やはりやればいいんだ、そうではなくて維持管理をしていかなきゃいけない。あれだけの莫大なお金をかけて整備したわけですから、やっぱり町とすれば、この丈六公園なんかはやっぱりきちっと定期的に管理していくべきだと思いますし。

それと、道の駅といこいの村なみえについてもちょっと今、ここに書いておいたんですが、道の駅なみえに関しては除草というか、環境整備がきちりなっているなどいつも見ているんですね。何か変なロボットみたいなのがこうぐるぐる草刈りをして、従業員の方だと思うんですが、道に出て、草を刈って、植木をきれいにして、本当によく整備しているなどと思います。

いこいの村に関しても、この間、たまたま草を刈っている方がいて、ちょっと私、立ち話していたんですが、どうも従業員の方が時間ができたときに交代で環境整備しているんだということで、お二人ほど草刈りをしていました。いこいの村なみえも、昨日、おとといからかな、昼飯を提供するようになりまして、私も昨日食べに行ったんですが、やはりお客さんがこう入ってくると、どうしてもやっぱりそのみすぼらしさというのが前面に出てしまうと、次また来るということがないのかと思うんですね。ですから、至急ですね、やっぱり入り口の所だけでも集中的にきちっと環境整備をしていただきたいと思います。その辺の回答をください。

それと、道の駅なみえの裏側というか、建物の裏の河川敷なんですけど、あそこが多分工事が終わったと思うんですが、きれいに整備されています。中におりてみるとスロープで川のそばにおりられるように、非常に公園というんですか、遊歩道というんですか、非常によくなっていますが、その河川を挟んだ北側がやっぱりこれ草ぼうぼうになっていて、さらには今まであった桜並木という並木があるんですけども商工会の裏までの、そこの河川敷の、要するに正面とここも手前も草ぼうぼうになっていると。やっぱりこれは、せっかくそういうものを作って、そういう管理ができていないようであれば、なかなか、建設課長も苦しいところがあるかと思うんですが、それはやっぱり担当課として、きちりと整備して行って、もっと見映えのいい浪江町を作っていただきたいと思うんですが、その辺の意見をください。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） まず、先ほど丈六公園のお話が出ました。

丈六公園につきましては、議員お尋ねのとおり、現在の状況をお話しいただきまして、今後、2期分の完成後も当然管理というような課題は残ってくると思います。これまでもお話しさせていただいたこともございますが、地元、高瀬の区長さんとは管理についてのお話をさせていただいてきた経緯もありますが、何せ、地元にいる方の年齢も年齢、ご高齢の方が中心だということで、実際の管理はなかなか難しいんじゃないかというふうな考えを持っておりますので、今後管理費等を確保して、どのような形が有効かということにつきましても考えながら管理には努めたいと考えております。

また、町内の全体の美化につきましても、同じく手法とか予算の確保につきましても考えております。

また、道の駅の北側の請戸川の対岸側の河川敷の状況でございますが、せっかく親水公園ということで、道の駅側、河川でいうと右岸側には整備をしていただきました。その反対側は確かに竹林等がありまして、ちょっと見た目も悪いということは実感しておりますので、こちらにつきましても県と相談をしまして、どのように解決できるかということで探っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） 私からの補足といいますか、私の考えをちょっと述べさせていただきたいと存じます。

議員お話しのように、復興事業の進展によって管理地がだんだん増えてまいります。それを放置することによって、逆に帰還を阻害する要因になってしまうのではないかという心配を皆さんお持ちだと思います。その辺のことで非常に頭を痛めているところでございますが、小高地区の例を出されましたが、まさにそのとおりだと思います。ただ、帰還者の数の差が大分影響しているんだろうなと思いつながら。

やはり今までは農地の管理のついでに管理をしていただいたというパターンが浪江町では非常に多かったわけですが、それが今できないということが非常に悩ましいところでございまして、除草であれば、例えばやる場合、発注をして、それから様々な事務処理がございまして。そういった中では、やっぱり計画的な除草を行うために、シルバー人材センター的なものが受皿としてほしいなということでございまして、なかなかシルバー人材センターの組織化が難しいという状況でございまして、しかし、これを放置する分にはいかない

わけでございますので、その皆さんからの知恵をお聞かせいただきながら、やはりその除草に特化したものではありませんけれども、やっぱり管理地、我々の管理をすべき面積がどんどん増えてまいりますので、経費等の関係もでございますので、皆さんからいろんな知恵をいただき、しっかりその受皿を作っていきたいと考えておりますので、ぜひそういった意見を折に触れていただければありがたいと考えております。しっかりと取り組んではまいりますけれども、そういった事情があるということをご理解賜りたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 町長のほうから、ありがたいお言葉を今いただいたんですが、今、まちづくりなみえのほうで、15、6人だと思っておりますが人を雇って、今、河川敷の法面をずっと今やっているわけでした。その人材的にはどうなんだというふうな話をちょっとしたことがあるんですが、やっぱり相当厳しいと集めるのが。今、町長のお答えの中にあつたんですが、我々もちょっと知恵を絞って、そういった方で浪江全体の環境整備ができないかどうかなんていうことをちょっと考えてみたいと思いますので、ご相談に上がりたいと思います。

次に、ちょっとこれはもう民間のほうに入ってくるので、ちょっとどういうお答えが出るのか想像つかないんですが、今、解体家屋、これはお話ししているのは避難指示解除になった地域の話なんですが、解体家屋の土地とか、解体されない、解体を希望しない家屋、そして、戻ってきていない庭の除草、それで伸び切った花木が、今、町を見ると相当美観を損ねている、さらには通行の邪魔になっている、そういったことが見受けられるというふうに私は思うんですが、町はどんなふう考えているか教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

まず、道路の通行に支障等がある場合につきましては、その土地の所有者の方に確認・承諾をいただいてから伐採等をしている状況でございます。

また、ご連絡が取れない、または承諾をいただけない場合は、道路法の中に、道路上にはみ出した枝等について違法放置物件として対応できる規定もあるようでございますが、町としましては、しっかり所有者様に粘り強く連絡を取りつつ、丁寧にご説明をし、承諾をいただいてから進めさせていただきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今ちょっと法律の問題が出ているんですが、こ

れ道路法の43条を見ると、樹木を管理するものの、その伸び放題になっているのをきちっとしなさいという法律があり、さらには道路法の44条には、その土地の持ち主に対してのいろんな道路交通の危険に及ぼしている場合の想定とか、そういうものが載っているんですね。やっぱり、今、課長がおっしゃったとおり、なかなか戻ってきていない方になかなか強制することは難しいのかとは思いますが、実際よく考えてもらおうと、あくまでその土地はその人のものなんですよ。浪江に帰還している方々は、帰還しているというのもあるんですが、その辺はきちりやっているんですよ。

ご存じのとおり、浪江町に戻ってきている方は若い方というわけではなくて、それなりに年齢の方が戻ってきているんですよ。その方々もきちりやっているんですよ。だから、いないからやらないんだじゃ、道路を放っぱらかしでいい、それは多分ないと思うので、こういったきちとした法律があるのであれば、それに則った対応をしていただくように努力していただきたいということがあるのと。

大阪府の箕面市というところがあるんですよ。大阪の箕面市では、環境動物室という室があって、そこでその空き地とか、個人の土地で草刈りを行うことはできないんだけど、要するに雑草が伸び放題になっていたり衛生状態が悪いというときは、市から所有者に対して雑草を除去するように指導しますのでご連絡くださいという室を作っているんですよ。それだけじゃないんですよ。そういったこともやっぱり町はある程度やって、本当に町は今、環境問題にきちり取り組んでいるんだと。だから、皆さんご協力くださいということの広報をもうちょっとやったほうがいいのかというふうに思いますので、その辺のご意見をまず伺いたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 所有者のいわゆる適正な所有地の管理ということで、住民課のほうで毎年その広報と、それからホームページのほうでご案内のほうを差し上げておりまして、少し読ませていただきたいと思いますけれども。

住宅の敷地や空き地などの管理を適正に行わないと雑草の繁茂などにより生活環境が悪化するほか、虫の発生やイノシシなどの鳥獣被害の誘因となったり、道路に草木が覆いかぶさることで通行の支障となったりします。町内に土地を所有している人は定期的に除草するなど、適正な管理を努めるようにご協力をお願いしますということで、生活環境とか鳥獣被害とか、そういった観点から案内をさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） よく広報紙を見なくてくてすみませんでした。

そういった形で、ちょっと私も不注意だったところがあるんですが、さらにその辺を強化していただければと思いますし、それで、何て言ったらいいんだらうかな、ちょっと話、そのまま長くなるのもあれなんですけれども、議長でちょっと駄目だったらとめてもらっていいんですけれども。

この除草に関して、実はこれ移住・定住の問題にも結構役に立つというか。フェイスブックに地域おこし協力隊というフェイスブックがあって、そこに私登録していろいろ、日本全国で地域協力隊に入っている方の意見をこう聞いているんですが、いろんなアンケートがあって、そのアンケートなんかもフェイスブックに入ってくるんですけれども。

一番、定住したい理由というのはやっぱりその土地に惚れるというか、ここに行きたいんだと。あとは年取ったらここに行きたいんだとかという、そういう理由が一番になるんですけれども。そういった方が移住・定住をしようと考えたときに、一番最初に気になられるのは何ですかという質問があるんですけれども、やっぱり環境が一番なんですよ。例えば、空き家を提供しますから移住・定住しませんかというのがあったとすると、その空き家に行く。そこを見て決めるんですけれども、空き家そのものは古いのでリフォームをしなければいけないというふうに考えるらしいんですけれども、道路からそこまで入っていくところが、やっぱり草ぼうぼうだったり、木が植えてあったりするとちょっとここはというふうに二の足を踏むと。きれいに整備されて、移住・定住者用にもうここを提供するというふうに決めている町があれば、そこもきちっと管理しているんですよ。そういったものがまず第一印象として、その移住・定住者の中に入ってくるということなんですよ。

ですので、その環境整備というのは、本当に町の、要するに見映えだけではなくて、実質的に、何回も言っていますが、教育機関が入ってきたり何でというときに、例えば移住・定住、そこに住もうとした方は、やっぱり一番先、目に入ってくるのは環境なんですよ。その辺を踏まえて、やっぱりそのちょっと一番最初に言ったんですが、復興の中でちょっとこう足元を見る施策が少し足りないというのはそこだと思うので、ぜひ、その辺の、西課長のほうの担当になるかと思うんですが、その辺も移住・定住する方々のそういったものをきちっと調べて、それを町の環境整備に活かしていただきたいと思うんですが、ちょっとご意見があれば。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 移住・定住の視点からも、草が生えているという状況は非常に好ましくないというふうには認識しているところでございます。

公共用地や公共施設の土地につきましては、これまで以上にしっかりと除草をしてまいりたいというふうに考えております。また、私有地につきましては、これはなかなか非常に難しい問題であるというふうに認識しているところでございます。町として、どのようなことができるのか検討したこともございます。これまで一般質問があつて答弁させていただいたこともございます。

振り返りますと、町として打てる施策として、1回でその除草の効果があるような施策というのは非常に金額がかさむ財政出動が非常に大きなものになるようなもので効果が持続するというようなものはございます。逆に、もっと安く済ませたいと思いますと、草は毎年毎年生えてまいりますので、毎年毎年財政出動しなければいけない。際限なくずっとやらなければならないということが課題として浮かび上がつてまいりまして、なかなか妙案が打てないという状況でございます。今後も、この課題につきましては引き続き考えてまいりたいと思いますが、現段階で妙案はないところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） ちょっとこれね、私は確実にその話かどうか分からないんですが、ある方に聞いたんですが、富岡町では年に1回か2回というんですか、除草剤を町民に配っているらしいです。ちょっとまだ正確に調べてないんですが。例えば、富岡町でもし除草剤を年に2回配っているというふうなことがもし事実だとすれば、やっぱり富岡町も相当困っているんだと思います、その草の問題には。そういった先進地でもないんですが、そういった対策をちょっと富岡町のほうに足を運んでいってもいいんで、そういった効果がどうなんだとか。それによって浪江町も少し、ちょっとこう除草剤を配るようなシステムを作るだとか、そういったことも、ぜひ町長、検討していただきたいなと思います。お答えはいいです。

それでもう一個、町内にずっと張り巡らされているというか、用排水路、それともう一個は、国道114号線の歩道に流れている、これ昔、叶幸一町長の頃、造つたやつなんです、せせらぎ川というか、ちょこちょこってこう顔を見せる川があつて、町民の穏やかな心をつくるためにというような理由で造つたんですけども、そこが用排水路とともに、もう草が生えている、水がたまっている、悪いことにこの暑い時期になってくると虫が発生する。こういったこ

とが、いろんな区長さんのほうからちょっと声が届けられまして、町のほうでこれ何とか、その辺の管理も併せてやっていただけないかと。どうもその114号線の用水路は、どこか川添か何かのところを通って川に行く用水路の水門でこう塞がれているんですけれども。そういったその用水路、これの水と草の、水がたまって虫が発生する、草が生えてくるような状況は、何とかこう管理できないかと思うんですけれども、ご意見お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） ご質問にお答えをいたします。

通常であれば、町内、米の作付けによりまして、夏の間は用水路、水路に水が十分に流れているような状態かと思いますが、ただいまの、ほとんどの区域で米の作付けがないため、水路に流れる水が少ない状況にはございます。

議員おただしの114号線方面の権現堂地内に水を流すためには、小野田と田尻の境にあります聖沢ため池というため池の脇を通りまして水路がございます。あと、小野田のほうから川添を通りまして、権現堂のほうに流れる水路がございます。こちらのほうの水路の水門の操作を行いまして、定期的に十分に水が流れているわけではないんですが、定期的に権現堂地内のほうに水を流すようなことで、土砂の堆積とか、あと水の滞留によりまして虫が湧くとか、そういったことのないように、今後ちょっと調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、課長がおっしゃったとおり、やっぱり水を流さないとどうしようもないところがあるので、ちょっと町の仕事が増えるかも分かんないんですけれども、やっぱりその辺をきちっとやっていただいて、これ、民法の233条を見ると、害虫が発生したときは、これは町に事実を告げて害虫を駆除してもらう旨を話さないといふこと、それによって、行政に働きかけて地域の安全を確保してもらいなさいといふことは民法にうたっています。だから、多分そういうのが町民から来たら、やっぱり町はきちっと対応をしていただきたいと思っております。

これは、愛知県の江南市の条例なんですけど、これがやっぱりこの害虫に対してどうなのかと。要するにその所有者がきちっと管理をしていないで、災害被害の発生を誘発するおそれがあったり、害虫の発生しやすい状態になっているところに関しては、職員を配置して、そこでいろんな調査をして、所有者に指導をすると。仮に、その所有者がその指導に従わない場合は必要な措置を講じるという条

例を作っているんですね。これによって、やっぱりその害虫の発生をなくしているという先進地の事例もあるので、その辺もよく調べてもらって、やはり私も町なかに住んでいるんですけども、やっぱり用水路から来るのはもう蚊だけじゃないんですね。何か細かい、虫の名前は分からないですけども、ああいうのが何千匹も発生するんですよ。やっぱり住んでる方、住んでない方はあれなんでしょう。住んでる方はやっぱり相当困っているのかなと思っています。そういった方々からそういった苦情が来れば、こういった事例もあるので対処していただきたいと思うんですけども、課長のほうのちょっと考え方を。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 害虫に対する対応の関係でございますけれども、この件につきましては、実は権現堂地区のほうから、4月の段階でコバエが大量発生したということで、その消毒散布をする事業を実施したいということをお願いしておりまして、町のほうで、これは震災前からの話になりますけれども、そういった消毒とか防疫に関して、消毒液のほうを配布しながら行政区のほうに対応していただいているということを実施しておりまして、今回は同じように消毒液と噴霧器をお貸しいたしまして、行政区のほうで対応をしていきたいというような形になっております。

そういった害虫の定義はなかなか難しいところでございますけれども、そういったところが発生いたしましたら、私どものほうではそういった話を聞かせていただきながら、これまで取ってきた対応を引き続き実施してまいりたいと考えておりますので、なお情報提供のほうございましたらよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 昔、我々も小さい頃から追いかけていたんですけども、こう煙を吐く消毒がよく町中でやっていたんですが、ちょっと震災後、なかなか人もいないんだろうけれども、なかなかやるのが少ないような感じがするので、ぜひ町のほうでそういった補助を出して、散布する方は、誰が散布するかちょっと私もないんですけども、前は何かその専門の方がいて、その人にちょっと日当を払って、こうやっていたみたいないちょっとイメージはあるんですけども。いよいよ浪江町もどぶさらいがもう今できない状態になっているので、ぜひそういった散布で虫を殺すような施策といったらおかしいですけども、区長さんと相談しながら、ちょっと資金を調達してあげて町の散布をしていただきたいと思います。

次は、課長に対する本番の質問になりますけれども。

町内に設置されているごみステーション及びリサイクルハウスの管理の仕方というんですか、こういったことをやっているか、ちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） ご質問にお答えをいたします。

避難指示解除区域内に設置されておりますごみステーション、その設置数につきましては、先月末現在でございますけれども248か所となっております。248箇所のごみステーションにつきましては、震災前につきましてはその行政区、それからアパートの管理者の所有物となっております、その所有者のほうで維持管理のほうを行っていただいたところでございます。

しかし、震災後におきましては、行政区のそういった活動が人数の関係で困難だということもございまして、町のほうで代わってその維持管理のほうをさせていただいているところでございます。ステーションの簡易的な修繕、それから周辺の草刈り、そして、違反ごみの管理など、そういったところを行わせていただいているところでございます。

続きまして、リサイクルハウスの設置数でございますけれども、こちらは所有が町のものとなっておりますので、町のほうでその古紙の回収等を行っているところでございます。数は22か所ほどございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、数を248か所、町で何とか管理しているということなんですが。これ、震災前、人口とごみ箱の数、現状戻ってきた方のごみ箱の数を比較すると、ちょっと多いような感じがします。ちょっと話の角度が変わるんですが、私のところは自宅は5区のところなんですが、そこで隣組が今11軒震災前あって、今9軒戻ってきているんですが、町のごみ箱の番号で言えば37、38、44というふうに3か所にその9軒がごみを持っていっています。そこでいつも思うんですが、その中にアパートもあるので、アパートの方もそこに今捨てているんですが、その3件のごみ箱を見るといつもきれいなんです。何でこれきれいなのかと思ったら、やっぱりきちっと管理しているんですよ、帰ってきている隣組の中で。その中で私も知っておらんですけれども、うちのあれがやっているんだか分からないですけれども。

ただ、そういうふうでないところで、例えばあるごみステーションというのは、どうしても不法投棄の、要はそのごみ箱が汚いで、

そこに不法投棄しちゃうんだと思うんですね。きれいなところにはなかなか不法投棄するということができないのか、やらないのかあれなんですけれども。町はちょっと多分その辺はきちっと把握はしているとは思いますが。私も何箇所か見てきましたけれども、やはり周りが草が生えたり、草のツタがごみ箱にかかっているところが今でもあります。そこの中を見ると、不法投棄ではないんですが、例えば、その燃えるごみは何曜日とか、燃えないゴミは1週間に1回とかというふうに決めているんですけれども、その回収日じゃない、ずっと後に回収するようなものが置いてあるんですね、不法投棄じゃなくてですよ、ちゃんと袋に入って。やっぱりその管理が行き届かないと、どうしてもそういうところが増えると思うんですね。

やっぱり今までやっていたように行政区単位でこの管理をするということもできないと思うので、逆に数を少し管理できるぐらいまで減らして。例えば、権現堂なんかはもう、ここからちょっと何メートル先ぐらいにあったりするところもあるので、そういうところをきちっと削っていくことを行政区の区長さんともお話ししながら。このごみのステーションの資料をもらったんですが、在のほうに行くとなんか少ないんです、見ると。何か分からないけれども、町の中には何だか分からないだけどいっぱいあるんですよ。その辺をやっぱり区長と相談して、やっぱり環境づくりのためにはごみ箱をきちっとして、やっぱりいろんな原因になるかと思うので、その辺をちょっとやっていただきたいと思うんですけれども、課長の考え方をお答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 議員のほうから今発言ありましたとおり、先ほどちょっと漏れましたけれども、全て町で管理しているわけではなくて、その所有者、行政区だったり組っているんでしょうか、そういう単位でしっかりと管理しているところもございます。そういったところについては、例えば町のほうではごみ集積庫の設置補助金なんかを出して、今、運用しているところもございますけれども、しっかりとちゃんと新しいものを買って、しっかりとした管理をするというような、そういうような対応を取っているところもございます。

他方、先ほど言われましたとおり、住民が全く帰ってきていないところだったりとか、要は回収のコースには入っているものの使われていないようなところで、すぐ脇にはごみステーションがあるようなところもございまして、そういうところについての運用につい

ては、非常に危惧しているところではございます。ただ、しかしながら、その行政区の資産、所有というところもございますので、今後、その行政区の方々、所有者の方々と少しコミュニケーションをとらせていただきながら、どういう方法の設置がいいのかという、当然、所有者様の意向があるとは思いますが、そういう話を聞かせていただきながら、その管理の方向性、今後の方向性等を定めていきたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 今、私がお話ししたことは、直接、私は区長さんと話してお伝えしているわけなんです。やっぱり区長さんも管理できない。要はその隣組がないので、区長自ら、私の会社のあるところは5区と違って1区なんですけれども、1区のごみステーションは、あの番号でいえば、多分6番か7番だと思いたうんですけれども、そこにごみを投げるんですけれども、その管理は誰やっているんだというふうに聞いたら、区長そのものが草刈りをしたり掃除をしたりしているので、そこはやっぱりきれいなんですよね。でもやっぱり区長が行けないところになると、どうしてもやっぱり管理ができないというか。やっぱりそういうところをどうするんだということなんだろうと思いますが、その区長の方にすれば、幾ら行政区のものだといっても、やっぱり管理できないところで、人がそんなに住んでいないところで本当に必要でないというところであれば、相談に来れば、そこを使わないようにするとかという話合いはしたいんだということは言っているんです。だもんですから、やっぱり町もちょっと足を運んで、その辺の本当に実情に合ったものに変えていくと。そういう形で対応をしていただきたいと思いますと思うんですけれども、課長どうでしょう。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） その所有者様のお話を聞かせていただきながら対応をすることになると思います。ただし、その設置とその配置につきましてはなかなか難しい問題がございまして。要は、その帰還される方の数といいますか、その推移というのが今まだ道半ばの状況で、一度取り外してしまいますと、またそういった意味で設置をしなくてはいけなくなる。所有については、設置についての在り方については話しすることはできますけれども、所有自体はあくまでもその行政区であったり、その組の方のものでございますので、改めてそれを設置するとなると、そういった費用が発生してくると。町のほうでは、あくまでもその補助金のほうは作っておりますが、

あくまでも一部の負担ということもございますので、そこは慎重に考えていただきながら、そういった話をできればと思っております。
以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、渡邊泰彦君。

○11番（渡邊泰彦君） 何回もこう言っているようなんですが、また、次の機会にきっちりやりたいと思うんですけども。

ごみステーションを今特定して、課長としゃべっていたわけではなくて、やっぱり浪江の環境を考えてくれということなんです。浪江の環境をどんなふうに変えていくとか、今よりよくしていくのか、そのためには何が原因なのかというのを探っているわけです。ですので、やっぱり総合的に考えて、住民生活課だけではちょっとなかなか対応できないと思うので、建設課及び町長、副町長のお力を借りながら、ぜひ環境をきれいにしていきましょう。見映えのいい町にしていきましょうということを要望して終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、11番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本日の日程は全部終了しました。
本日はこれで散会します。

（午後 3時33分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和3年浪江町議会9月定例会

議事日程(第2号)

令和3年9月8日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 請願・陳情の付託 | |
| 日程第 2 | 認定第 1号 | 決算の認定について |
| 日程第 3 | 認定第 2号 | 浪江町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第 89号 | 浪江町過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第 5 | 議案第 90号 | 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程第 6 | 議案第 91号 | 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程第 7 | 議案第 92号 | 浪江町税特別措置条例の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 93号 | 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第 9 | 議案第 94号 | 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第 10 | 議案第 95号 | 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 11 | 議案第 96号 | 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 12 | 議案第 97号 | 浪江町道路線の認定及び廃止について |
| 日程第 13 | 議案第 98号 | 工事請負契約の締結について(室原地区防災拠点造成工事) |
| 日程第 14 | 議案第 99号 | 工事請負契約の締結について(本庁舎改修工事(第3期)) |
| 日程第 15 | 議案第 100号 | 工事請負契約の締結について(浪江町南産業団地造成工事その2) |

| | | |
|---------|-------------|---|
| 日程第 1 6 | 議案第 1 0 1 号 | 工事請負契約の締結について（山田ため池環境保全整備工事） |
| 日程第 1 7 | 議案第 1 0 2 号 | 工事請負契約の締結について（八竜内ため池環境保全整備工事） |
| 日程第 1 8 | 議案第 1 0 3 号 | 工事請負契約の締結について（麦ノ沢ため池環境保全整備工事） |
| 日程第 1 9 | 議案第 1 0 4 号 | 物品購入契約の締結について（復興まちづくり支援施設カーテン・ブラインド等備品購入） |
| 日程第 2 0 | 議案第 1 0 5 号 | 物品購入契約の締結について（復興まちづくり支援施設什器備品購入） |
| 日程第 2 1 | 議案第 1 0 6 号 | 工事請負契約の変更について（本庁舎改修工事（第 2 期）） |
| 日程第 2 2 | 議案第 1 0 7 号 | 工事請負契約の変更について（台風 1 9 号道路災害復旧工事（1）） |
| 日程第 2 3 | 議案第 1 0 8 号 | 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（3・4 工区）） |
| 日程第 2 4 | 議案第 1 0 9 号 | 工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工 2）） |
| 日程第 2 5 | 議案第 1 1 0 号 | 令和 3 年度浪江町一般会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 2 6 | 議案第 1 1 1 号 | 令和 3 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 2 7 | 議案第 1 1 2 号 | 令和 3 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 8 | 議案第 1 1 3 号 | 令和 3 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 2 9 | 議案第 1 1 4 号 | 令和 3 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 0 | 議案第 1 1 5 号 | 令和 3 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 1 | 議案第 1 1 6 号 | 令和 3 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 3 2 | 議案第 1 1 7 号 | 令和 3 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 3 3 | 同意第 6 号 | 特別功労者の決定について |
| 日程第 3 4 | 報告第 7 号 | 浪江町一般会計継続費精算報告書について |

| | | | |
|---------|-----|-----|--|
| 日程第 3 5 | 報告第 | 8 号 | て 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団 の経営状況報告について |
| 日程第 3 6 | 報告第 | 9 号 | 一般社団法人まちづくりなみえの経営状 況報告について |

出席議員（15名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 武藤晴男君 | 2番 | 紺野豊君 |
| 3番 | 吉田邦弘君 | 4番 | 佐々木恵寿君 |
| 5番 | 小澤英之君 | 6番 | 半谷正夫君 |
| 8番 | 佐々木茂君 | 9番 | 山本幸一郎君 |
| 10番 | 高野武君 | 11番 | 渡邊泰彦君 |
| 12番 | 松田孝司君 | 13番 | 平本佳司君 |
| 14番 | 佐々木勇治君 | 15番 | 山崎博文君 |
| 16番 | 紺野榮重君 | | |

欠席議員（1名）

| | |
|----|-------|
| 7番 | 紺野則夫君 |
|----|-------|

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------------------------|-------|--|---------|
| 町 | 吉田長博君 | 副町長 | 佐藤良樹君 |
| 副町長 | 小林弘典君 | 教 | 育笠井長淳一君 |
| 代表監査委員 | 山本邦一君 | 総務課 | 横山秀樹君 |
| 企画財政課長 | 西健一君 | 産業振興課長 | 清水中君 |
| 農林水産課長兼 農業委員会事務局長 | 金山信一君 | 住宅水道課長 | 木村順一君 |
| 建設課長 | 戸浪義勝君 | 教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長 | 蒲原文崇君 |
| 会計管理者兼 出納室長 | 中野隆幸君 | 住民課長 | 柴野一志君 |
| 健康保険課長兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長 | 掃部関久君 | 介護福祉課長 | 松本幸夫君 |

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 君
書 吉 田 厚 志 君
鎌 田 記 典 太 朗 君

次 長 兼 係 長 君
中 野 夕 華 子 君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎請願・陳情の付託

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した請願1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。
なお、所管常任委員会は会期中に審議の上、議長宛てに報告願います。
-

◎認定第1号から報告第9号の一括上程、説明

- 議長（佐々木恵寿君） お諮りします。日程第2、認定第1号 決算の認定についてから日程第36、報告第9号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、日程第2、認定第1号から日程第36、報告第9号までを一括議題とします。
日程第2、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。

- 町長（吉田数博君） 決算の認定について、ご説明いたします。
本案は、令和2年度浪江町一般会計をはじめ9つの特別会計の予算執行結果を報告し、認定を求めるものであります。
令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大が続く中、持続可能なまちづくりに向けた取組を引き続き展開し、請戸住宅団地の供用開始、道の駅なみえのグランドオープンなど、これまで進めてきた様々な取組が目を出した1年となりました。この

結果、一般会計における決算は、歳入343億246万7,000円、歳出315億1,243万3,000円と、引き続き大規模なものとなりました。

一方で、財源の多くを国・県等に依存している状況は変わらず、引き続き厳しい財政状況となっています。新型コロナウイルス感染症など新たな課題にもしっかりと対応しつつ、財政健全化や人口増加に向けた取組により持続可能なまちづくりを進め、全ての町民が生活できる環境の再生を目指してまいりました。

決算に関連して、財政健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましては、昨年同様全てにおいて早期健全化基準未満となりました。

そのほか9つの特別会計においても、全ての実質収支の黒字を確保いたしております。

なお、決算の認定を求めるに当たり、監査委員の審査を受けましたので、その意見書及び関係書類を併せて提出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 詳細説明は会計ごとに行います。

令和2年度浪江町一般会計歳入歳出決算について。

企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、ご説明申し上げます。

令和2年度主要な施策の成果2ページをお開きください。

一般会計決算の状況につきまして、第1表一般会計決算の概要をご覧ください。

令和2年度の歳入決算額は343億246万7,000円、対前年比11.3%の減、歳出決算額は315億1,243万3,000円、対前年比13.5%の減で、福島再生加速化交付金における基金型事業の減少により交付額や基金積立金が減額となったことなどにより歳入歳出ともに減となっておりますが、引き続き復旧・復興関連事業を進めたことなどにより大規模な決算となっております。歳入歳出差引額27億9,003万4,000円から翌年度へ繰り越すべき財源25億8,876万7,000円を差し引いた実質収支は2億126万7,000円の黒字、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は8億7,860万9,000円の赤字、さらに財政調整基金への積立て及び取崩し、繰上償還金を加えた実質単年度収支は7,759万1,000円の赤字となっております。

続きまして、歳入の状況につきまして、4ページ、第2表歳入の状況をご覧ください。

主なものを申し上げますと、町税につきましては、原発事故の影響を考慮しつつ減免措置の内容を変更し、決算額で9億8,591万

9,000円、構成比2.9%、対前年比19%の増となっております。

次に、地方交付税は70億2,417万3,000円、構成比20.5%、対前年比3.4%の減で、震災復興特別交付税において町単独事業に対する措置が減少したこと等により減少しております。

次に、国庫支出金は62億5,600万5,000円、構成比18.2%、対前年比47.2%の減で、復旧・復興関連事業の財源となっている福島再生加速化交付金の基金型事業が減少したこと等により減少しております。

次に、県支出金は42億3,249万7,000円、構成比12.3%、対前年比2.8%の増で、引き続き木材製品生産拠点整備事業の福島再生加速化交付金の交付等により前年度と同程度となっております。

次に、繰入金は116億7,010万8,000円、構成比34%、対前年比10.6%の増となっております。

次に、諸収入は9億1,290万1,000円、構成比2.7%、対前年比40.9%の減で、主に、前年度は町有地に係る原子力損害賠償金により一時的に増加していた分が減少したものでございます。また、町債につきましても、過疎対策事業債等の新規発行により2億4,866万7,000円の増額となっております。

続いて、5ページ、第3表財源の構成でございます。

まず、一般財源と特定財源との比較でございますが、町税や地方交付税等の一般財源は116億6,810万円、構成比34%、対前年比4.3%の減、国・県支出金や基金繰入金等の特定財源は226億3,436万7,000円、構成比66%、対前年比14.6%の減となっております。前年度と比較しますと、特定財源において国庫支出金が大きく減少しておりますが、これは福島再生加速化交付金の基金型事業の減少によるものでございます。

次に、自主財源と依存財源との比較ですが、自主財源は159億7,196万5,000円、構成比46.6%、対前年比6.6%の増、依存財源は183億3,050万2,000円、構成比53.4%、対前年比22.7%の減となっております。前年度と比較しまして、自主財源においては繰入金の増、また依存財源においては国庫支出金の減等により、合計では対前年比11.3%の減となっております。

続きまして、7ページ、第4表町税の状況でございます。

町民税につきましても、法人町民税が2億607万1,000円、対前年比38.4%の増、純固定資産税が2億8,887万9,000円、対前年比34.9%の増となっております。これにより、町税全体の決算額は9億8,591万9,000円、対前年比19%の増となっております。

続きまして、歳出の状況について、8ページ、第5表目的別歳出

の状況をご覧ください。

主なものを申し上げますと、総務費は74億9,310万8,000円、構成比23.8%、対前年比53.5%の減で、主に福島再生加速化交付金における基金型事業の減少に伴い、浪江町帰還環境整備交付金基金積立金が減額となったことなどによるものでございます。

次に、農林水産業費は48億4,111万6,000円、構成比15.4%、対前年比15.9%の増で、主に水産業共同利用施設整備や農業水利施設等保全再生事業及び乾燥調製貯蔵施設整備を進めたことなどによるものでございます。

次に、商工費は77億1,340万4,000円、構成比24.5%、対前年比12.9%の増で、引き続き産業団地や木材製品生産拠点、交流情報発信拠点施設の整備に取り組んだことなどによるものでございます。

次に、土木費は38億3,630万1,000円、構成比12.2%、対前年比8.1%の増で、主に小熊田宮田線、請戸漁港小高瀬迫線、一里檀大町線などの道路整備に取り組んだことなどによるものでございます。

続きまして、10ページ、第6表性質別歳出の状況でございます。

義務的経費につきましては25億7,539万7,000円、構成比8.1%、対前年比0.8%の増で、主に会計年度任用職員制度の施行により人件費が増加したことなどによるものです。

次に、投資的経費は、146億8,173万6,000円、構成比46.6%、対前年比16.6%の増で、引き続き産業団地整備、木材製品生産拠点整備、水産業共同利用施設整備、農業水利施設等保全再生、乾燥調製貯蔵施設整備及び道路整備等を進めたことや、介護関連施設整備、屋内アスレチック施設整備及び復興まちづくり支援施設整備等の事業に新たに取り組んだことにより増加しております。

次に、その他の経費は142億5,530万円、構成比45.3%、対前年比33%の減で、主に福島再生加速化交付金における基金型事業の減少に伴い、浪江町帰還環境整備交付基金積立金及び浪江町復旧・復興基金積立金の減、また原子力損害賠償金の浪江町行財政長期安定化基金への積立額の減により積立金が減額となったことなどによるものでございます。

次の第7表には性質別歳出の詳細について記載しております。

続きまして、13ページ、第8の1表財政構造に係る指数等の状況でございます。

まず、財政構造の弾力性を判断する指標であります経常収支比率は90.2%で、前年度より7.6%減少しております。しかしながら、依然として高水準であり、震災以降、復旧・復興事業の進展により財政規模が膨大となる一方、経常一般財源が依然として少ない状況

であり、財政構造が硬直化しておりまして、自主的な財政運営が困難となっております。

次に、財政力指数は0.38で、前年度より0.03ポイント減少しております。

次に、財政調整基金現在高は41億2,122万4,000円で、前年度より8億101万8,000円増加しております。

次に、翌年度以降財政負担額は23億2,575万3,000円で、過疎対策事業債や災害復旧事業債の新規発行とともに、償還を進めたことで前年度と比較して1億364万8,000円減少しております。

次に、実質公債費比率は5.5%で、前年度より1.3ポイント減少しております。

続きまして、14ページ、第8の2表健全化判断比率の状況でございます。

実質公債費比率につきましては先ほど説明したとおりですが、ほかの健全化判断比率並びに公営企業資金不足比率につきましては、昨年度同様算出されてございません。

15ページ、第9表は地方債種別ごとの現在高一覧。16ページ、第10表は借入先別及び利率別の現在高一覧となっております。ご確認いただきたいと思います。

続きまして、17ページ、第11表債務負担行為の状況でございます。

主に県営請戸川土地改良事業に対する補助金で、令和2年度決算額は合計で3,525万2,000円、令和3年度以降支出予定額は6,958万7,000円となっております。

次に、11の2表双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況ですが、令和2年度決算額は4億8,438万3,000円で、4,645万5,000円の減となっております。

続きまして、19ページ、第12表基金の状況でございます。

積立基金は、一般会計で18基金、特別会計で5基金、計23基金設置しており、令和2年度末現在高は361億1,827万2,000円で、復旧・復興関連事業の進展に合わせて、その財源となる浪江町復旧・復興基金や浪江町帰還環境整備交付金基金の取り崩しを行ったことなどにより74億9,305万3,000円減少しております。また、定額運用基金の令和2年度末現在高は4億9,482万円となっております。

なお、基金の名称につきまして、一部令和3年度より名称変更となっているものがございますが、令和2年度の決算でございますので旧名称で統一させていただいておりますので、ご了承ください。

一般会計の状況は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和2年度浪江町文化及びスポーツ振

興育成事業特別会計歳入歳出決算について。

教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 主要な施策97ページをご覧ください。

文化及びスポーツ振興育成事業特別会計について、ご説明いたします。

歳入合計でございますが、147万5,000円でございます。

歳出につきまして、主なものにつきましては負担金、補助及び交付金で17万5,000円、前年度比72.9%の減となっております。こちらにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、大会や発表会、そういったものが中止となり減少したところでございます。

歳出の合計につきましては、104万1,000円となっております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、主要な施策の99ページ、お聞き願います。

令和2年度の国民健康保険加入状況は、加入世帯3,486世帯、令和元年比38世帯、1.1%の減。加入者数6,012名、令和元年比136名、2.2%の減となりました。保険給付費は、26億1,121万2,394円、令和元年比1億6,841万39円、6.1%の減となりました。また、令和2年度も原発事故に伴う国保税及び医療費の一部負担金の免除措置が、平成28年度に避難指示が解除された区域の上位所得世帯を除き、実施されました。

続きまして、100ページをご覧ください。

歳入歳出の状況ですが、歳入総額37億3,843万7,601円、令和元年比2億1,774万4,325円、5.4%の減。歳出総額35億6,109万3,343円、令和元年比2億324万2,821円、5.4%の減となりました。また、1人当たりの保険給付費は43万4,333円で、令和元年比1万7,785円、3.9%の減となりました。

続きまして、101ページをお聞き願います。

医療費適正化事業については、事業費196万1,806円によりレセプト点検委託事業を行い、2次点検による再審査の申立てを行い、282万1,090円の医療費が削減されました。

医療給付費は、25億9,534万4,152円、令和元年比1億7,366万1,095円、6.3%の減となりました。詳細については102ページをご覧ください。

高額療養費は、給付額428万8,796円となりました。詳細について

は103ページをご覧ください。

その他の保険給付費については、出産育児諸費が、支給件数24件、支給額962万1,070円。葬祭費が、支給件数38件、支給額190万円となりました。

次に、104ページの国民健康保険事業納付金は7億4,055万2,084円で、この納金を収めることで保険給付費等に要する費用の全額を県から保険給付費等交付金として交付されます。

最後に、特定健康診査事業は、事業費2,537万8,223円、実施状況については、対象者、40歳から74歳、4,482人、受診者数1,978人、受診率44.2%となりました。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について。

浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） それでは、主要な施策の成果の105ページをお開きください。

浪江診療所は、平成29年3月27日に開所し、本田所長ほか非常勤医師6名の協力の下、地域医療を提供しております。1日当たりの受診者数は24.3人で、年々増加傾向にあります。

仮設津島診療所は、平成29年3月24日から二本松市油井石倉団地敷地内に開所し、関根所長ほか浪江町内で開業されていた医師3名及び非常勤医師1名の協力の下、町民に寄り添った医療を提供しております。1日当たりの受診者数は25.1人で、年々減少傾向にあります。

次に、106ページをご覧ください。

令和2年度決算の歳入は、合計3億7,393万7,771円で、対前年比12.4%の増、歳出は合計3億139万7,297円で、対前年比3.1%の増となっております。

次に、107ページをご覧ください。

仮設津島診療所の診療状況については、受診者数868人、延べ受診者数5,749人、診療収入合計6,385万9,771円となっております。

次に、108ページをご覧ください。

浪江診療所の診療状況については、受診者数1,966人、延べ受診者数5,370人、診療収入合計4,523万522円となっております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 主要な施策の成果109ページをお開きください。

上から5行目、中ほどからになります。令和2年度は、下水道計画素案の作成及び国道114号拡幅に伴う下水道建設の移設工事を行いました。

決算額は、歳入合計5億8,000万1,169円で、前年と比較しまして9,747万4,382円、14.4%の減、歳出合計5億7,157万2,153円で、前年度と比較して5,116万142円、8.2%の減でございます。減額となりました主な理由は、下水道関連設備等の復興事業費が減少したことによるものです。

110ページに移りまして、上段、下水道建設費です。

主な事業は、下水道事業計画策定業務委託、国道114号道路拡幅工事第2工区に伴う下水道管移設の工事請負費となっております。

下段、下水道維持管理費です。

主な事業は、浪江浄化センター維持管理業務委託、公共下水道台帳更新委託及び公共下水道応急復旧工事となっております。

111ページをお開きください。

上段、借入先別地方債の状況になります。右から2列目が現在の残高です。下段は利率別地方債の状況になります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和2年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 主要な施策の成果1ページをご覧ください。

上から7行目、工業団地造成事業特別会計、歳入が603万9,000円、歳出がゼロ、残額が603万9,000円でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について。

住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 主要な施策の成果112ページをお開きください。

上から5行目、中ほどからになります。

令和2年度は、令和元年10月の台風19号により浸水被災のあった高瀬浄化センターの災害復旧工事を行っております。

決算額は、歳入合計5,898万6,237円で、前年と比較して854万295円、16.9%の増。歳出合計4,650万1,952円で、前年と比較して913

万9,091円、24.5%の増となっております。増額の主な理由は、高瀬浄化センターの災害復旧工事による事業費の増によるものです。

ページをお開き願います。113ページです。

農業集落排水維持管理費です。主なものは、高瀬浄化センターの維持管理委託、台風19号により被害を受けました高瀬浄化センターの災害復旧工事等となっております。

続きまして、下段、地方債の借入先別及び利率別現在高の状況になります。右から3列目が現在の残高になります。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和2年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算について。

介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 主要な施策の成果114ページをお開きください。

令和2年度介護保険事業特別会計決算、歳入歳出の状況は、歳入総額が31億1,406万594円、歳出総額が28億3,883万269円でございます。前年度と比較して、歳入が6,879万473円、2.2%の減、歳出が4,673万8,766円、1.6%の減となっております。

歳入の主なものは、国庫支出金で13億6,319万295円、前年度と比較いたしまして3.0%の減となっております。

歳出の主なものは、保険給付費21億5,004万3,235円で、前年度と比較いたしまして1.0%の減となっております。

なお、介護保険サービスの利用負担については、上位所得者等を除き、免除となっております。特例補助金により、諸支出金として負担しております。

115ページをお開きください。

介護認定審査会の状況をご説明します。

介護認定審査業務については、双葉地方広域市町村圏組合介護認定審査会において双葉郡8町村の審査判定業務を行っております。令和2年度は、新規認定及び更新認定の審査会を57回開催し、1,569件の審査判定を行い、そのうち浪江町分は282件となっております。新型コロナウイルス感染防止のため認定延長を行っているため、前年度浪江町分655件より件数が大幅に減少となっております。県外等の避難者については、原発避難者特例法により避難先の市町村で認定事務を行っております。

次に、認定者の状況でございますが、令和2年度末の要介護、要支援認定者数は1,451名で、前年度と比較いたしまして0.9%の減となっております。

116ページをお開きください。

介護保険給付事業についてでございます。

事業費が、21億5,004万3,235円。被保険者の状況でございますが、令和2年度の第1号被保険者は6,115名、前年度と比較いたしまして58名の増となっております。

次に、受給者の状況でございますが、令和2年度要介護・要支援サービス受給者は1,292名で、25名の減となっております。

117ページをお開きください。

介護サービス別保険給付の状況の主な事業でございますが、介護サービス等諸費20億3,541万761円で、0.6%の減となっております。介護予防サービス等諸費4,077万9,810円で、6.2%の減となっております。特定入所者介護サービス等費7,170万9,518円で、7.5%の減となっております。

118ページをお開きください。

地域支援事業でございますが、事業費が1億976万1,610円。総合事業受給者の状況については、介護予防ケアマネジメントは1,615件、訪問型サービス利用件数は784件、通所型サービス利用件数は2,028件となっております。一般介護予防事業と包括的支援事業・任意事業につきましては、町、地域包括支援センターが記載にあります各事業内容により、高齢者の心身の健康の保持と生活の安定のため、適切な介護、医療、福祉サービスが提供できるよう包括的に支援いたしております。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和2年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について。

企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、主要な施策の成果1ページをお開きください。

下から3行目が財産区管理事業特別会計でございます。

歳入決算額は332万円、全額繰越金でございます。

歳出決算額は26万7,000円、主なものは財産区管理会委員報酬並びに旅費等でございます。

歳入歳出差引額は305万3,000円となります。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について。

健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、主要な施策の成果の119

ページをお開き願います。

後期高齢者医療も、国民健康保険と同様に、保険料の全額減免及び医療費の一部負担金免除が、平成28年度に避難指示が解除された区域の上位所得層の被保険者を除き、継続しております。

歳入歳出の状況は、歳入総額が9,754万4,079円で、令和元年度比824万3,177円、9.2%の増となっております。歳入の主なものは、保険料及び繰入金、繰越金でございます。

歳出総額は8,133万7,224円で、令和元年度比593万6,256円、7.9%の増となっております。歳出の主なものは、後期高齢者医療制度の保険者である福島県後期高齢者医療広域連合への納付金となっております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について、ご説明いたします。

本案は、令和2年度浪江町水道事業会計で、収益勘定では、総収益7億4,771万6,000円、総費用3億2,446万8,000円となり、当年度においては4億2,324万8,000円の利益となりました。

次に、資本勘定では、収入総額2億6,314万4,000円、支出総額4億6,830万2,000円、2億515万8,000円の不足額が生じましたが、当年度分損益勘定留保資金等により補填したところであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） それでは、決算書によりご説明いたします。14ページをお開きください。

令和2年度浪江町水道事業報告書でございます。

1、概況の（1）総括事項でございます。施設面では、福島第一原子力発電所事故による給水人口の減少となった状況の中、既存施設等の集中的な更新時期を迎えており、今後は復興事業である産業団地計画に伴う給水の需要が増えることが予想され、整備を進めております。また、安全でおいしい、高品質な水道水を実感していただくために、国際的な品質評価機関であるモンドセレクションに応募しました。経営面では、事業用給水量が増えたことから営業収益も増加しておりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、一般家庭用として利用している世帯の水道料金を免除しました。また、

令和元年度給水収益の減収分の賠償、さらに平成23年から平成30年度分までの追加賠償については東京電力ホールディングス株式会社と合意したところであります。

次に、給水状況については、事業再開による水需要の増加により、有収水量は約16万286立方メートルと前年度に比べ2万8,398立方メートル増加しました。また、放射性物質24時間モニタリング検査を実施し、広報及びホームページで公表し不安解消に努めました。

施設整備事業については、産業団地等へ安定的な給水を確保するために各配水管布設工事を実施しました。

財政状況については、収益的収入は、総収益7億4,771万6,540円と、前年比べ3億5,100万8,696円の増加となりました。収益的支出は、総費用3億2,446万8,127円で、前年度に比べ712万1,373円の増加となり、差引き4億2,324万8,413円の利益となりました。

資本的収入及び支出は、収入総額2億6,314万4,020円、支出総額4億6,830万2,840円で、差引き2億515万8,820円の不足が生じましたが、その全額を損益勘定留保資金等で補填したところでございます。

次に、戻りまして6ページ、7ページをお開き願います。

損益計算書でございます。

収益から費用を差し引きました当年度純利益につきましては、7ページ、下から4行目をご覧ください。

当年度は、4億2,324万8,413円の利益となりました。

次に、8ページ、下段の表をご覧ください。

剰余金処分計算書（案）でございます。右の列をご覧ください。

当年度末未処分利益剰余金は7億1,436万6,139円です。資本金への繰入れ9,573万2,179円とし、繰越利益剰余金は6億1,863万3,960円として計上させていただきます。

次に、10ページ、11ページをお開き願います。

貸借対照表でございます。

資産の状況及び負債、資本の状況が記載されておりますので、後でご確認をお願いします。

続いて、20ページをお開き願います。

中段にあります（2）企業債及び一時借入金の状況でございます。

前年度末残高5億8,704万2,035円、本年度借入額6,000万円、本年度償還額1億95万7,850円、本年度末残高5億4,618万4,185円です。

22ページ以降につきましては、参考資料となります。

23ページが、水道事業会計、キャッシュフロー計算書になります。

一番下、現金預金の期末残高は8億5,034万775円となっております。
24、25、26ページが収益費用明細書、次の27ページが資本的収支明細書、28ページ、29ページが固定資産の明細書、30ページ、31ページが企業債の明細書となっております。ご確認をお願いいたします。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君）　ここで浪江町監査委員から決算審査等の結果に関する意見をお願いします。

代表監査委員。

○代表監査委員（山本邦一君）　それでは、決算審査等意見書をお開きください。

これは、令和2年度浪江町歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書並びに健全化判断比率等審査意見書につきまして、令和3年8月19日付で監査委員より浪江町長宛てに意見書を提出したものでございます。

1ページをご覧ください。

令和2年度浪江町歳入歳出決算審査意見書でございますが、まず、審査の対象が、浪江町一般会計歳入歳出決算書ほか9つの特別会計決算書となっております。

審査の期間が、令和3年7月19日から令和3年8月3日まで実施しております。

審査の方法ですが、審査に付された決算書等に基づきまして各課により整理された関係書類の提出、閲覧を求めるとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査結果も参考として計数の確認照合を行い、かつ予算の執行状況について審査を行ったものであります。

審査の結果であります。一般会計及び特別会計の審査に付された決算書等は関係法令等に準拠して作成され、掲げられている計数は関係書類といずれも符合し、正確なことが認められました。

2ページをお開きください。

総括になります。

一般会計と特別会計を合わせた決算額は、歳入総額423億2,126万6,000円、歳出総額389億1,447万1,000円で、形式収支は34億679万5,000円の黒字決算となっております。各会計の形式収支は、一般会計で27億9,003万4,000円、特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業会計ほか8会計の合計は6億1,676万1,000円となり、各会計とも黒字決算となっております。

また、一般会計では、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を

差し引いた実質収支 2 億 126 万 7,000 円から前年度実質収支を差し引いた額に黒字要素である財政調整基金積立金を加えて積立金取崩し額を差し引いた実質単年度収支は 7,759 万 1,000 円の赤字決算となっております。

一方、特別会計全体では、実質収支 6 億 1,454 万 2,000 円から前年度実質収支を差し引いた単年度収支は 104 万 5,000 円の黒字となりました。その内訳は次表のとおりでございます。

続きまして、6 ページをお開きください。

ここから一般会計の説明になります。

最終予算総額は、当初予算額 340 億 9,300 万円から補正予算額 50 億 6,932 万 4,000 円を増額し、前年度からの継続費及び繰越事業費、繰越財源充当額 41 億 1,732 万 9,000 円と合わせ、432 億 7,965 万 3,000 円となりました。

決算収支は、歳入歳出差引額が 27 億 9,003 万 4,000 円となりましたが、翌年度へ繰り越すべき財源 25 億 8,876 万 7,000 円を差し引いた実質収支額は 2 億 126 万 7,000 円となったところでございます。

以下、30 ページまでにつきましては財政分析比率及び歳入歳出の状況を記載しております。さらに、31 ページから 34 ページまでは特別会計の状況を記載しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

35 ページをお開きください。

令和 2 年度基金運用状況審査意見書であります。

審査の対象は、浪江町財政調整基金ほか 24 の基金を対象といたしております。

審査の方法は、一般会計、特別会計審査と同時にかつ同様な方法で実施したところでございます。

審査の結果であります。基金運用状況報告書に掲げられている計数は、関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。以下、36 ページから各基金の状況を記載してございます。

41 ページをお開きください。

令和 2 年度健全化判断比率等審査意見書でございます。

この審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

個別意見でございますが、実質公債費比率については 5.5% とな

っており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っております。

その他の比率については算出されませんでした。是正改善を要する事項についても、特に指摘すべき事項はございませんでした。

続きまして、42ページをお開きください。

令和2年度浪江町水道事業会計決算審査意見書でございます。

審査の対象が、浪江町水道事業会計決算書。審査の期間が、令和3年7月27日。審査の方法は、住宅水道課により整理された関係帳簿と例月出納検査の結果を照合調査するとともに、細部については関係職員の説明を聴取しながら各計数が正確であるか等について審査を実施いたしました。

審査の結果でございますが、審査に付された決算諸表は関係法令等に準拠して作成され、掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認いたしました。

以下、事業の概要並びに予算の執行状況を記載しております。

46ページをお開きください。

令和2年度浪江町水道事業会計資金不足比率審査意見書でございます。

この審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。資金不足比率についてですが、令和2年度の資金不足比率は生じておりません。また、是正改善を要する事項についても特に指摘する事項はございませんでした。

最後になりますが、47ページをご覧ください。

結びの中段から下になりますが、今回の決算審査では、おおむね適正に処理されていると認められましたが、予算執行に当たっては次の点に留意するように指摘いたしました。

1点目ですが、町税等については町税法等に基づく適正な賦課、徴収を推進し、税等負担の公平、公正の確保のため、より一層厳正かつ適正な滞納整理に努めること。また、公営住宅等の使用料についても、徴収体制を拡充、強化し、早い段階での滞納整理に努め、住宅の適正な利用を含めた管理を徹底すること。

2点目ですが、契約の変更が多く見受けられました。契約後に発生する予測不可能な事象を除き、綿密な積算に努め、適正な設計金額を算出した上で契約行為を行うこと。

3点目ですが、予備費の充当が昨年に比べ多く見受けられました。新型コロナウイルス感染症対策や災害対応等緊急を要する対策等への充当は理解できますが、特別な理由を除き、原則は補正予算での対応とし、議会の承認を得た上で事業執行とすること。

4点目、歳入においては収入未済額、歳出においては不用額が発生しないよう、予算編成時に留意することはもちろん、財政関係法令等を遵守し、適切な時期に処理を行うことを指摘いたしまして意見書を提出したものでございます。

説明は以上となります。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第89号 浪江町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第89号 浪江町過疎地域持続的発展計画の策定について、ご説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、浪江町過疎地域持続的発展計画を策定することについて、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、ご説明申し上げます。

初めに、過疎計画策定の経緯と計画の構成について、ご説明申し上げます。

本町は、平成27年国勢調査におきまして現住人口がゼロとなったところから、平成29年4月1日より過疎地域となつてございます。そこで、令和2年3月に過疎地域自立促進特別措置法に基づく浪江町過疎地域自立促進計画を策定しまして、過疎債という有利な条件での起債を利用して橋梁の補修、介護関連施設整備等の過疎対策事業に取り組んでまいりました。

過疎地域自立促進特別措置法は令和3年3月末で期限を迎えましたことから、過疎地域の持続的発展という新たな理念の下、総合的かつ計画的な対策を実施するため、令和3年4月1日に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたため、新たな法に基づく計画の策定に取り組んだものでございます。

計画の構成、記載項目は総務省の作成例に従ってございまして、全国どの自治体も同様の構成となっております。

では、計画の主な内容につきまして、計画案に基づきまして、ご説明申し上げます。

2枚おめくりいただきまして、計画書1ページをお開きください。

1、基本的な事項として、町の概況をはじめ、本町の現在の状況やこれまでの経過等を記載してございます。

次に、13ページをお開きください。

(7) 計画期間でございますが、計画期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

次に、17ページをお開きください。

2、移住定住、地域間交流の促進、人材育成につきましては、移住定住の促進、地域間交流の促進、地域を担う人材の確保、育成の現況と問題点、その対策、事業計画等を記載してございます。なお、以降の項目についても同様の構成で記載してございます。

20ページをお開きください。

3、産業の振興につきましては、農業、林業、水産業、地場産業、企業の誘致対策、起業の促進、商工業、観光について記載してございます。

29ページをお開きください。

4、地域における情報化につきましては、インターネット、携帯電話、防災行政無線について記載してございます。

31ページをお開きください。

5、交通施設の整備、交通手段の確保につきましては、道路の整備、交通確保対策について記載してございます。

次に、35ページをお開きください。

6、生活環境の整備につきましては、水道施設、生活排水処理施設、ごみ処理、し尿処理、消防施設、住宅、空き家対策について記載してございます。

41ページをお開きください。

7、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進につきましては、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉、地域福祉、保健について記載してございます。

47ページをお開きください。

8、医療の確保につきましては、診療所の運営、医師の確保等について記載してございます。

48ページをお開きください。

9、教育の振興につきましては、学校教育、生涯学習、社会教育について記載してございます。

51ページをお開きください。

10、集落の整備につきましては、全町避難によって厳しい状況となっている地域コミュニティの再生等について記載しているところ

でございます。

53ページをお開きください。

11、地域文化の振興等につきましては、文化財や郷土芸能の保護、継承等について記載してございます。

55ページをお開きください。

12、再生可能エネルギー利用の推進につきましては、ゼロカーボンシティの実現を目指した再生可能エネルギーの導入や水素の利活用の推進等について記載してございます。

内容の説明は以上でございます。今後、この計画に基づきまして有効な財源確保に努めて、町の持続的発展を図ってまいります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第90号 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第90号 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、福島復興再生特別措置法及び福島復興再生特別措置法第26条及び第38条の地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、条例の制定を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第90号資料によりご説明いたします。準備のほど、よろしくお願いいたします。

まず、2、主な内容でございます。

第1条の趣旨でございますけれども、福島復興再生特別措置法（平成24年法律第5号）の規定により、福島県が国に提出する新産業創出等推進事業促進計画に基づく新産業創出等推進事業促進区域内において、新産業創出等推進事業の用に供する新産業創出等推進事業施設等を新設、増設した場合の事業者に対しての固定資産の課税免除について、必要な事項を定めるものであるものでございます。

中段の促進区域内でございますけれども、浪江町ですと、主に製造業では各産業団地が区域とされているところでございます。その後の新産業創出等推進事業でございますが、次の第2条のほうにも記載がございますが、イノベーション・コースト構想の重点分野、

廃炉、ロボット・ドローン、エネルギー・環境、それからリサイクル、農林水産業、医療関連、航空宇宙の6分野の推進事業のことを指しております。

続きまして、第2条、課税免除でございます。

対象となる固定資産でございますけれども、令和8年3月31日までに取得した固定資産で、先ほどご説明いたしましたイノベーション・コースト構想の重点分野の推進事業を行う、県知事が認定いたしました事業者が行う新製品の開発等の事業の用に供する家屋、それから土地、償却資産が対象となる固定資産でございます。

課税免除となる期間でございますけれども、対象となる固定資産への課税開始から5年間としているところでございます。

3の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、計画の提出日から条例の施行日の前日までの間に新設、増設したのものについても適用するものとしたものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第91号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第91号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、福島復興再生特別措置法及び福島復興再生特別措置法第26条及び第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、条例の制定を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 議案第91号資料により説明いたします。ご準備のほど、よろしくお願いいたします。

2の主な内容でございます。

第1条、趣旨でございます。福島復興再生特別措置法（平成24年法律第5号）の規定によりまして、福島県が国に提出いたします特定事業活動振興計画に基づく特定事業活動の用に供する特定事業活動施設等を新設、増設した場合の事業者に対しての固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めるものであることでございます。

第2条の課税免除でございます。対象となる固定資産でございま

す。令和8年3月31日までに取得した固定資産で、特定風評被害に対するために県知事の指定を受けた事業者が行う農林水産物の生産、加工、流通、販売等に関する事業や、観光の振興、旅客の来訪や滞在の促進等に資する事業等の用に供するため新設、増設となる家屋、土地、償却資産が対象となる固定資産でございます。

1行目に記載がございます特定風評被害でございますけれども、こちらは放射性物質による汚染の有無またはその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の促進並びに観光客の低迷のことを指しております。

続きまして、課税免除となる期間でございますけれども、対象となる固定資産への課税開始から5年間としたところでございます。

3の施行期日でございますけれども、この条例は公布の日から施行いたしまして、計画の提出日から条例の施行日の前日までの間に新設、増設したものについても適用するものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第92号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第92号 浪江町税特別措置条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法及び過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の制定に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長より説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 議案第92号資料に基づき説明させていただきます。準備のほど、よろしくお願いいたします。

2の主な内容でございます。

第6条でございます。過疎地域における課税免除といたしまして、1、対象期間を令和6年3月31日までとするものでございます。2、対象業種に情報サービス業を追加するものでございます。なお、対象業種でございますけれども、議案第89号で提案されております町で作成いたします過疎地域持続的発展計画の振興すべき業種のとおりとなります。

3でございます。取得価格要件を資本金の規模に応じ500万円以上まで引き下げ、拡大するものでございます。

4、対象設備を法第23条に規定する取得等、取得または製作もしくは建設を言いまして、建物及びその附属設備にあっては改修、いわゆる増築、改築、修繕または模様替えを言いますが、そのための工事による取得または建設を含む。なお、資本金の額等が5,000万円超である法人が行うものにあつては、新設または増設に限るものとしたものでございます。

3の施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の浪江町税特別措置条例第6条の規定は、令和3年4月1日から適用するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第93号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第93号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、福島復興再生特別措置法及び福島復興再生特別措置法第26条及び第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 議案第93号資料に基づきご説明いたします。資料の準備をお願いいたします。

2の主な改正の内容でございます。題名、それから第1条の趣旨、第2条、課税免除が対象となります。法改正によりまして、県内の対象区域が従来の復興産業集積区域を重点化した特定復興産業集積区域となったため、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、第4条、適用でございます。対象となる納税義務者が選択できる固定資産税の措置について、福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の規定による課税免除、福島県新産業創出等推進事業計画に基づく町税の課税免除に関する条例の規定による課税免除を追加することとし、改正するものでございます。

1行目の固定資産税の措置でございますけれども、こちらにつきましては、町で実施しております固定資産税の優遇措置がございま

して、そこに議案第91号、それから議案90号のそれぞれの課税免除の規定が選択するものの中に追加されることから改正するものとしたものでございます。

3、施行期日でございますけれども、この条例は公布の日から施行するところでございます。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第94号 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第94号 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、福島復興再生特別措置法及び福島復興再生特別措置法第26条及び第38条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の改正に伴い、所要の改正を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） それでは、議案第94号資料にご説明いたします。

2、主な改正の内容でございます。第4条、適用でございます。こちら93号によりご説明したところと同様となりますけれども、町には固定資産税の優遇措置で対象となる納税義務者が選択できることが複数ございます。その選択できる中身に、議案第91号の福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の規定による課税免除、それから議案第90号の福島県新産業創出等推進事業計画に基づく町税の課税免除に関する条例の規定による課税免除が追加されたことにより改正をするものでございます。

3、施行期日でございますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

ご審議のほど、よろしく願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第95号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第95号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案第95号資料に基づき、ご説明をいたします。

2、主な改正内容でございますが、（1）連携施設の確保義務の緩和でございます。原則として、ゼロから2歳児への保育を提供する家庭的保育事業者等は、教育、保育施設よりも比較的小規模であることを踏まえ、以下の事項に係る連携協力を行う保育所等を連携施設として確保しなければならないとされております。①としましては、集団保育の提供など保育内容の支援。②としましては、職員が病気、休暇等の場合の代替保育の提供。③3歳から5歳児の卒園後の受皿の確保でございます。今回の改正によりまして、町が保育の需要に対する利用調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等の卒園児を優先的に取り扱うなど、引き続き教育、保育が提供されるような措置を講じているときは、③の卒園後の受皿の確保に係る連携施設の確保を不要とするという内容でございます。

（2）でございますが、保護者の疾病等に理由により家庭での養育が困難な乳幼児に対し、居宅訪問型保育を提供できることを明確化する。

（3）家庭的保育事業所等における諸記録の作成、保存等の書面で行うこととしているものについて、書面に代えて電子的記録により行うことができることとする。

（4）その他、所要の改正でございます。

裏面をご覧ください。

施行期日は、公布の日から施行するというものでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第96号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第96号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につ

いて、ご説明いたします。

本案は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をするものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案第96号資料によりご説明を申し上げます。

2、主な改正内容でございますが、（1）連携施設の確保義務緩和でございます。原則として、ゼロから2歳児への保育を提供する特定地域型保育事業者は、教育、保育施設よりも比較的小規模であることも踏まえ、以下の事項に係る連携協力を行う保育所等を連携施設として確保しなければならないとされております。①として、集団保育の提供など保育内容の支援。②職員が病気、休暇等の場合の代替保育の提供。③3歳から5歳児の卒園後の受皿の確保でございます。今回の改正により、町が保育需要に対する利用調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者の卒園児を優先的に取り扱うなど、引き続き教育、保育が提供されるような措置を講じているときは、③の卒園後の受皿の確保に係る連携施設の確保を不要とするという内容でございます。

（2）でございますが、保育所等の事業者が作成、保存等を行うものや保育所等と保護者との間の手続等に関するもので書面等によることが規定されるものについて、電子的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加する内容でございます。

（3）は、その他、所要の改正であります。

裏面をご覧ください。

3、施行期日でございますが、公布の日から施行するということでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第97号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第97号 浪江町道路線の認定及び廃止について、ご説明いたします。

本案は、県道長塚請戸浪江線の引受け等により浪江町道路線の認定及び廃止をするため、道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、建設課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案書によりご説明いたします。
今回は、廃止1路線、認定2路線です。

廃止路線と認定路線の表両方にあります路線番号3063、大町1号線は、路線の一部に払下げがございましたので、一旦全線廃止をしまして、残りの部分について認定を行います。また、認定路線の下段、路線番号5138、本町森合線は、県道長塚請戸浪江線の県から引受けに伴う認定でございます。

資料1をご覧ください。路線番号下の丸のところが路線の始点で、矢印の先が終点でございます。こちらは、路線番号3063、元町1号線の廃止路線の図面です。

資料2をご覧ください。路線番号3063、大町1号線の認定路線の図面です。

資料3をご覧ください。こちらは、路線番号5138、本町森合線の認定路線の図面です。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時45分まで休憩します。
(午前10時24分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時45分)

○議長（佐々木恵寿君） ここで、建設課長より発言を求められておりますので、これを許可します。
建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） 先ほどの議案第97号の説明の中で、議案書の中の説明で路線番号3063、大添1号線と言いますところを大町1号線と申し上げてしまいました。また、資料1の説明の中で、大添1号線と申し上げるところを本町1号線と、さらに、資料2の説明の中で、大添1号線のところ大町1号線と間違えてしまいました。訂正してお詫びを申し上げます。申し訳ございませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第98号 工事請負契約の締結について（室原地区防災拠点造成工事）を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第98号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、室原地区防災拠点造成工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった豊工業株式会社代表取締役、岩野廣秀と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） それでは、議案書により説明いたします。

1、契約の目的、室原地区防災拠点造成工事。

2、施工箇所、浪江町大字室原字八龍内地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2億8,160万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,560万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字樋渡字土淵2番地3、豊工業株式会社代表取締役、岩野廣秀。

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年12月28日までとなります。

次に議案資料1をご覧ください。造成計画の平面図になります。

整備用地は2万220平米でございますが、中央下の凡例のほうにオレンジ色の破線があるかと思っておりますが、これで囲んでいる部分が開発区域となります。

右下の表をご覧ください。工事概要になります。

場内整備としまして、盛土7,016.5立米、側溝1,005.2メートル、駐車場250台分の舗装1万2,106.5平米を行います。なお、管理棟、倉庫棟、こちら赤色の部分でございますが、この外側の部分、茶色の部分になりますけれども、こちらの舗装につきましては建築工事の中で行う予定でございますが、今回の整備には含んでおりません。

次に、調整池工、こちら敷地右上の部分になりますが、こちらにつきましてはブロック450平米、コンクリート舗装148.2立米。それから、道路工としまして、こちらは場内道路の新設、それから現町道の拡幅工事になりますが、こちらについては、側溝308.6メートル、舗装1,610.6平米になります。

なお、議案資料2としまして、入札または見積の執行結果表を添付してありますので、ご確認いただければと思います。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第99号 工事請負契約の締結について（本庁舎改修工事（第3期））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第99号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、本庁舎改修工事（第3期）について、浪江町役場庁舎Z E B化改修事業公募型プロポーザル審査委員会において選定事業者として決定した大成温調・東北電化工業・国際航業共同企業体代表者、大成温調株式会社東北支店支店長、佐藤光好と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、議案書によりご説明申し上げます。

1、契約の目的、本庁舎改修工事（第3期）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。

3、契約の方法、随意契約。

4、契約金額、8億3,600万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額7,600万円。

5、契約の相手方、宮城県仙台市宮城野区榴ヶ岡102番地の9、大成温調・東北電化工業・国際航業共同企業体代表者、大成温調株式会社東北支店支店長、佐藤光好。

6、工期、議会の議決を得た日から令和5年1月31日までです。

次に、議案資料1をご覧ください。提案の概要でございます。

左上、1番、本事業実施による省エネルギー性能でございますが、Z E Bランク、これはニアリーZ E Bでございます。エネルギー消費性能B E Iは0.22となりまして、規準でございます0.25より小さくなっておりますので、基準を満たしております。

次に、2番、省エネルギーに向けた改修概要でございます。

①空調換気につきましては、空調方式を従来の中央熱源空調機の全館空調方式から、おのおので運転できる個別空調方式へ変更して高率化を実現するものでございます。

次に、②照明でございますが、庁舎内全ての照明をL E D化いたします。また、人感センサー、明るさセンサー、タイマースケジュール運転機能等を追加いたします。

③給湯でございますが、電気温水器の一部を廃止して、ヒートポンプ給湯器を採用いたします。

④受電設備でございますが、受変電設備の更新、増設を行います。

⑤附帯工事、建築改修でございますが、カーペットの貼替え、軽

量システム天井改修、これは2階の吹き抜け部分の天井になります
が、その改修、それから内装改修でございます。

下に移りまして、⑥太陽光発電でございますが、増設、合計しま
すと134.25キロワットの増設でございます。既存40キロと合わせま
すと、合計で174.25となります。その下、蓄電池でございます。
88.9キロワットアワーの増設でございます。既存が44キロございま
すので、足しますと132.9キロとなります。

その隣、3、CO₂排出削減量及びコストでございます。

①のCO₂削減量でございます。表の一番右側が提案の内容とな
ります。CO₂削減量提案、合計いたしますと年間で263.6トンの
削減となります。約70%の削減となります。

右側の②LCC、ライフサイクルコストでございます。一番上が
提案の総事業費8億3,600万円。そこから補助見込額を引いた実質
町負担額は、3番目でございます、4億5,500万円。これにラン
ニングコストを加えまして、15年間のLCC、ライフサイクルコス
トは5億9,430万円となっております。

次に、資料の2をご覧ください。業者選定についてでございます。

1、事業者の選定方法、公募型プロポーザル方式。

2、事業概要、本事業に係る実施設計、改修工事、施工管理業務
を主な内容とするものでございます。

3、事業者の選定経過でございます。（1）審査方法でございま
すが、①企画提案書の審査につきましては、提出された企画提案書
等に基づき、事業実績、地域精通度、業務遂行能力、企画提案及び
価格等について審査を行っております。②プレゼンテーション及び
ヒアリングによる審査につきましては、プレゼンテーション及びヒ
アリングを実施して企画提案内容の確認を行いますとともに、知識
及び説得力等の総合評価を行っております。

（2）審査体制でございますが、中立かつ公正に審査を行うため、
浪江町役場ZEB化改修事業公募型プロポーザル審査委員会におい
て審査を行っております。

（3）審査のスケジュールにつきましては、表のとおりでござい
ます。

（4）参加事業者数につきましては、2社でございました。

裏面、（5）審査でございます。評価点は、次の評価項目につい
て720点満点で採点しております。書面等による審査、こちらは配
点600点、プレゼンテーションによる審査、こちらは配点120点で
ございます。

4、審査結果でございますが、浪江町役場庁舎ZEB化改修事業

公募型プロポーザル審査委員会において、次の者を選定事業者とすることで決定いたしました。

(1) 選定事業者につきましては、冒頭説明のとおりでございます。

(2) 評価点数につきましては、660点。

(3) 提案価格は、8億3,600万円。うち、消費税相当額7,600万円でございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第100号 工事請負契約の締結について（浪江町南産業団地造成工事その2）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第100号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、浪江町南産業団地造成工事その2について、地方自治法第234条第1項の規定による制限付一般競争入札により落札者となった安藤ハザマ・泉田組特定建設工事共同企業体の代表者、株式会社安藤・間東北支店常務執行役員支店長、月津肇と契約を締結するに当たり、議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず初めに、議案第100号議案によりご説明いたします。

1、契約の目的、浪江町南産業団地造成工事その2。

2、施工箇所、浪江町大字請戸地内。

3、契約の方法、制限付一般競争入札。

4、契約金額、14億9,600万円。うち、取引に係る消費税、地方消費税の額1億3,600万円。

5、契約の相手方、安藤ハザマ・泉田組特定建設共同企業体。宮城県仙台市青葉区片平1丁目2番32号、安藤・間東北支店常務執行役員支店長、月津肇。

6、工期、議会の議決を得た日から令和5年3月31日まで。

次に、議案資料1をご覧ください。

この平面図であります。南産業団地その2工事、いわゆる3工区と呼ばれる工事でございます。3工区の工事でございます。

今年度におきまして終了する1工区、2工区、4工区の継続の造

成工事でございまして、3工区は令和5年3月完成となっております。

今回整備する計画概要は、工業団地として3区画、区画道路及び造成緑地を整備する予定でございます。

資料1の右下の四角枠内の記載内容が主な工事概要でございます。赤い太線の上の部分、これが工事区域となっております。黄色のところは工業団地、桃色が区画道路、黄緑色が造成森林、緑色が残置森林となっております。そのほかに、排水側溝設置、舗装工事などを行うものです。

入札結果につきましては、資料2のとおりでございますので、ご覧ください。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第101号 工事請負契約の締結について（山田ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第101号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、山田ため池環境保全整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社代表取締役社長、横山佳弘と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、山田ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字室原字山田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億6,280万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,480万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社代表取締役社長、横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年10月31日です。

本工事は、農業用ため池の管理を行う農業者の被曝を防止する目的で、放射性セシウム濃度が8,000ベクレルパーキログラムを超える底質の除去を行うものです。

議案資料1をご覧ください。山田ため池の平面図となります。

オレンジ色の範囲が35センチ、緑色の範囲が30センチの台船を使用したポンプ浚渫となります。黄色の範囲は、30センチのバックホーによる直接掘削となります。施工面積の合計は、5,749平米です。また、当該ため池の事前調査による放射性物質濃度は図に示したとおりです。

次に、議案資料2をご覧ください。入札状況を記載しております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第102号 工事請負契約の締結について（八竜内ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第102号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、八竜内ため池環境保全整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった双葉グリーン土木株式会社代表取締役、室原泰仁と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、八竜内ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字室原字樋迫地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億5,510万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,410万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字牛渡字竹の花52番地、双葉グリーン土木株式会社代表取締役、室原泰仁。

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年10月31日。

当該ため池は親子ため池で、上流側が八竜内第1ため池、下流側が八竜内第2ため池となります。

議案資料1をご覧ください。八竜内第1ため池の平面図となります。

オレンジ色の範囲が25センチ、緑色の範囲が20センチで台船を使用したポンプ浚渫となります。施工面積は、合計3,164平米です。

次に、議案資料2をご覧ください。八竜内第2ため池の平面図となります。

第2ため池については、黄色の範囲が30センチ、水色の範囲が15

センチのバックフォアによる直接掘削となります。施工面積は、合計4,179平米です。

なお、第1、第2ため池の事前調査による放射性物質濃度は図に示したとおりであります。

次に、議案資料3をご覧ください。入札状況を記載しております。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第103号 工事請負契約の締結について（麦ノ沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第103号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、麦ノ沢ため池環境保全整備工事について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった東北土木株式会社代表取締役、鈴木仁根と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、麦ノ沢ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字末森字麦ノ沢地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2億3,100万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額2,100万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地、東北土木株式会社代表取締役、鈴木仁根。

6、工期、議会の議決を得た日から令和4年10月31日です。

工事の対象となるため池は親子ため池で、上流側が麦ノ沢第1ため池、下流側が麦ノ沢第2ため池となります。

議案資料1をご覧ください。麦ノ沢第1ため池の平面図となります。

オレンジ色の範囲が30センチの台船を使用したポンプ浚渫、黄色の範囲が30センチのバックフォアによる直接掘削となります。施工面積は、合計4,021平米です。

次に、議案資料2をご覧ください。麦ノ沢第2ため池の平面図となります。

第2ため池については、オレンジ色の範囲が35センチ、緑色の範囲が25センチの台船を使用したポンプ浚渫となります。施工面積は、合計1,782平米です。なお、第2ため池の事前調査による放射性物質濃度は図に示したとおりです。

次に、議案資料3をご覧ください。入札状況を記載しております。説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第104号 物品購入契約の締結について（復興まちづくり支援施設カーテン・ブラインド等備品購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第104号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、復興まちづくり支援施設カーテン・ブラインド等備品購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった有限会社シープラス代表取締役、白石宗生と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、復興まちづくり支援施設カーテン・ブラインド等備品購入。

2、納入場所、浪江町大字権現堂字矢沢町地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、214万5,000円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額19万5,000円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡富岡町大字小浜字大膳町34番地1、有限会社シープラス代表取締役、白石宗生。

6、納期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとなっております。

次に、議案資料をご覧ください。議案資料1の1から1の3が部屋ごとの品物の一覧表になってございます。

続いて、こちらを図示したものが資料2の平面図となっております。赤い線がカーテンとなる箇所、青色の線についてはブラインド、緑線についてはロールスクリーンで対応する箇所となっております。

います。

議案資料3につきまして、入札執行結果表になってございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第105号 物品購入契約の締結について（復興まちづくり支援施設什器備品購入）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第105号 物品購入契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、復興まちづくり支援施設什器備品購入について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社双葉事務機代表取締役、志賀祐広と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） それでは、議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、復興まちづくり支援施設什器備品購入。

2、納入場所、浪江町大字権現堂矢沢町地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、2,035万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額185万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡大熊町大字下野上字大野379、株式会社双葉事務機代表取締役、志賀祐広。

6、納期、議会の議決を得た日から令和4年3月31日までとなっております。

次に、議案資料1の1、1の2でございますが、こちらが部屋ごとの品物の一覧表になってございます。主なものでは、①調理室のテーブル、椅子、キャビネット。②事務室でございますが、事務チェアやテーブル。④図書コーナーには、閲覧用テーブルや椅子、書架、またブックトラック。⑤児童図書コーナーには、親子テーブルや椅子。⑧、⑨、⑩、⑯、⑰の会議室には、ホワイトボードやキャビネット、プロジェクター。⑪談話、展示コーナーには、テーブル、椅子、展示パネルなど。⑭、⑮の和室には、座卓やテーブル、座椅子などを整備する内容でございます。

資料2が各部屋の配置平面図となっております。

資料の3は、入札執行結果表となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第106号 工事請負契約の変更について（本庁舎改修工事（第2期））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第106号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、本庁舎改修工事（第2期）について契約変更を行うものであります。現在の契約金額は1億4,630万円ですが、2,464万円を増額し、1億7,094万円に変更するものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、議案書によりご説明申し上げます。

1、契約の目的、本庁舎改修工事（第2期）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字六反田地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前1億4,630万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,330万円。変更後1億7,094万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額1,554万円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社代表取締役社長、横山佳弘。

6、工期、令和3年3月15日から令和5年3月31日までです。

資料1をご覧ください。変更内容でございます。

1つ目が、車庫、倉庫棟の屋根及びとい工でございます。外壁改修時に足場をかけますので、そのときに屋根を確認しましたところ、さびがひどく、雨漏りのおそれがあるため屋根のふき替えを追加変更するものでございます。面積は、452.8平米でございます。

2つ目が、車庫棟1、2、塗装工でございます。屋根裏面のガラス繊維シートを撤去時に屋根裏面を確認しましたところ、さびがひどく、雨漏りのおそれがあるため、屋根裏の軒及び一部の塗装を追加変更したいものでございます。車庫棟1につきましては、35.9平米、車庫棟2につきましては203.3平米でございます。

資料の2をご覧ください。左側が配置図でございます。

中央に役場本庁舎がございまして、そのすぐ北側が車庫、倉庫棟でございます。緑色の部分でございます。さらに、その北側に車庫

1、それから東側に車庫2がございます。

右側が現況写真でございます。左上の写真が車庫、倉庫棟の既存屋根の状況でございます。瓦状に見えますが、これは金属板でございまして、瓦状に成形されているものでございます。その中央部分に色が着いている部分が、さびでございます。右側の写真は、さびが裏面まで回っている状況を写真撮影したものでございます。

次に、その下でございますが、下は車庫1、2の写真でございます。分かりやすいのは右側の写真でございまして、茶色いのは下地の色でございまして、その奥側のほうにぼんやりと白っぽく色が変色している部分がございますが、これがさびでございます。この部分について、変更したいというものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第107号 工事請負契約の変更について（台風19号道路災害復旧工事（1））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第107号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、台風19号道路災害復旧工事（1）について契約変更を行うものであります。現在の契約金額は5,225万円ですが、575万4,100円を減額し、4,649万5,900円に変更するものであります。

詳細については、建設課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案書によりご説明を申し上げます。

1、契約の目的、台風19号道路災害復旧工事（1）。

2、施工箇所、浪江町大字室原字国有林地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前5,225万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額475万円。変更後4,649万5,900円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額422万6,900円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社代表取締役社長、横山佳弘。

6、工期、令和2年6月18日から令和3年9月30日までです。

続きまして、議案資料をご覧ください。理由書です。

本工事は、10か所の災害工事を一括して発注しております。ブロック積みがあるのが8か所ありまして、こちらの工事での面積の変

更等に伴うものでございます。

変更内容をご覧ください。ブロック積工。

ブロック積み工において地盤を掘削しましたところ、想定していたより岩盤が浅い位置で出現した等、ブロック積工の面積を実施数量により変更したいとするものでございます。総量は、276.5平米を239.2平米に減するものでございます。

以上でございます。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第108号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（3・4工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第108号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（3・4工区）について契約変更を行うものであります。現在の契約金額は3億8,390万円ですが、3,252万3,700円を増額し、4億1,642万3,700円に変更するものであります。

詳細については、建設課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案書によりご説明を申し上げます。

1、契約の目的、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（3・4工区）。

2、施工箇所、浪江町大字請戸字北堅地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前3億8,390万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額3,490万円。変更後4億1,642万3,700円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額3,785万6,700円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社代表取締役社長、横山佳弘。

6、工期、令和2年12月16日から令和4年1月31日までです。

続きまして、議案資料をご覧ください。理由書になります。

変更内容を申し上げます。まず、土工につきまして、前回発注の盛土工事におきまして、盛土の重量により沈下を促進させまして地盤を安定させる工事を実施しておりました。今回、工事着工前に起工測量を実施したところ、想定より沈下量が少なかったために掘削

する土量を変更したいとするものであります。当初、1万5,237立米を1万9,825.1立米に変更するものです。

続きまして、植生工。道路法面の植生につきましては、当初、種子散布としておりましたが、土質調査の結果、客土吹付工が適切であると判断しまして、客土吹付けに変更したいとするものです。

続きまして、擁壁工。当初設計で想定いたしました地盤を確認するために試掘をしましたところ、想定していた岩盤が浅く出現したために、中層混合による地盤改良ではなく、良質土の置き換えと変更したいとするものです。中層混合341.9立米を良質土の置き換え325.0立米にするものです。

続きまして、路盤工。当初、再生砕石を利用することにしておりましたが、需要の急増により再生材の調達が困難なために、新材の仕様に変更したいとするものです。下層路盤工7,211.6平米について再生砕石から新材の砕石に変更したいとするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、議案第109号 工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工2））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第109号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工2）について契約変更を行うものであります。現在の契約金額は1億670万円ですが、552万2,000円を増額し、1億1,222万2,000円に変更するものであります。

また、現在の工期は令和3年10月29日ですが、令和4年1月31日に変更するものであります。

詳細については、建設課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、議案書により説明を申し上げます。

- 1、契約の目的、町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工2）。
- 2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺東地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、変更前1億670万円。うち、取引に係る消費税及び地方消費税の額970万円。変更後1億1,222万2,000円。うち、取

引に係る消費税及び地方消費税の額1,020万2,000円。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社代表取締役社長、横山佳弘。

6、工期、変更前、令和2年12月16日から令和3年10月29日、変更後、令和2年12月16日から令和4年1月31日。

続きまして、資料をご覧ください。理由書でございます。

変更内容、仮設工及び工期の変更です。低水部の護岸工を施工するために河川敷内を掘削したところ、想定以上に水位が高く、土留め工が必要となりました。工期を延長し、渇水期に施工することにより土留め工を安価な土のう工法にすることができるため、土留め工の追加と工期を変更したいとするものです。仮設工、大型土のうを414袋追加いたします。

工期の変更につきましては、変更前が令和3年10月29日を、変更後、令和4年1月31日とするものです。工期を延長せずに現在の工事をするためには、矢板工での土留め工での施工が必要となります。このため、工期を延長しまして安価な土のう工法で施工したいと考えております。矢板工と大型土のう工の比較では、約240万円ほど矢板工が高額となります。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、議案第110号 令和3年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第110号 令和3年度浪江町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ62億5,026万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を338億2,701万1,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款10地方交付税4億3,489万2,000円の増につきましては、普通交付税につきましては、交付額の決定による増でございます。震災復興特別交付税につきましては、主に室原地区防災拠点整備事業、一団地の復興再生拠点事業、埋蔵文化財等収蔵施設整備事業、水道施

設整備事業等の福島再生加速化交付金事業に係ります補助裏分の増でございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3億3,967万5,000円の増につきましては、福島再生加速化交付金帰還移住等環境整備につきましましては、主に室原地区防災拠点整備事業、一団地の復興再生拠点事業、埋蔵文化財等収蔵施設整備事業、水道施設整備事業等について、交付見込みによる増でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、主にテレビ会議導入事業、勤怠管理システム導入事業、公共施設等感染防止対策事業等の交付見込みによる増でございます。

目2民生費国庫補助金1億6,150万円の増につきましては、災害等廃棄物処理事業費補助金でございまして、令和3年2月13日発生の福島県沖地震におきまして、半壊以上の被害を受けた家屋等の解体撤去に係る増でございます。

11ページでございます。

款14国庫支出金、項3委託金、目1総務費委託金7,850万5,000円の増につきましては、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金につきましまして、主に両竹請戸線道路補修事業、高瀬球場復旧事業、津島保育所建物被災調査に係る増でございます。

款15県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費県補助金5,718万3,000円の増につきましては、営農再開支援事業補助金につきましては、主に鳥獣被害防止緊急対策事業、営農再開に向けた作付実証事業、放射性物質の吸収抑制対策の効果的な実施体制の整備事業に対する補助金の増等による増でございます。農村地域防災減災事業補助金につきましては、ため池調査計画業務委託に係る増でございます。

また、次のページになりますが、節7水産業費交付金につきましては、2月の福島県沖地震におきまして破損した荷さばき施設等の復旧工事に係ります浜の活力再生・成長促進交付金の増でございます。

13ページになります。

款18繰入金、項1特別会計繰入金、目3介護保険事業特別会計繰入金3,401万円の増につきましては、令和2年度繰入金の精算による増でございます。

目4国民健康保険直営診療施設事業特別会計繰入金5,000万円の増につきましても、令和2年度繰入金の精算による増でございます。

項2基金繰入金、目7浪江町帰還移住等環境整備交付金基金繰入金7,481万円の増につきましては、農業用排水施設補修等事業、樽

木ため池放射性物質対策事業に係ります増でございます。

14ページでございます。

款20諸収入、項4雑入50億6,523万7,000円の増につきましては、主に節2弁償金の増でございます。ADRの和解による建物賠償の増でございます。

款21町債、項1町債、目1臨時財政対策債7,660万9,000円の減につきましては、発行限度額の確定による減でございます。

続きまして、15ページからは歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目3財政管理費50億6,051万4,000円の増につきましては、先ほどの賠償金の積立てでございます。

目7企画費4億6,424万6,000円の増につきましては、主に節22償還金利子及び割引料につきましては、被災者支援総合交付金国庫返還金でございます。令和2年度の精算による返還金でございます。節24積立金につきましては、浪江町復旧・復興基金積立金につきましては、主に福島再生加速化交付金の基金型事業の補助裏分の積立てでございます。室原地区防災拠点整備事業分の積立ての増でございます。また、過年度分の精算に伴います特別会計繰入金を今年度の復旧・復興財源として積み立てるものと合わせての増でございます。浪江町帰還移住等環境整備交付金基金積立金につきましては、主に福島再生加速化交付金対象の基金型事業の室原地区防災拠点整備事業、営農再開支援水利施設等保全事業に係る積立ての増でございます。

目10財政調整基金費3,000万円の増につきましては、普通交付税等により増となりました一般財源の一部を積み立てるものでございます。

16ページでございます。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費1,925万9,000円の増につきましては、令和2年度実績額の確定に伴います負担金の精算による増でございます。

17ページ、項3災害救助費、目4災害救助救援対策費3億2,300万円の増につきましては、令和3年2月13日発生の福島県沖地震により半壊以上の被害を受けた家屋等の解体撤去に係る災害等廃棄物撤去処理業務委託料の増でございます。

18ページでございます。

款4衛生費、項3上水道費3,873万2,000円の増につきましては、帰還町民に伴います配水管布設工事及び高料金対策に係ります上水道事業補助金の増でございます。

19ページでございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目6農業再開支援事業費2,494万2,000円の増につきましては、主に節10需要費の増でございます。鳥獣被害防止緊急対策事業としてワイヤーメッシュ柵などの消耗費の増でございます。

20ページ、項2農業土木費、目1農地保全管理費9,558万5,000円の増につきましては、節12委託料につきましては、加倉用水路等の放射性物質対策の調査測量設計委託料、震災対策のためのため池ハザードマップ作成業務委託料、防災・減災対策のためのため池調査計画業務委託料の増でございます。

節14工事請負費につきましては、用排水路保全整備工事等の農地保全管理工事、樽木ため池に係りますため池放射性物質対策工事に係る増でございます。

項4水産業費、目1水産振興費2,637万2,000円の増につきましては、主に2月の福島県沖地震に係ります荷さばき施設等復旧工事等に係る増でございます。

21ページでございます。

款7商工費、項1商工費、目2商工振興費1,950万4,000円の増につきましては、主に節18負担金補助及び交付金の増でございます。主に浪江町町内再開事業者等光熱費等補助金の新規事業者の増による増でございます。

款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費5,000万円の増につきましては、両竹請戸線の道路修繕工事に係る増でございます。

項4都市計画費、目5まちづくり整備事業費1,000万円の増につきましては、一団地の復興再生拠点市街地形成施設事業における不動産鑑定委託料の増でございます。

22ページでございます。

款9消防費、項1消防費、目3消防施設費1,207万円の増につきましては、主に節14工事請負費の増でございます。解体した消防屯所の借地等の復旧工事に係る増でございます。

24ページでございます。

款10教育費、項6保健体育費、目2体育施設費2,520万5,000円の増につきましては、高瀬球場復旧実施設計業務委託料の増でございます。

次に、6ページにお戻りください。

第2表は継続費の補正でございます。

まず、変更でございます。

款2総務費、項1総務管理費、事業名、本庁舎改修工事（第2期）につきましては、改修工事内容の変更に伴います総額及び年割額を

変更するものでございます。

次に、追加でございます。

款6農林水産業費、項2農業土木費、事業名、樽木ため池環境保全整備工事につきましては、事業計画上、その施工等に複数年を要するため、新たに継続費として総額及び年割額を定めるものでございます。

次に、第3表は地方債補正でございます。

まず、変更でございます。

臨時財政対策債につきましては、発行可能額が確定しましたので、限度額を変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、変更はございません。

次に追加でございますが、荷さばき施設等の水産業共同利用施設災害復旧事業のための災害復旧事業債でございます。新たに限度額を設定し、地方債を追加するものでございます。利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第26、議案第111号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第111号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,234万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億2,515万1,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、予算書事項別明細書により説明いたします。

6ページをお開きください。

まず、歳入についてご説明申し上げます。

款7繰越金、項1繰越金、目2その他繰越金2億1,234万4,000円の増、これは前年度の歳計剰余金でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

7ページをご覧ください。

款3国民健康保険事業費納付金、項1医療給付費分、目1一般被保険者医療給付費分572万7,000円の増、次に項2後期高齢者支援金

等分、目1 一般被保険者後期高齢者支援金等分315万の増、項3 介護納付金分1,024万6,000円の増、これらは県に納付する保険事業納付金の額の決定によるものでございます。

次に、8ページをお開き願います。

款5 基金積立金、項1 基金積立金、目1 国保基金積立金1億4,000万の増、これは国民健康保険財政調整基金に積み立てるものです。補正後の基金残高見込額は、20億4,290万9,667円でございます。

次に、款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目2 償還金161万2,000円の増。こちらは、前年度の各交付金、補助金の額の確定に伴う国・県への返還金でございます。

次に、款7 諸支出金、項2 繰出金、目2 一般会計繰出金166万7,000円の増。これは、前年度事業確定による一般会計繰出金でございます。

最後に、9ページをご覧願います。

財源調整のため、款8 予備費4,994万2,000円を増額いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第27、議案第112号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第112号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,686万2,000円を追加し、予算総額を3億9,350万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） それでは、予算書事項別明細書によりご説明いたします。

6ページをお開き願います。

歳入についてご説明申し上げます。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金6,686万2,000円の増、これは前年度の歳計剰余金でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

7ページをご覧願います。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 2 浪江診療所管理費 4,815 万 2,000 円の増、主な内訳は、節 13 使用料及び賃借料 241 万 8,000 円の減、節 27 繰入金 5,000 万の増でございます。

最後に、財源調整のため、款 3 予備費 1,871 万円を増額しております。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 28、議案第 113 号 令和 3 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 113 号 令和 3 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したこと等に伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,608 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4 億 2,939 万 1,000 円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 歳入歳出補正予算事項別明細書 6 ページをお開きください。

歳入予算についてご説明いたします。

款 1 分担金予備負担金、項 1 負担金、目 1 公共下水道受益者負担金 413 万 3,000 円の増は、復興公営住宅幾世橋住宅団地の受益者負担金の確定によるものです。

款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 1 一般会計繰入金 224 万の増及び、同じく目 2 基金繰入金 226 万 5,000 円の増は、下水道管渠施設の災害復旧事業実施によるものです。

7 ページに移りまして、款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 388 万 8,000 円の減は、前年度歳計剰余金の確定によるものです。

款 7 国庫支出金、項 1 国庫負担金、目 1 災害復旧事業費国庫負担金 1,334 万円の増は、下水道施設の災害復旧事業に係る国庫負担金であります。

次に、8 ページをお開きください。

歳出予算になります。

款 1 公共下水道事業費、項 1 公共下水道事業費、目 1 公共下水道総務管理費 220 万円の増は、消費税申告に係る納付金であります。

同じく、目 4 下水道災害復旧費 2,000 万円の増は、令和 3 年 2 月 13 日発生 of 福島県沖地震で被災した下水道管渠施設の災害復旧工事費であります。

款 3 予備費は、調整により 378 万 8,000 円を増額するものであります。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 29、議案第 114 号 令和 3 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 114 号 令和 3 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 613 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 5,029 万 5,000 円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 歳入歳出補正予算事項別明細書により説明いたします。

6 ページをお開きください。

歳入になります。

款 3 繰入金、項 1 繰入金、目 2 基金繰入金 500 万円の減は、節 1 浪江町農業集落排水事業基金繰入金の減で、前年度決算によるものでございます。

款 4 繰越金、項 1 繰越金、目 1 繰越金 2,113 万 4,000 円の増は、前年度歳計剰余金の確定によるものです。

7 ページをご覧ください。

歳出予算になります。

款 1 農業集落排水事業費、項 1 農業集落排水事業費、目 3 農業集落排水維持管理費 35 万円の増は、節 11 役務費の増で、農業集落排水事業区域の汚水量の増加により高瀬浄化センターの汚泥処理に係る手数料について増額するものであります。

款 3 予備費 578 万 4,000 円の増であります。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 30、議案第 115 号 令和 3 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 115 号 令和 3 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ2億4,760万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億8,126万6,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 予算書事項別明細書の6ページをお開きください。

歳入について、ご説明いたします。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金2億4,750万6,000円の増は、前年度歳計剰余金でございます。

7ページをお開きください。

歳出について、ご説明いたします。

款4諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目2償還金1億1,975万円の増は、前年度事業確定による国・県等への精算金であります。

項3繰出金、目1他会計繰出金3,401万1,000円の増は、前年度事業確定による一般会計への繰出金であります。

款5基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金9,384万3,000円の増は、介護給付費準備基金への積立金であります。補正後の基金残高は、4億7,364万2,000円であります。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第31、議案第116号 令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第116号 令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことに伴い、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,520万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億1,216万2,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、予算書事項別明細書により説明いたします。

歳入について、ご説明いたします。

6ページをお開きください。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金1,520万6,000円の増、これは前年度の歳計剰余金でございます。

次に、歳出について、ご説明いたします。

7ページをご覧ください。

款3 諸支出金、項2 繰出金、目1 一般会計繰出金41万2,000円の増、これは前年度事業確定による一般会計繰出金でございます。

最後に、財源調整のため、款4 予備費1,479万4,000円を増額いたします。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第32、議案第117号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第117号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、収益的収入で3,519万8,000円の増額、資本的収入で353万4,000円の増額並びに資本的支出で504万9,000円の増額をするものであります。

詳細につきましては、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 補正予算説明書により説明いたします。

10ページをお開き願います。

収益的収入であります。

款1 水道事業収益、項2 営業外収益、目4 補助金3,519万8,000円の増は、高料金対策による一般会計からの補助金であります。

次に、12ページをお開きください。

資本的収入であります。

款1 水道事業資本的収入、項4 補助金、目1 補助金353万4,000円の増は、一般会計からの補助金で、支出にあります工事請負費の配水管布設工事に係る再生加速化交付金及び復興特交付分であります。

続きまして、資本的支出であります。

款1 水道事業資本的支出、項1 建設改良費、目3 配水設備改良費504万9,000円の増は、配水管布設工事等の費用であります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第33、同意第6号 特別功労者の決定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第6号 特別功労者の決定について、ご説明いたします。

本案は、今年で第49回を迎える浪江町功労者表彰式において表彰

予定の特別功労者について、浪江町表彰条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本年は、4名の方が該当となります。

横山藏人氏は、多年にわたり浪江町長及び福島県議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与され、旭日小綬章を受章されました。その功績は、誠に顕著であります。

馬場績氏は、多年にわたり浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与されました。その功績は、誠に顕著であります。

泉田重章氏は、多年にわたり浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与されました。また、浪江町農業委員として農業の振興発展に尽力されました。その功績は、誠に顕著であります。

佐藤文子氏は、多年にわたり浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与されました。また、東日本大震災以降は困難な状況下でも町の復興に尽力されました。その功績は、誠に顕著であります。

横山氏、佐藤氏においては、表彰条例第3条第1項第7号に、馬場氏、泉田氏においては表彰条例第3条第1項第2号に該当しております。よろしく願いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第34、報告第7号 浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第7号 浪江町一般会計継続費精算報告書について、ご説明いたします。

本案は、地方自治法第212条第1項の規定に基づき設定し、令和2年度に終了した継続費に係る精算について、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙精算報告書のとおり報告するものであります。

詳細につきましては、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、浪江町継続費精算報告書によりご説明申し上げます。金額の大きいもののみご説明を申し上げます。

2ページをお開きください。

上から3つ目でございます。款7商工費、項1商工費、事業名、木材製造拠点建築工事につきましては、平成30年度、平成31年度、令和2年度の3か年の事業でございまして、全体計画合計は21億5,808万円、実績支出済み額合計は21億5,807万9,700円、全体計画

から実績を引きました比較額の合計は300円でございます。

その下になります。事業名、木材製品生産機器導入事業につきましては、平成30年度、平成31年度、令和2年度の3か年の事業でございまして、全体計画合計は26億8,752万6,000円、実績支出済み額合計は26億8,752万5,500円、比較合計は500円でございます。

以下、合計27事業につきまして、事業完了に伴います精算報告でございまして、よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第35、報告第8号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第8号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について、ご説明いたします。

本案は、一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の令和2年度の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） それでは、令和2年度の福島なみえ勤労福祉事業団の事業報告、収支決算について、ご報告いたします。

全体といたしまして、営業実績等につきましては、昨年は新型コロナウイルスの感染拡大により緊急事態宣言が発令され、外出の自粛が出されたことや町内での感染が確認されたことから、日帰り入浴の休業など厳しい経営環境の1年となりました。こうした状況下におきまして、日帰り入浴につきましては、延べ1万444人、1日28.6人の方にご利用いただき、宿泊は、3月末までで延べ3,729人、1日平均で10.2人のご利用をいただき、稼働率は22.3%でございました。

収支決算の状況につきまして、こちら報告第8号資料、6ページの正味財産増減計算書をお開きください。

まず、経常収益といたしましては、宿泊や日帰り入浴などによる事業収益が2,518万137円、コロナ対策に係る持続化給付金や拡大防止協力金などによる受け取り補助金等で563万5,638円。利子収入は、法人町民税還付金などによる雑収入が107万218円となり、合計は3,188万5,993円となりました。

経常費用といたしましては、光熱水費や減価償却費、洗濯費などによる事業費で2,557万2,353円、職員の給与手当や福利厚生費、租税公課などの管理費で4,740万757円となり、合計は7,297万3,110円となりました。

次に、資料 7 ページをご覧ください。

経常外収益としては、ございませんでした。

これらを全て合計しますと、当期一般正味財産増減額はマイナス 4,115万9,572円となり、一般正味財産期末残高は 1 億5,485万7,916 円となりました。

戻りまして、3 ページの貸借対照表をご覧ください。

今ほどご説明申し上げました決算状況を踏まえ、指定正味財産を含みますと、正味財産期末残高は 1 億8,635万7,916円となりました。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第36、報告第9号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 報告第9号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について、ご説明いたします。

本案は、一般社団法人まちづくりなみえの令和2年度の経営状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 令和2年度の一般社団法人まちづくりなみえの事業報告並びに収支決算について、ご報告いたします。

報告第9号資料の第1ページをお開きください。

初めに、令和2年度事業報告について、経過概要をご説明させていただきます。

まず、道の駅管理運営事業につきましては、令和2年8月のプレオープン、令和3年3月にグランドオープンし、指定管理者として施設の管理運営を町づくりなみえが行ってきましたが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言が発令されたことなどにより全国的な行動制限がなされたため来訪者が伸び悩んで厳しいという状況もありました。

続きまして、公共施設管理事業につきましては、昨年同様の受注実績となりました。

視察、ツアー事業につきましては、福島県観光物産交流協会などの連携により計画を上回る実績となりました。

イベント事業についても同様に、新型コロナウイルス拡大により中止となりまして、当初計画の3割程度の実績となっております。

続きまして、収支決算の状況について、ご説明いたします。

7 ページをご覧くださいまして、まず、経常収益といたしましては、道の駅事業などにおける売上げが、ほかも入っていますけれども、1 億9,070万793円、指定管理料等の手数料収入6,990万9,007円、コロナ対策に係る持続化給付金や拡大防止協力金などによる補助金収入で1,690万574円等となり、経常収益合計で2 億7,932万4,453円となりました。

経常費用といたしましては、道の駅事業などにおける当期仕入れ高が8,168万9,823円、機材消耗費が578万977円、期末材料棚卸高が2,012万4,424円などで、これらを差し引いた売上総利益金額は2 億1,181万9,885円となりました。

また、事業費、管理費につきましては、合計で2 億1,212万5,753円となり、これに財務収益や財務費用、経常外収益を合計した当期純利益額は155万4,576円となりました。

次に、8 ページをご覧ください。

こちらは事業費、管理費の内訳書となっております。主なものを紹介いたしますと、2 段目から4 段目にかけて、給与手当、賞与、法定福利費は、いわゆる人件費でございます。6 段目の外注費943万4,764円につきましては、イベント時の音響、照明などの資材費、また警備員なども入っております。16段目の消耗品等の2,015万9,434円は、新たにオープンした際、ひとそろえいろいろ買いました食器など消耗品となります。18段目の水道光熱費1,183万9,506円は、主に道の駅の水道光熱費となっております。

下から7 段目のリース料595万1,417円につきましては、車両、コピー機、レジスター、パソコンのリース代等となります。

説明は以上でございます。よろしくご承認のほど、お願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会について

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。質疑については、15日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

15日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 本日はこれで延会します。
(午後 0時19分)

| | | | |
|------|-------|-------|-------|
| 令和3年 | 9月9日 | (木曜日) | 常任委員会 |
| 令和3年 | 9月10日 | (金曜日) | 常任委員会 |
| 令和3年 | 9月11日 | (土曜日) | 休日 |
| 令和3年 | 9月12日 | (日曜日) | 休日 |
| 令和3年 | 9月13日 | (月曜日) | 常任委員会 |
| 令和3年 | 9月14日 | (火曜日) | 全員協議会 |

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和3年浪江町議会9月定例会

議事日程(第3号)

令和3年9月15日(水曜日)午前9時開議

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 認定第1号 | 決算の認定について |
| 日程第2 | 認定第2号 | 浪江町水道事業会計決算の認定について |
| 日程第3 | 議案第89号 | 浪江町過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第4 | 議案第90号 | 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程第5 | 議案第91号 | 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定について |
| 日程第6 | 議案第92号 | 浪江町税特別措置条例の一部改正について |
| 日程第7 | 議案第93号 | 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正について |
| 日程第8 | 議案第94号 | 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正について |
| 日程第9 | 議案第95号 | 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第10 | 議案第96号 | 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第11 | 議案第97号 | 浪江町道路線の認定及び廃止について |
| 日程第12 | 議案第98号 | 工事請負契約の締結について(室原地区防災拠点造成工事) |
| 日程第13 | 議案第99号 | 工事請負契約の締結について(本庁舎改修工事(第3期)) |
| 日程第14 | 議案第100号 | 工事請負契約の締結について(浪江町南産業団地造成工事その2) |
| 日程第15 | 議案第101号 | 工事請負契約の締結について(山田ため池環境保全整備工事) |

| | | |
|-------|---------|---|
| 日程第16 | 議案第102号 | 工事請負契約の締結について（八竜内ため池環境保全整備工事） |
| 日程第17 | 議案第103号 | 工事請負契約の締結について（麦ノ沢ため池環境保全整備工事） |
| 日程第18 | 議案第104号 | 物品購入契約の締結について（復興まちづくり支援施設カーテン・ブラインド等備品購入） |
| 日程第19 | 議案第105号 | 物品購入契約の締結について（復興まちづくり支援施設什器備品購入） |
| 日程第20 | 議案第106号 | 工事請負契約の変更について（本庁舎改修工事（第2期）） |
| 日程第21 | 議案第107号 | 工事請負契約の変更について（台風19号道路災害復旧工事（1）） |
| 日程第22 | 議案第108号 | 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（3・4工区）） |
| 日程第23 | 議案第109号 | 工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工2）） |

出席議員（15名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 武藤晴男君 | 2番 | 紺野豊君 |
| 3番 | 吉田邦弘君 | 4番 | 佐々木恵寿君 |
| 5番 | 小澤英之君 | 6番 | 半谷正夫君 |
| 8番 | 佐々木茂君 | 9番 | 山本幸一郎君 |
| 10番 | 高野武君 | 11番 | 渡邊泰彦君 |
| 12番 | 松田孝司君 | 13番 | 平本佳司君 |
| 14番 | 佐々木勇治君 | 15番 | 山崎博文君 |
| 16番 | 紺野榮重君 | | |

欠席議員（1名）

7番 紺野則夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|-----|
| 町 | 長 | 副町長 |
| 吉田数博君 | 佐藤良樹君 | |
| 副町長 | 教育長 | |
| 小林弘典君 | 笠井淳一君 | |
| 代表監査委員 | 総務課長兼 選挙管理委員会書記長 | |
| 山本邦一君 | 横山秀樹君 | |
| 企画財政課長 | 産業振興課長 | |
| 西健一君 | 清水中君 | |
| 農林水産課長兼 農業委員会事務局長 | 住宅水道課長 | |
| 金山信一君 | 木村順一君 | |
| 建設課長 | 教育委員会事務局 教育次長兼 | |
| 戸浪義勝君 | 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長 | |
| 会計管理者兼 出納室長 | 浪江町図書館長 | |
| 中野隆幸君 | 蒲原文崇君 | |
| 健康保険課長兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長 | 住民課長 | |
| 掃部関久君 | 柴野一志君 | |
| | 介護福祉課長 | |
| | 松本幸夫君 | |

職務のため出席した者の職氏名

事務局長 吉田厚志 君
書記 鎌田典太郎 君

次長 兼中 係野 長夕華子 君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎認定第1号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、認定第1号 決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑は会計ごとに行います。

令和2年度浪江町一般会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

その前に発言者に申し上げます。会議規則のとおり起立して議長と呼んでください。その次に番号を述べてください。

16番、紺野榮重君。

- 16番（紺野榮重君） それでは、何点か質問させていただきます。

主要な施策の成果の中で質問をさせていただきます。

まず、55ページ、農業振興事業、最後の行で、新規就農者確保促進事業補助金というふうなことで258万、具体的なこの成果についてお伺いをいたします。

それから62ページ、森林振興事業は、この幾世橋地区が大変多いわけですけれども、場所選定の基準、そういうふうなものはどうなっているのか、お伺いをいたします。

それから66ページ、交流・情報発信拠点の施設整備事業指定管理業務3,750万というふうなのは、これは何を基準にして決められるのか、お伺いをいたします。そして、また指定されている業者の役割をお伺いたします。

それから67ページ、産業団地整備事業、北産業団地公園整備工事495万円、それから敷地環境整備委託料1,344万円、もう少し詳しく説明していただきたいというふうに思います。

それから82ページ、請戸住宅団地整備事業、請戸地区に災害公営住宅26戸及び防災集団移転の16区画が整備をされました。16区画の売買に当たっての条件というふうなものは何か。また、現在は何区

画売買成立されたのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、答弁。農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） まず、1点目の主要な施策の成果56ページの上から2行目、新規就農者確保促進事業補助金258万円の成果ということでございます。

まず、新規就農者の方は、最初経営が安定しなかったり新たに参入してきた方は、住居の確保というところでお困りのこともございますので、そういった方に収入補填ですと上限10万を最大2年間、それからアパート等の住居確保に対する家賃補助として上限6万円の最大2年間ということで実施してございます。この258万でございませけれども、内訳といたしましては、2名の経営者の方に収入補填を実施しておりまして、また、プラスそのほか1名の方に家賃補助を実施しているということで、3名の方に対して補助を実施したところでございます。

続きまして、主要な施策の成果62ページでございます。

森林振興事業についてのご質問でした。

主にふくしま森林再生事業の内容かと思われませけれども、北幾世橋が中心となっているということでございます。こちらなかなか震災後、手がつけられていなかった森林に対して、県の補助事業を活用して実施している事業でございませ。なかなか森林内の空間線量の関係もございませので、まずは空間線量の低い東側から事業を実施しているということで、その後、どんどん状況を確認しながら西側に広げていくという内容でございませので、まずは東側の棚塩地区であったり、北幾世橋地区、それから、西側の藤橋地区辺りについて今検討が進んでいるところでございませ。

以上でございませ。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 主要な施策の成果のご質問についてお答えいたします。

まず、66ページ、指定管理料3,750万をどうやって算定しているのかということでございませが、再三申し上げておりますとおり、道の駅全体の中の営利部分、そして非営利部分すなわち公的な部分の面積を確定いたしまして、全体の中の公的部分の維持管理費、人件費、福利厚生費、これを算定いたします。しかしながら、その中で公的部分から施設の使用料など収入もございませので、その分を差し引き、年間5,000万という形になりまして、昨年度は7月からの計算で、その12分の9ということで3,750万となっているわけで

ございまして、そこの公的部分に対しても、それを委託を受けた指定管理者はきちっと維持管理し、公的な目的も果たすべく努力するという義務がございます。

次に67ページ、産業団地関係の北産業団地公園整備事業495万円でございますが、北産業団地一昨年完成して、その後、昨年残りました北側の公園の部分の整備を行ったものであります。植栽、ベンチを2つほど行ったものでございます。

次に、敷地環境整備委託料1,344万8,672円の中身でございますが、棚塩産業団地年間の草刈りなどの管理、北産業団地の年間の管理、藤橋産業団地の草刈り、特に斜面部分の難しい部分の草刈り、ほかにはちょっと敷地の看板を直したりという細かいのがありますけれども、そういうのを合算して1,300万となったわけでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、主要な施策の成果82ページ、請戸住宅団地整備事業の中で買取りの分譲地の条件につきましては、東日本大震災におきまして津波の被害に遭われた方が対象者となっております。また、現在の売買状況でございますが、1区画が売却済みとなっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。

○16番（紺野榮重君） 16番、紺野榮重です。

再質問させていただきます。

森林振興事業ということで再質問しますが、今後、財源はどういうふうになっていくのかということと、町民の税負担というものは、どういうふうになるのかお伺いをいたします。

それから67ページの産業団地整備事業ですけれども、敷地環境整備委託料という1,344万円、これは棚塩、それから藤橋、北産業団地ということでの合計のようでありますけれども、これは今後とも毎年こういうふうな金額がかかってくるのか、お伺いをいたします。

それから最後に、請戸住宅団地の中での16区画整備した区画の条件という中では、聞き漏らしたかもしれませんが、何年間のうちに、それを住宅を建設しなければならないということも、その条件にあるのではないかとこのように思いますけれども、その点をもう一度お伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 森林に関する整備の財源について、それから税の関係についてご質問をいただきました。

当面については、現在実施しているふくしま森林再生事業、県の補助事業であるそういった事業を使って進めてまいりたいと考えています。まだ終期が明示されておりませんので、具体的な間伐や丸太筋工のような流出防止対策ができるということで、そういったことを活用してまいりたいと考えております。

一方で、まず県の課税でございますが、平成18年より皆様から県内の個人から1人1,000円ということと、それから法人均等割の10%をいただいているということで県の財源があると。それから、国の財源として、令和6年度から1人1,000円課税が始まるということで、それとは別に国民の財産である森林をしっかりと整備していくというのがあります。今後、その整備、今回のふくしま森林再生事業とそれから新たに財源確保され、町に財源が来るものを有効に活用するというバランスを取っていかなくてはならないと考えております。これからどういったふうにするか計画を立て、それから納税者の皆様の関心とか、町ではどういったふうに使っているんだという質問に答えられるように進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 主要な施策の成果67ページの産業団地の維持管理料は、今後毎年このようにかかってくるのかというご質問でございます。

まず、心がけといたしまして、この産業団地から上がってきます地代、平米当たり118円程度の地代を、この維持管理料に充てていくという方針でやっています。やはり共用部分に関しては、今後もかかってくるけれども、分譲でなくこれ賃貸ですので、賃貸した方がやはり使った部分については、その方がやっていくということになりますので、やはり南産業団地が加わって維持管理料は一旦増えるというものの、張り付けが進んでいけば、共用部分のみの維持管理となってきますので、少しずつその金額は減っていくと思えます。もう少しの間は増えていくと思えますが、何年か後には、減少傾向になっていくと思えます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、施策の成果82ページ、請戸住宅団地の買取りの条件ということで、条件につきましては、契約の日から2年以内に住宅を建築していただくというようなこととなっております。

以上です。

- 議長（佐々木恵寿君） 16番、紺野榮重君。
- 16番（紺野榮重君） 16番、1つだけ再々質問をさせていただきます。
幾世橋の復興団地におきましても、この土地のみを売買されたというふうに思うんですけれども、条件は守られているのかどうか。そしてまた、これが守られていないとすれば、そういうことをどういうふうに指導していくのかお伺いをいたします。
- 議長（佐々木恵寿君） 建設課長。
- 建設課長（戸浪義勝君） 幾世橋団地におきましても、契約をいただいている中で、まだ住宅を建てていただけない物件があるのは確かでございます。ただ、現在のこういった震災の状況を鑑みまして、現在のところはできるだけ早めに建てていただくように、ご連絡をして促しているところでございます。
以上です。
- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
15番、山崎博文君。
- 15番（山崎博文君） それでは、まず歳入決算書のほうから、46ページ、款1町税関係で、個人のほうの滞納繰越分194万9,083円が未済額となっております。この内訳、年度別に未済額が分かれば教えてくださいたいと思います。
また、項3の軽自動車税で滞納繰越分の不納欠損額5万200円が出ております。この不納欠損の理由を教えてくださいたいと思います。
次に、同じく決算書ではページで言うと83ページ、款2の総務費の不用額約10億出ています。元年度の不用額は約7,700万ですので、大幅に不用額が増えました。その大きな要因に決算書96ページ、節24の基金への積立金の不用額が大きな要因を占めていると思いますが、その要因は何ですか。お伺いします。
次、決算書87ページの節で申し上げます。12の委託料の一番下、広報発送振り分け業務委託料290万9,250円が決算となっております。この業務委託に関しては元年度は計上がありませんでした。2年度の予算審議の際、予算化されていたことを気がつけばよかったんですが、ちょっと気がつきませんでしたので、改めて2年度計上となった理由についてお伺いします。
次に、今度は主要な施策で申し上げます。
23ページ、事業で言いますと、ICTを利用したきずな再生強化事業、これちょっと正誤表が出ましたので、ちょっと目についたものですからお聞きします。事業費が5,084万3,153円ということで、決算書では87ページ、節今申し上げた12の委託料の中のきずな再生

支援システム委託料4,903万8,198円が本事業の一部かなと思います。この総事業費との差額の詳細を説明をお願いします。

次、26ページ、町内コミュニティ再生支援事業で、支援専門員によるコミュニティ再生支援において、行政区長や町内居住者へヒアリングを実施したとの記載があります。このヒアリングでは、どういった意見などが出て、それら意見をどう活用したか、どう生かしたか。施策の成果の点でお伺いします。

次32ページ、町内サポートセンター運営事業の通所介護形式ですが、一樹サポートセンター利用実績を見ますと、元年度に比較すると登録人数が6名減、延べ利用者数が669名の減、また、次ページの町内サポート運営事業訪問介護形式ですが、サンシャインサポートセンター利用実績で前年度比で登録人数が4名増、延べ利用者数が782名の増となっております。それぞれの事業利用の減と増についての分析はどうされているか、お伺いします。

あと2点ほど、34ページ、これは介護関連施設整備事業ですが、2年度事業費約4億8,000万、3年度へ繰越額が約7億8,000万ですから、総額約12億6,000万円で現在整備中です。整備完了が待たれますので、改めて利用開始になる時期は、いつ頃を予定しているのか、お伺いします。

最後、主要な施策の87ページ、海外学習事業です。2年度は多分新型コロナウイルスの影響だと思いますが、2泊3日の磐梯高原猪苗代方面で実施し、事業費約270万円でした。元年度の海外学習は、5泊6日、オーストラリアケアンズで実施し、事業費は約550万円。異文化体験交流語学研修等を通じて、言葉や文化の違いを学び、異国に対する理解を深めるという本来の目的を、磐梯高原猪苗代方面で果たせたのかと、ちょっと疑問です。また、参加者数13名ですから、単純計算で1人当たり事業費から考えると20万円になります。ちょっと高額ではないのかなと思っております。魅力ある特色ある学校づくりの一環として海外事業は評価しますが、この2年度に行った事業の成果はどうであったか。お伺いします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（柴野一志君） 45ページから46ページでございます。

款1町税、項1町民税、目1個人ということで、個人の滞納繰越分収入未済額194万9,083円の年度別の内訳ということでございまして、まず初めに令和元年度分が141万693円でございます。それから平成30年度分ということで30万805円、続きまして、平成29年度ということで16万5,608円でございます。最後に、平成27年度分とい

たしまして7万1,977円という形になっております。

それから続きまして、同じページの項3の軽自動車税の目1種別割のところ、不納欠損が5万200円ほど出ているということで、この内容ということでございます。

不納欠損につきましては、地方税法の18条1項ということで、消滅時効適用ということになっております。具体的な納税義務者との交渉内容でございますけれども、このうち半数程度が震災被災車両ということで、その手続を行えば減免というような形になられる方だったんですが、そういった方に、そういう内容で早めに手続を取ってほしいというような話で交渉していたところでございますけれども、なかなかそういったところに応じてくれないというような形で5年が過ぎてしまったというようなところがございます。そういったところが多くあるということでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） では、決算書の87、88ページでございます。下から4行目になります。広報発送振り分け業務委託料でございますが、こちらは浪江町内で臨時職員の方の確保がなかなか難しい状況がございまして、令和元年までは二本松事務所の臨時職員の方に作業をお願いしていた経過がございました。二本松事務所のほうの臨時職員の方の人員削減がございまして、お願いが難しくなりましたので、委託という形で実施をしたものでございます。

続きまして、96ページでございます。

項24積立金の不用額9億3,240万4,675円が計上されてございます。積立金は基金型の事業がございまして、国や県から、基金型事業の財源として歳入があった場合に、それを一度基金に積んで、それを使うときに繰入れをして使うというその積立金でございます。この不用額9億円でございますが、国県からの歳入のほうでも予算計上してございまして、それが55ページになります。下から2項目めの自立帰還支援雇用創出企業立地補助金、こちら予算計上しておりますが、収入がゼロになってございますが、こちらのほうが年度またぎのぎりぎりの調整になってございまして、令和2年度に歳入になるか、令和3年度の歳入になるか。ぎりぎりの調整でございましたが、令和3年度の歳入になるということになりまして、こちらの歳入がございませんでしたので、積立てのほうもしなかったというものでございます。

続きまして、主要な施策の成果でございます。23ページ、ICTを利用したきずな再生強化事業と決算書87ページの委託料との差額

についてというご質問でございました。主な歳出は、先ほどご指摘ありました委託料のきずな再生支援システム委託料の4,903万8,198円、このほかに歳出がございましたものは、役務費として通信運搬費144万1円、こちらはサーバー関係、アプリケーションを使いますので、そのサーバーとの通信費になります。それから手数料として30万8,330円、こちらは福島民報社からお悔やみ情報ですとか、そういったウェブ情報を転載させていただいておりますので、その手数料となっております。それから事業費として消耗品費5万6,624円を計上しております。合計いたしますと5,084万3,153円となるものでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 主要な施策の成果26ページの町内コミュニティ再生支援事業でのヒアリングとその活用についてでございます。受託事業者からの報告によりますと、集いの場の設定に関する意見が多く感じられますので、町としましては、行政区活動補助金、こちらのほうを交付しておりますので、これを有効に活用いただき集まりの機会とか、それから交流の機会を持っていただけるように取り組んだところでございます。

また、安全という面から防犯、それから防災に関するものが心配だという意見も多く見受けられましたので、これを踏まえまして、支援専門員と連携をしながら自主防災組織の設立に向けた取組等を始めたところでございます。

そのほか様々な御意見をいただいておりますが、我々担当課のほうだけで対応できる問題には限りがございますので、企画財政課などとも情報を共有しながら、今後の施策への参考とさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西健一君） 申し訳ございません。先ほどの説明でちょっと誤った説明をしたところがございました。最後の主要な施策の成果23ページのICTを利用したきずな再生強化事業の最後にご説明申し上げました事業費の部分で「消耗品費」と申し上げてしまいましたが、「印刷製本費」でございました。申し訳ございませんでした。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 32ページ、町内サポートセンター運営事業通所介護形式、登録人数、利用者数の減の分析について、こち

らにつきましては、コロナ禍により利用を控えている方がいたことによるものでございます。

続きまして、33ページ、町内サポートセンター運営事業訪問介護形式、登録人数、利用者数の増の分析について、こちらにつきましては、帰町住民の増、町内の介護認定者の増により利用が増えていることと、家事などの生活援助については、訪問型のためコロナ禍による利用を控える方が少なかったことによるものでございます。

続きまして、34ページ、介護関連施設の開所時期について。こちらにつきましては、本体工事については12月、外構については3月の工期で進めておりますので、その後、若干の準備期間が必要なため、令和4年度の早い時期に開所できるよう進めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問の主要な施策87ページ、海外学習事業について、ご答弁させていただきます。

まず、ご質問の中で、目的が果たせたかどうかということですが、今回、議員おただしのとおり、新型コロナウイルス感染症拡大の状況があることから、海外ではなく県内での事業とさせていただいております。その中で、海外学習、異文化交流をすることができるようにということで、事業者のほうと相談をさせていただきまして、県内の留学生を招聘しまして、その中でいろいろな体験、英語コミュニケーションであったり、英語ゲームであったり、あと施設見学を班行動でその留学生と一緒にいたりということで、1日中その英語だけの中の生活で留学生と交流をして英語を学んだというところでございます。

成果としまして、帰ってきてからアンケートを取ったところでございますが、子供たちからも英語学習に意欲が出たとか、英語学習時間が増えた。また家庭からでも、外国に興味を持ったようだというところであったりとか、英語に対してかなり改善されたという報告を受けているところでございます。

また、費用についての部分でございますが、こちらは子供たちのそういった費用、旅費のほかに、今ほど言った留学生等と現地で体験するプログラムの費用が入っているという部分と、あとこの学習期間だけじゃなく、事前事後学習ということで、そういった学習の費用が入っているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） まず税関係で言いますと、これ毎年度、私この

収入未済のほうは質問しておりまして、今年度はしっかり年度別に数字を抑えて整理されているなどと思いました。質問した理由も多分5年時効という面に努め、なるべくないようにというような指摘をしたく質問しましたので、ぜひそのような収納率アップに努めていただきたいと思います。これはお答えは結構です。

その中で、2点ほど、まず、町内サポート運営事業に対する再質問になりますが、通所介護形式では、委託料が前年度より約1,200万円の減になっております。これはコロナによって利用者が減ったということでしょう。ただ、それは理解できるんですけども、訪問介護のほうで、利用実績が前年比増えているにもかかわらず、委託料が約前年度より200万円減になっています。ちょっとどういう意味か理解できませんので、委託料減の理由を再質問します。

最後にもう1点だけ、この海外学習は、今年度3年度も事業予算化されていると思いますが、今の段階でどういう状況なのか。実施を含めてどういう考えなのか、お伺いします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 33ページ、町内サポートセンター運営事業、訪問介護形式の委託料の減につきまして、こちらにつきましては、年度途中で職員が退職したことによるものの減でございます。以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 海外学習の今年度の予定でございます。本来、夏休み期間中に実施するというのを予定しておりましたが、やはりコロナの感染拡大が懸念されたということで、延期をしているところでございます。今のところ、冬休みの年内中に実施したいということで調整をしているところでございます。やはり、今年度もコロナの影響があることなので、海外というのはちょっと避けて、今回は国内で計画しております。予定では岩手県のほうにあります自然学習ができる施設があります。そこで自然学習を通しながら、昨年度と同じように留学生を招いて、英語の中でそういった遊び、それからレクリエーションを通して、英語の教育をやっていくというような形を計画しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 主要な施策の成果について2点だけお尋ねしたいと思っています。

まず、45ページの食品等放射能簡易検査事業、実績として基準値超えが検体数62件とありますけれども、これ全部町内産なのか、確認したいと思っています。

あと80ページ、空き家等実態調査事業について空き家対策を推進するため、都市計画用途地域において空き家等の実態調査を行ったとなっています。ただ、空き家等候補数と数値がありますけれども、これどういった状況で現在住める状況とか、こういう確認をしたいと思っています。あと、今後、都市計画外もやっぱり調査する考えなのかお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関久君） この基準値超検体につきましては、町外のものもあります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 80ページ、空き家実態調査についてでございますが、空き家等候補数こちらのほうは、受託業者が現地に行きまして目視点検、あるいはこちらで水道の開栓状況等を調査しまして、この建築物数に対して出した候補数であります。あと、調査の区域なんですけれども、今年度、この以外の区域をやっている一応全体で避難解除区域を調査する予定であります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 私のほうからは主要な施策のP26と40ページと2点お聞きしたいと思います。

総務費の関係なんですありますが、町内コミュニティ再生支援事業の中の震災関連事業の中の支援専門員による町内活動支援ということで、これ5点上がっているのかな。この事業というのは、地域づくり支援専門員を町内に配置し、町内コミュニティの再生や地域課題の解決に向けて支援を行ったと書いてあります。その中で環境美化活動、西台、権現堂、上ノ原、苧宿、この4か所だけ2年度やったと思いますが、この分の部分ですと、避難指示解除の一部というのは浪江の中というのは、帰還困難区域が全部入ると思うんですが、この根拠をお聞きしたい。2年度の西台、権現堂、上ノ原、苧宿の関係の環境美化活動の分をやったというんだけれども、そのほかにもあるわけです。ほかの地域も重点的に行ったということだ思うんだけれども、その根拠をまずお聞きしたい。

あと、防犯点検活動権現堂と書いてありますが、今ほどと同じで、

解除しているのはまだほかもありますよね。なぜここを重点的にやっているのか。その部分もお聞きしたい。

この2点と46ページのほうからちょっとお聞きしたい。40ページか。お聞きしますが、民生費の関係の中で、二本松とか本宮市内及び南相馬市内において、生活支援バスを運行して復興住宅等の避難する町民の生活の安定と利便性の向上を図ったとあります。この中の運行状況を3行路、二本松から本宮市内、毎週月水金、本宮、二本松、浪江町、毎月第2、第4木曜、南相馬から浪江町、毎週月水金とありますけれども、この運行日数とか利用人数見ても、本当少ないんであります。費用の関係もあると思いますが、今後やっぱり形を変えたほうが良いと思うんでありますけれども、どのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

以上3点です。2点か、よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 町内コミュニティ再生支援事業におけます地域づくり支援専門員による町内活動支援の件でございますが、こちらの環境美化活動の件でございますけれども、ここにありますように地域づくり支援専門員が主体となってやる事業ではございません。各行政区なり地域なりからお手伝いをお願いしますと言われた場合に、そういった活動を支援すると、協力しているというような形でございます。西台、権現堂、上ノ原、苧宿地区のほうからそういった要請があったことによりまして、地域支援専門員のほうが支援活動を行ったということでございます。ほかの地区につきましても、要請があれば、そういった形で支援専門員のほうが支援、あるいは協力を伺うことになろうかと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 40ページの生活支援バス運行事業の利用状況についてお答えします。

こちらにつきましては、今年度南相馬、中通り地区についてアンケート調査し、今後の利用状況について確認をしている状況でございます。このアンケート結果を基に再度検討していきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、紺野豊君。

○2番（紺野 豊君） 26ページのほうの関係の総務課長からお答えあったんですけども、一応は上がっているところだけやったというわけですよね。上がるから上がった分だけ、環境美化運動については、その地区から上がった。それでもやっぱり不公平的な部分ある

んじゃないか。上がらないから人が住んでいるのはみんな同じですよ、根本的には。上がらなかったら上がったところだけやるんですか。町内に二十何ぼの区があるわけだ。この中で上がらないからやらないというのはおかしいわと思います。上がったからやるという部分なだけではおかしいかと思うんだけど、今後はやっぱり上がらなくてもいいから皆さんに帰っていただくための活動はあると思うんです。そういう意味であれば、やっぱり4か所だけじゃなくて、全体的に見る部分あると思います。なんでね、今後は一応4か所上がった分じゃなくて、やっぱり地域性も上がったところはあるかも分かんないけれども、やっぱり平均的な部分の中でやっていきたいと思いますので、これは要望にしておきたいと思います。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 施策の成果の78ページでお願いします。集落の鳥獣害対策防護柵ということなんですけれども、一応この事業は国の支出でありまして、事業年度はたしか令和3年度の3月いっぱい終了というふうに前に聞いた記憶がございますけれども、この事業の継続、今後の事業計画というか継続というか、その辺の考えを伺いたいと思います。

あと、同じく主要な施策の成果の90ページをお願いします。

埋蔵文化財の発掘調査事業ということなんですけれども、当然、土地の使用目的があるということで試掘ということであると思いますけれども、この調査範囲、要するに場所選定に当たり、その調査の範囲、場所と広さとこれ何を基準にして選定して決めているのか。その辺を伺いたいと思います。

以上です。2点、お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 78ページ、鳥獣柵の使用料の件でございまして、こちらのほうは、議員おっしゃるとおり、昨年度で終了の予定でありました。ですが、効果があるということで、地区の西台行政区のほうから設置継続の要望が出されました。それで、こちらのほうで国と交渉した結果、今年度も予算がついたということで継続事業として実施しました。来年につきましては、今のところまだ未定でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 主要な施策の成果90ページ、埋蔵文化財発掘調査事業の発掘の範囲についてのご質問だと思います。こちらにつきましては、まず町のほうにどういった埋蔵文化財があるかということで分布図がございます。そこに今回、いろいろな事業がありますけれども、その事業で事業範囲となった部分が合致した場合に、その中でその分布図と照らし合わせながら発掘範囲というのを定めて調査をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 先ほどの78ページですか、これは本年度の予算がついたと。ただ来年度の見通しはつかないと。一応前のたしか私の担当委員会の中の説明では、事業計画が終わっても、ただ今年度はこれはリースなんですから、当然10億円は国の財源の出どころですか、やはり国のほうの全額出資という計画で結構何かその辺ちょっと伺いたいと思います。

あと、90ページ、これは町のほうに原図があると、大体埋蔵の分布図ですか、そういうのがあるという説明でしたけれども、一応、試掘調査は多分やると思います。試掘調査をやった上で、なおかつ当然試掘の後に本発掘ということになると思いますけれども、本発掘をいたしまして、広さはどのぐらいの広さになるのか私はもちろん分かりませんが、その中でもっと広範囲にわたるような可能性が出てきたという場合は、その辺の解釈はどうか。これからももっと拡大してやるのか。その辺で試掘だけで終わったのは調査範囲で決めたところをやればそれで終わりなのか。その辺お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 鳥獣柵のご質問に対してですけれども、こちらのほうは、賃借料ということで、レンタル料を払っているという形でございます。今後もそういった形で設置の行政区のほうが望むならば国の予算で設置されると。望まないならば国の予算で撤去という形になると考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 埋蔵文化財調査についてのご質問でございますが、ご承知のように試掘調査でございますが、あくまでも試掘りでございます。その中で重要なものが出てくれば、試掘範囲も広げたり、さらに重要なものが出てくれば、本発掘ということになるかと思っております。それについても県の文化財課と調整しながら本

発掘が必要なのかどうかというのは協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。

○10番（高野 武君） ただいまの説明ですけれども、78ページのほうは了解しました。

90ページ、これは今後試掘して、いろいろな埋蔵物が出るという可能性は十二分に考えられます。そこで、やはり当然現在の埋蔵文化財の保管場所等もこれからの対象になってくるのかなとは思いますが、埋蔵文化財に関して、保管場所とあと最終日に請願として上がっています。要するに埋蔵文化財を保護して保管して等々いろいろございますので、その辺も十分考慮していただければなと思いますので、以上、これは要望で結構ですので、よろしくお願ひします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 5番。

今の90ページの郷土芸能復興支援事業に関連して質問をいたします。活動が困難な団体について用具等を預かり保管を実施したというふうなことで、浪高だったでしょうか、そちらに保管しているというふうな話は聞いているんですが、基本的にいつまで保管を継続するのか。それと一部地区によっては、地元で保管できないというふうな意見もあるんですが、そういったものに対して、どのように考えていらっしゃるのか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 郷土芸能文化等の用具等の預かり保管についてでございますが、今後につきましては、現在、収蔵庫保管庫についての建築を予定しております。予定では、今年度実施設計、来年度建築となりますので、その後はその収蔵庫の中でお預かりをして保管をしていければというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） 主要な施策の84ページ、浪江町防災推進事業のうちの84ページの浪江町地域防災計画推進事業で、決算書は186ページ、その事業費が322万4,100円となっています。この内容が主要な施策で、町長はじめ町幹部が参加し災害対策本部演習や外部講習と書いてあります。その320万円の値段の内訳というか、この

決算書では、何か業務委託とこうなっている部分もありまして、外部講師の研修は職員が何人参加して幾らか。ここのちょっと詳細をお聞きします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） まず、地域防災計画推進事業の内訳でございますが、こちらの作成業務委託料として322万4,100円となっております。

それから研修の人数については答弁調整をお願いしたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、答弁調整のため暫時休憩します。
(午前 9時58分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時04分)

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 研修のほうですが、こちらのほうにつきましては、2回ほど開催しておりまして、講師の方につきましては、先ほど申しました委託料の中で委託している事業者のほうから手配してきていただいておりますので、経費のほうは委託料の中に含まれているものでございます。

それから研修のほうの参加人数ですが、およそ40名ほどでございました。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 9番、山本幸一郎君。

○9番（山本幸一郎君） ちょっと再確認なんですが、先ほど2回の研修実施で40名、内容はこのコロナ禍でどのようなことをされたか。簡単に防災及び原子力防災の研修となっておりますが、このちょっと内容を40名で322万4,000円等々かかっているの、ちょっと委託の内容をもう少し詳細に説明をお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 総務課長。

○総務課長（横山秀樹君） 中心としては、防災ハザードマップ、これを活用した研修が主なものとなっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
次に、令和2年度浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
次に、令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。
15番、山崎博文君。
- 15番（山崎博文君） 1点ほど確認したいと思います。
主要な施策の101ページ、医療費適正化事業についてですけれども、事業費と同額が国県支出金になっております。元年度は一般財源からこれは捻出していたと思いますので、国県支出金になった理由についてお伺いします。
- 議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。
○健康保険課長（掃部関久君） 医療費適正化事業ですが、令和2年度より県補助金である保険給付費等交付金の特別交付金のうち、県繰入金2号分の対象となりました。
以上でございます。
- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
次に、令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
次に、令和2年度浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
次に、令和2年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
次に、令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
次に、令和2年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につ

いて質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和2年度浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

次に、令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

以上で認定第1号 決算の認定についての質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより認定第1号 決算の認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。
-

◎議案第89号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第89号 浪江町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第89号 浪江町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第89号は原案のとおり可決されました。

◎議案第90号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第90号 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第90号 福島県新産業創出等推進事業促進計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第90号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第91号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第91号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第91号 福島県特定事業活動振興計画に基づく町税の課税免除に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第92号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第92号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第92号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

◎議案第93号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第93号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第93号 浪江町復興産業集積区域における町税の課税免除に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

◎議案第94号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第94号 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第94号 浪江町企業立地促進区域及び避難解除区域等における町税の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

◎議案第95号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第95号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第95号 浪江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第95号は原案のとおり可決されました。

◎議案第96号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第96号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第96号 浪江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

◎議案第97号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第97号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 5番です。

認定及び廃止ということになっているわけなんです、今回のこの3063の路線について、始点と番号が同じで廃止認定と。要するに簡単に言いますと、距離が短くなるとか終点が異なりますよというふうなことだと思うんですが、手続において変更ということにはならないのか。その点、確認させてください。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、ご質問にお答えをいたします。

路線の中で、延長が変わる場合につきましては、基本的には一旦廃止をして、それから認定というような手続を取らせていただいております。変更につきましては、路線の中で一部のルートが変わるとか、そういったことについては、台帳上の中で、道路改良とかによりまして路線のルートが変わる場合につきましては、内容変更というだけで対応しているところでございます。よろしくお願いたします。

○議長（佐々木恵寿君） 5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） すみません。分かりました。それで廃止だけの場合、今度その場合はもう路線番号は永久欠番というふうなことでよろしいんですか。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） その番号は欠番というような形になります。

- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第97号 浪江町道路線の認定及び廃止についてを採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第97号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第98号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第98号 工事請負契約の締結について（室原地区防災拠点造成工事）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第98号 工事請負契約の締結について（室原地区防災拠点造成工事）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第98号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第99号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第99号 工事請負契約の締結について（本庁舎改修工事（第3期））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 15番。

本庁舎改修工事に関する議案で、資料2のほうで質問したいと思
います。選定方法は公募型プロポーザル方式だと。それでずっと下
に行って、参加事業者数2社になっております。もう1社差し支え
なければ、どこだったか教えていただきたいと思ひます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

もう1社がヤマト・小黒・浪江・土田特定建設工事共同企業体で
ございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） じゃ、もう1社のほうは分かりました。

それでは、次の2ページで、満点で720点と今回選定された業者
は、評価点数が660点となっております。もう1社のほうは何点で
したか。これは公表できますか。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 529点でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） もう1社は529点と。その大きな点数による違
いは何だったのかという質問になるんですけども、その前に審査
の評価項目に地域精通度とあるんです。地域精通度でいうと、この
選定された業者の名前は私は存じ上げません。もう1社のほうは地
元のほうもJV組んでいるのかなというふうになお聞きしてそうか
なと思ったんですけども、まずは、この評点に差が生じた主な理
由、さらに地域精通度については、どのようなお考えで選定され
たのか。評点にされたのかお伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 提案の主な違いを申し上げたいと思
いますが、見積価格自体はヤマト・小黒・浪江・土田特定建設工事共
同企業体のほうが低うございましたが、そこから国からの補助金見
込額を差し引きました差引き町負担額につきましては、選定候補の
事業者のほうが低かったものでございます。二酸化炭素削減量につ
きましては、議案の選定候補者の業者のほうが多いというものでご
ざいました。それから、ランニングコストを加えました15年間のラ
イフサイクルコスト、こちらは選定候補者の事業者のほうが低いと
いう結果でございました。それから太陽光発電につきましては、省
略して申し上げますが、ヤマトJVのほうを設置量が多い。それか

ら蓄電池につきましても、ヤマト J V のほうが容量が多い。工期につきましても、大成温調 J V のほうが短いというような提案でございました。地域精通度につきましてもは答弁調整をお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、答弁調整のため暫時休憩します。
(午前 10 時 27 分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 10 時 28 分)

○議長（佐々木恵寿君） 答弁。副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 先ほど、もう 1 点のご質問でございましたが、いわゆる地域精通度につきまして、私も委員長としてこの選定に参加させていただきました。申し上げますと、地域精通度に関しての点数の差については、大きく開きはなかったということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第 99 号 工事請負契約の締結について（本庁舎改修工事（第 3 期））を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第 99 号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 100 号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 14、議案第 100 号 工事請負契約の締結について（浪江町南産業団地造成工事その 2）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
8 番、佐々木茂君。

○8 番（佐々木茂君） 前に鹿島 J V の設計変更ということで 15 億くら

い上がったかと記憶しておりますけれども、今回の工事についてこれ造成工事ですから、しっかりとしたボーリング調査とか、それをなされているのかどうか。これをちょっとお聞きします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため暫時休憩します。
(午前10時31分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時33分)

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時50分まで休憩します。
(午前10時33分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時50分)

○議長（佐々木恵寿君） それでは、答弁。産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 先ほどご質問ありました南産業団地の事前に試掘調査などは行っているかというご質問ですが、平成29年度にこの部分について試掘調査を行っており、今回造成に当たり準備を進めて、これに臨んでおります。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 簡単にボーリングしたということの答弁で結構だったかと思いましたが。ただ、大平山の土地というのは、シルト岩とか、あれに覆われていて、多分中の中枢以降には、昔石炭になり切れなかったピートというものが多分存在するんだろうと私は見えています。ですから、そのピートが多少水分を含むと地面がゆるむような感じがしているものですから。どうしてもそれが出てくると支持杭を打つか打たないか、それは分かりませんが、地盤が安定しないおそれがあるのではないかと。それがまた設計変更につながっていくのではないだろうかという、私はそういう見方をしているわけです。そういうことで、ボーリングしたということであれば信じてみたいと思います。

それと、入札の結果なんですが、2つの共同企業体だけなんです。これだけの大型工事になると県のAランクに値する業者という浪江町では2つしかないんです。だから、この入札条件に県内業者としたのか、町業者に限るとしたのか。ジョイント構成の仕方、これについて教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 入札はこちらに書いてありますとおり、制限付一般競争入札ということで条件を付させていただきました。これはJ Vを組んでほしいということで、土木に関して1,500点以上とサブのほうは800点以上でいいという形で、そういう条件を付しましたが、サブのほうは町内の業者800点以上となりましたものですから。いわゆるチャンピオンのほうは県内業者も入れるところもあります。サブのほうでは町内の800点という制限があり、そちらと組まなくてはならないということもあったものですから、なかなかそこでそんな数は多くなかなかったのかと推察しております。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、佐々木茂君。

○8番（佐々木茂君） 分かりました。町としては、やっぱり地元業者の育成とか地元業者に受注機会を多く与えるという方向で検討されているんだろうということは理解しています。ただ、ちょっとこれだけの大きな工事で制限付一般競争入札ですから。もう5 J Vとか10とは言いませんけれども、ちょっと寂しいような感じがしています。というのは、建設業自体が復興事業もほぼ終わりました。こういう大型工事になると喉から手が出るほど欲しがるわけです。そうすると、もう少し競争原理が働くのかなというふうな感じもしています。ただ、2つの企業体だとよからぬうわさとか、よからぬことが起こりかねないので、やはりこのところは少し分からないように調整していただきたいなとこんな感じしております。

以上です。答弁いりません。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第100号 工事請負契約の締結について（浪江町南産業団地造成工事その2）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第100号は原案のとおり可決されました。

◎議案第101号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第101号 工事請負契約の締結について（山田ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第101号 工事請負契約の締結について（山田ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第101号は原案のとおり可決されました。

◎議案第102号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第102号 工事請負契約の締結について（八竜内ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第102号 工事請負契約の締結について（八竜内ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第102号は原案のとおり可決されました。

◎議案第103号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第103号 工事請負契約の締結について（麦ノ沢ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第103号 工事請負契約の締結について（麦ノ沢ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

◎議案第104号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第104号 物品購入契約の締結について（復興まちづくり支援施設カーテン・ブラインド等備品購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

12番、松田孝司君。

○12番（松田孝司君） 入札率が25.9%になっています。4社最高でも52%です。町として積算は適正に行われたかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） ご質問にお答えいたします。

今回のカーテン等備品購入につきましては、教育委員会当課のほうで設計書を作成いたしました。建築や土木工事と異なり単価や歩掛があるわけございませんので、業者に現場確認をしていただき、寸法を取った上で見積書を提出いただいて、その見積書を参考に設計をしたというところでございます。

以上でございます。

- 議長（佐々木恵寿君） 12番、松田孝司君。
- 12番（松田孝司君） カーテンにしてもかなり品質的に差があると思いますので、今度、現場を施工するときにきちんとやっぱりものを確認して行ってほしいと思います。要望です。
- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
- 10番、高野武君。
- 10番（高野 武君） このカーテンのほかにブラインドとあとロールスクリーンと3種類記載されております。この選定に当たり、何を基準にして、この3点に分けたのか、分別したのか伺いたと思います。
- 議長（佐々木恵寿君） 教育次長。
- 教育次長（蒲原文崇君） ブラインドの箇所、ロールスクリーンの箇所、カーテンの箇所とそれぞれあると思います。こちらうちの生涯学習系のほうで今後運用をしていくという形になります。その運用する職員のほうとどういった形が一番適切なのかということで検討させていただいたところでございます。事務室についてはブラインド等々、これまでの事務室もブラインド仕様にしておりますので、ブラインドとさせていただいているところです。そのほかについてはカーテンという形にさせていただいているところです。
- 以上でございます。
- 議長（佐々木恵寿君） 10番、高野武君。
- 10番（高野 武君） 私が思うには、日当たりのいい場所ということは、布カーテンの場合には、紫外線の関係でかなり劣化が激しくなるのかなという認識があるものですから。やっぱり何を基準にして、そのカーテンを選定したのかという形の答弁をいただきましたかです。要するに日当たり関係で選んだのか。ただ今の答弁では、職員の意向を重視したという形でしたけれども、日当たりとか、そういうものは参考の基準にはしなかったのか。再度伺います。
- 議長（佐々木恵寿君） 教育次長。
- 教育次長（蒲原文崇君） そういった日当たり等々も踏まえて、職員のほうでこれまでのふれあいセンターで公民館、図書館ございましたので、そこでの仕様と合わせながらどういったものかということを選定させていただいたというところでございます。よろしく願いいたします。
- 議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。
- 15番（山崎博文君） 今落札率、質疑の中で25.9%とありました。物品購入契約の低落札率の場合は、品質で安かろう悪かろうということが懸念されます。そこで、最低制限価格は今回設けていたのか、

お伺いします。また、設けていない場合は、設ける場合があるのかどうか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 最低制限価格についてでございますが、現在のところ設けてはございません。今後につきましても、当分の間、最低制限価格の設定は控えていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 15番、山崎博文君。

○15番（山崎博文君） 当分の間は控えていきたいという今答弁だったんですけれども、物品購入に関する契約の際は、最低制限価格は設けてはいけないようなことがあります。

実際、愛媛県の農機具を補助金使って購入する場合に、最低制限価格を設けて、その制限価格のちょっとした上のところが落札したと。その際に、後で国の会計検査院が入って検査したところ、物品購入に関しては最低制限価格は設けてはならないと。ですから、その入札に関しては、落札業者の下、つまり最低制限価格の下の業者が適切な入札であって、その差額分は多分国のほうに返還になったというような事例があると私は記憶しています。当面の間、設けないのではなくて、設けることはありませんというような答弁じゃないとちょっと認識が不足というか、ちょっとある例も出しながらなので申し上げました。答弁があれば。

○議長（佐々木恵寿君） 副町長。

○副町長（佐藤良樹君） 勉強不足で申し訳ございません。その辺もう一度精査いたしまして、今後対応していきたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第104号 物品購入契約の締結について（復興まちづくり支援施設カーテン・ブラインド等備品購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

◎議案第105号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第105号 物品購入契約の締結について（復興まちづくり支援施設什器備品購入）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第105号 物品購入契約の締結について（復興まちづくり支援施設什器備品購入）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

◎議案第106号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第106号 工事請負契約の変更について（本庁舎改修工事（第2期））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

13番、平本佳司君。

○13番（平本佳司君） 確認の意味でちょっとお尋ねをしたいと思えます。これ工事契約の変更でございますが、約2,500万ほどアップされております。それで、変更理由内容についてをしてみると、外壁改修時に屋根を確認、屋根裏だと思ふんですけども、屋根を確認したところ、腐食がひどいというふうな形で雨漏りのおそれがあるということでふき替えをします。あるいは塗装も含めて行うよということがございます。これ先ほど、なるべくいろんな案件で変更のないよということの指摘もありましたけれども、これは約2割までは行かなくても、1割強の15%以上のアップになっております。これをやはり入札時に、中の調査というか内部調査まではいかななくても、ある程度そこまでを見積りをして入札に当たるので

はないかなと私は個人的には思うんですけれども、その辺の考えはどのようなものか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 事前の調査につきましては、屋根のさびにつきましては、足場をかけないと分からない状況でございまして、また屋根の裏側の部分にはガラス繊維シートが張りつけてございまして、これをはがさないと分からなかったものですから、事前には分からなかったものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 13番、平本佳司君。

○13番（平本佳司君） 内容の中身を見ないと分からないということでございましたけれども、今回も契約案件で1件、第3期工事入っています。それは別だと思うんですけれども、いろいろな案件の中で、変更変更が非常に多いのかなと思っておりまして、その辺も含めてきちんと調査をしながら、そしてまたきちんと精査をしながら、ぜひとも入札に当たっていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第106号 工事請負契約の変更について（本庁舎改修工事（第2期））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

◎議案第107号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第107号 工事請負契約の変更について（台風19号道路災害復旧工事（1））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第107号 工事請負契約の変更について（台風19号道路災害復旧工事（1））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

◎議案第108号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第108号 工事請負契約の変更について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（3・4工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、高野武君。

○10番（高野 武君） 資料の中の理由書の中で、土工植生工とあと路盤工とありますけれども、項目別の金額を教えてくださいなと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 建設課長。

○建設課長（戸浪義勝君） それでは、工種別の金額を申し上げます。

まず、土工につきましては約240万円の増でございます。植生工につきましては約2,600万円の増でございます。擁壁工につきましては約130万円の減でございます。路盤工につきましては約250万円の減でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第108号 工事請負契約の変更について（町道請戸

漁港小高瀬迫線道路改築工事（3・4工区））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

◎議案第109号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23 議案第109号 工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工2））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第109号 工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工2））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立全員]

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（午前11時15分）

9 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和3年浪江町議会9月定例会

議事日程(第4号)

令和3年9月16日(木曜日)午前9時開議

- | | | |
|--------|--------------------------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1 1 0 号 | 令和3年度浪江町一般会計補正予算(第2号) |
| 日程第 2 | 議案第 1 1 1 号 | 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 3 | 議案第 1 1 2 号 | 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 4 | 議案第 1 1 3 号 | 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 5 | 議案第 1 1 4 号 | 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 6 | 議案第 1 1 5 号 | 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 7 | 議案第 1 1 6 号 | 令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 8 | 議案第 1 1 7 号 | 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算(第2号) |
| 日程第 9 | 同意第 6 号 | 特別功労者の決定について |
| 日程第 10 | 報告第 7 号 | 浪江町一般会計継続費精算報告書について |
| 日程第 11 | 報告第 8 号 | 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について |
| 日程第 12 | 報告第 9 号 | 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告について |
| 日程第 13 | 発議第 4 号 | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案) |
| 日程第 14 | 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について | |

出席議員（15名）

| | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 1番 | 武藤晴男君 | 2番 | 紺野豊君 |
| 3番 | 吉田邦弘君 | 4番 | 佐々木恵寿君 |
| 5番 | 小澤英之君 | 6番 | 半谷正夫君 |
| 8番 | 佐々木茂君 | 9番 | 山本幸一郎君 |
| 10番 | 高野武君 | 11番 | 渡邊泰彦君 |
| 12番 | 松田孝司君 | 13番 | 平本佳司君 |
| 14番 | 佐々木勇治君 | 15番 | 山崎博文君 |
| 16番 | 紺野榮重君 | | |

欠席議員（1名）

7番 紺野則夫君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|------------------------------------|--------|--|--------|
| 町 | 吉田長数博君 | 副町長 | 佐藤良樹君 |
| 副町長 | 小林弘典君 | 教 | 育笠井淳一君 |
| 代表監査委員 | 山本邦一君 | 総務課長 | 横山秀樹君 |
| 企画財政課長 | 西健一君 | 産業振興課長 | 清水中君 |
| 農林水産課長兼 農業委員会事務局長 | 金山信一君 | 住宅水道課長 | 木村順一君 |
| 建設課長 | 戸浪義勝君 | 教育委員会事務局 教育次長兼 浪江町中央公民館長兼 浪江町津島公民館長兼 浪江町図書館長 | 蒲原文崇君 |
| 会計管理者兼 出納室長 | 中野隆幸君 | 住民課長 | 柴野一志君 |
| 健康保険課長兼 浪江診療所事務長兼 仮設津島診療所事務長 | 掃部関久君 | 介護福祉課長 | 松本幸夫君 |

職務のため出席した者の職氏名

| | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|----|---|---|---|---|----|
| 事 | 務 | 局 | 長 | | 次 | 長 | 兼 | 係 | 長 | |
| | | 吉 | 田 | 厚 | 志 | | 中 | 野 | 夕 | 華子 |
| 書 | | | | 記 | | | | | | 君 |
| | | 鎌 | 田 | 典 | 太朗 | | | | | 君 |

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は15人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎発言の訂正

- 議長（佐々木恵寿君） ここで、建設課長より発言を求められておりますので、これを許可します。
建設課長。
- 建設課長（戸浪義勝君） おはようございます。
議案第108号資料をご準備ください。
昨日のこちらの審議の際、10番高野議員の「工種毎の工事費は幾らになるのか」の質問に対する答弁の中で、一番下の路盤工の工事費を250万円の減と申し上げましたが、正しくは増でありました。
おわびをして訂正をさせていただきます。
大変失礼いたしました。よろしくお願いいたします。
-

◎議案第110号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第110号 令和3年度浪江町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
15番、山崎博文君。
- 15番（山崎博文君） おはようございます。
1点のみご質問いたします。ページで言いますと12ページ、款17の寄附金についてです。
今回、大変ありがたいことに883万円補正増ということでご寄附をいただいております。詳細では衛生費給付金が90万円、教育費寄附金が393万円、企業版ふるさと納税が400万円。それぞれ件数と、もしあと差し支えなければお名前を教えてくださいなと思います。
- 議長（佐々木恵寿君） 住民課長。
- 住民課長（柴野一志君） 12ページ、款17寄附金、項1寄附金、目

2 衛生費寄附金でございます。

こちらは双葉郡 8 町村と広域圏のほうで出資しております株式会社双葉産業廃棄物処理公社のほうからの寄附 1 件でございます。利益剰余金の中からということで、6 月 25 日に開催された株主総会のほうで決議されて、出資団体のほうに寄附という形で納入されたということでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長。

○教育次長（蒲原文崇君） 同じく教育費寄附金 393 万円の内訳でございますが、d o c o m o の職員寄附のほうが 330 万円ほど、それから渋谷のロータリークラブのほうから 10 万円ほど、またプロサッカー選手会のほうから 50 万円ほど、また平塚市の防災クラブのほうから 3 万円、合計で 393 万円となっています。どちらも教育、子育て関係に活用していただきたいという趣旨でのご寄附でございます。

歳出のほうで備品等々、今回その用途については計上させていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 企業版ふるさと納税でございますが、件数としては 2 件でございます。1 件目は株式会社田辺電業社様から 300 万円、もう一件はグランツグループ様から 100 万円でございます。

田辺電業社様につきましては、企業様のご意向によりスマートコミュニティ事業に、グランツグループ様につきましては震災アーカイブ事業のほうにそれぞれ充当させていただく予定でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第 110 号 令和 3 年度浪江町一般会計補正予算（第 2 号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第111号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第111号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第111号 令和3年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第112号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第112号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第112号 令和3年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第113号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第113号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第113号 令和3年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第114号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第114号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第114号 令和3年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第115号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第115号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第115号 令和3年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第115号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第116号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第116号 令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第116号 令和3年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第116号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第117号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第117号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。
討論を終わります。
これより議案第117号 令和3年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。
採決は起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第117号は原案のとおり可決されました。
-

◎同意第6号の質疑、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第9、同意第6号 特別功労者の決定についてを議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。
質疑を終わります。
これより同意第6号 特別功労者の決定についてを採決します。
採決は個別に起立により行います。
まず、横山藏人氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立全員〕
起立全員であります。
よって、横山藏人氏については同意することに決定しました。
次に、馬場績氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

起立全員であります。

よって、馬場績氏については同意することに決定しました。

次に、泉田重章氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

起立全員であります。

よって、泉田重章氏については同意することに決定しました。

次に、佐藤文子氏について、同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

起立全員であります。

よって、佐藤文子氏については同意することに決定しました。

以上、同意第6号については原案のとおり同意することに決定しました。

◎報告第7号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、報告第7号 浪江町一般会計継続費精算報告書についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第7号を終わります。

◎報告第8号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、報告第8号 一般財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 財務諸表の取りまとめ方でありますけれども、一般財団法人ということで、たまたま後ろにまちづくりなみえを掲載されておりますが、我々一般的にはまちづくりなみえの決算の取りまとめ方が一般的かなというか、分かりやすいかなというふうに思うんですが、いこいの村なみえさんのほうの取りまとめ方が私としては分かりにくいのかなというふうに思ったものですから、質問させていただきました。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

従来のまとめ方、道の駅なみえと同様の形でやっていたわけなんです。税理士の先生と相談しまして、やはり財団法人のまとめ方としてはこのような形が適当だということで、財団の正味財産、増減決算書というタイトルであったりと、見慣れないタイトルなどで書くようになったわけですが、その中の提出している書類において、これは必要ないともっと必要だというものがあれば対応していきたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） いいですか。

5番議員に申し上げます。議長と呼んで番号をおっしゃってください。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） そういたしますと、従来から今回この取りまとめ方を変えたと、そういった税理士さんとの話し合いで変えたというような理解でよろしいわけですか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 前回の決算のときからこのような形になりまして、今回、これ2回目でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第8号を終わります。

◎報告第9号の質疑

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、報告第9号 一般社団法人まちづくりなみえの経営状況報告についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、小澤英之君。

○5番（小澤英之君） 決算のまとめ方、こちらも一般社団法人でありまして、今後こちらも変える予定なのかどうか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） こちらのやり方についても、どちらが適当であるかということを経査して検討してまいりたいと思えます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

以上で報告第9号を終わります。

◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第13、発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

〔事務局長朗読〕

- 議長（佐々木恵寿君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

提出者の紺野豊君。登壇でお願いします。

〔2番 紺野 豊君登壇〕

- 2番（紺野 豊君） それでは、発議第4号の意見書の提案説明をさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしている中で、地方財政は、来年も巨額の財源不足が避けられない状況にあります。

よって、このような状況において、地域の実情に応じた行政サービスを持続的に提供していくためには、地方交付税等の一般財源総額の確保・充実が不可欠なことから、国に対してその実現を強く求めていかなければなりません。

よって、この意見書を国へ提出することをご提案申し上げます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上でございます。

- 議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより発議第4号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。
-

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出について

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第14、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申し出についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長並びに各特別委員会委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査は又は調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。
以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。
-

◎町長挨拶

- 議長（佐々木恵寿君） ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

- 町長（吉田数博君） 今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、去る9月7日の定例会開会以来、慎重かつ熱心にご審議を賜り、ご提案申し上げました全ての議案についてご承認をいただきました。厚く御礼申し上げます。

定例会冒頭の一般質問におきましては、町政全般にわたり多くのご質問をいただきました。私が町長に就任してからの町政執行に対するご質問もいただいたところですが、改めまして、当町は震災以降、その時点時点において、町民の皆様だけではなく、実に多くの方々に町の再生へ向けてご支援を賜りました。

徐々にではありますが、復興は目に見える形になっていることもあり、浪江町を元どおりにすることはできなくても、持続可能なまちづくりを目指すことでよりよい町にしていくことはできると信じております。そのために全力で職責を全うしていく所存でございます。

いただきましたご意見、ご提言につきましては、今後の施策立案に十分生かしてまいりたいと考えておりますので、引き続きご理解とご協力を、よろしくお願いいたします。

さて、ご承認いただきました議案第98号 室原地区防災拠点造成工事の契約の締結についてであります。これまでにご承認いただいた町内各所の防災コミュニティセンターとともに、未曾有の災害を受けた当町の今後の防災の核となる施設であります。昨今の気象による大規模な災害は想像をはるかに超える被害が多く、町といたしましては、こうした施設を有効に活用するための、住民の方々と協働した防災体制の構築に力を入れてまいりたいと考えております。

そのほか、議案第100号 浪江町南産業団地造成工事その2の契約の締結や、議案第104号、105号の復興まちづくり支援施設の備品購入のための契約の締結など、今定例会においても、様々なハード事業の契約の締結をご承認いただきました。これまで進めてまいりました施設を含めて、建物の完成をもって事業の終了ではなく、事業のスタートと考えております。これらの建築物を利活用して当初の目的に向かい、町民の福祉向上にいかに関活用するかが問われています。町の有益な施設となるよう、しっかりと運営体制等の構築を進めてまいります。

なお、工事請負契約の変更案件において、案件が多過ぎるのではないかとご指摘を賜りました。様々な要因によりやむを得ない状況ではありますが、今後、なお一層事前調査等においてしっかりと行い、対応を図った上で、でき得る限り変更なく工事が完成できるよう努めてまいりたいと考えております。

結びになりますが、これから昼夜の寒暖差が大きくなってまいります。議員各位におかれましては、健康にご留意を賜り、今後の町の復興、町民福祉の向上のため、より一層のご活躍をご祈念申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって、令和3年浪江町議会9月定例会を閉会します。

（午前 9時31分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署名議員 松 田 孝 司

署名議員 平 本 佳 司

署名議員 佐々木 勇 治